

平成28年度第3回木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日時：平成29年1月13日（金）午後1時30分～

場所：市役所第2北別館2階会議室

1. 開会

2. 議事

（1）事業仕分け事前審議について

- ①職員労務管理事業費
- ②職員研修事業費
- ③公園維持管理事業費
- ④街路樹等管理事業費

（2）公共施設等総合管理計画の答申について

（3）その他

3. その他

4. 閉会

以上

配布資料

- 資料1 事業仕分け（職員労務管理事業費）
- 資料2 事業仕分け（職員研修事業費）
- 資料3 事業仕分け（公園維持管理事業費）
- 資料4 事業仕分け（街路樹等管理事業費）
- 資料5 公共施設等総合管理計画答申（案）
- 資料6 平成28年度事業仕分け要領
- 資料7 平成28年度事業仕分け（意見募集）
- 資料8 公共施設等総合管理計画パブリックコメント結果（当日配布）
- 資料9 平成28年度第3回委員会配席図（当日配布）

1 職員労務管理事業費

- ・事業仕分け説明資料〔職員労務管理事業費〕 … P 9
- ・事務事業評価調査票〔職員労務管理事業費〕 … P11

- 資料1-① … 平成27年度安全衛生管理委員会議事業報告 P12
- 資料1-② … 職員分限処分の状況 P13
- 資料1-③ … 職員安全衛生管理規程 P14
- 資料1-④ … 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 P19
- 資料1-⑤ … 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例施行規則
P20
- 資料1-⑥ … 職員試し出勤実施要領 P21



項目名	職員労務管理事業費	1
担当部局	市長直轄組織 人事秘書課	

臨時職員賃金等を除く

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員の健康管理を目的とした健康診断や、特定事業従事者（保育士等）には特殊健康診断を行っています。
また、職員の心の健康の保持増進・長期休務の再発防止を図るため、メンタルヘルス不調者には専門医による復職支援カウンセリング等を行っております。

平成 27 年度実績

健康診断受診者数 792 人（うち正職員 495 名【受診率 99.4%】・嘱託職員等 297 名）
復職支援カウンセリング 12 回実施（延べ利用者数 71 人）

② この事業によって、どのような効果・成果がありましたか？

定期的な健康診断によって、職員の疾病の早期発見・早期治療につながっています。
また、病気休暇や、特に近年、全国的に増加しているメンタルヘルス不調等による長期休務者にとっては、スムーズな職場復帰につながっています。

③ 私たちの税金をどれだけ・どのように使っていますか？

○ 平成 27 年度実績（費用・実績）

	金額	備考
[A]事業費	5,926 千円	
[B]人件費	2,489 千円	（従事職員）正職員：0.3 人
[C]収入	0 千円	
[A]+[B]-[C]	8,415 千円	市民 1 人当たり 113 円 (H28.4.1 人口：74,561 人)

○ 平成 27 年度主な事業費の内訳（支払の相手方・選び方）

主な事業費	金額	相手方	選び方
健康診断委託料	4,501 千円	京都府市町村職員共済組合	保険者
健康相談委託料	772 千円	日本産業カウンセラー協会	随意契約
産業医謝礼	600 千円	産業医資格所有者	推薦

④ 具体的な仕事の内容はどのようなものですか？

職員健康診断の実施

職場健診（年 1 回）、人間ドック助成の実施

安全衛生委員会議の開催

12 回（月 1 回）

復職支援カウンセリングの実施

12 回（月 1 回）

健康増進事業の実施

骨密度測定等

⑤ 市民（利用者）の声はどうですか？



- ・健康増進事業により健康を考えるきっかけになった。
- ・健康診断の項目の充実を図ってほしい。
- ・復職カウンセリングによる相談できる体制の構築は有効である。

⑥ 事業費・指標はどのように推移していますか？



		H25 実績	H26 実績/前年比		H27 実績/前年比		H28 見込/前年比	
事業費（千円）		5,295	5,890	111%	5,926	101%	8,754	148%
指 標	健康診断受診率(%)	95.4%	96.8%	101%	99.4%	103%	100%	101%
	長期休務者(人) 育児休業者を除く	11人	11人	100%	6人	55%	4人	67%

⑦ 木津川市の発足後、どのような見直しを行いましたか？



- 平成 21 年度 ノー残業デーの導入（週 1 日）
- 平成 24 年度 職員試し出勤実施要領の制定
- 平成 25 年度 復職カウンセリング支援の実施
- 平成 25 年度 健康増進事業の実施
- 平成 28 年度 ノー残業デーの拡充（週 2 日）
- 平成 28 年度 ストレスチェックの導入

⑧ どのような課題がありますか？

- ・病気休務者・メンタルヘルス対象者のスムーズな復職に向けた支援のあり方
- ・職員の健康診断受診率の向上
- ・健康管理面からの時間外勤務の縮減

⑨ 近隣自治体の状況はどうなっていますか？

自治体名	人口 H28. 4. 1	平成 27 年度 健康診断受診率(%)	平成 27 年度復職カウン セリング実施状況	平成 27 年度 病気休暇者数(人)
木津川市	74,561 人	99.4%	有（年 12 回実施）	6 人
京田辺市	67,466 人	98.6%	有（随時）	6 人（平成 26 年度）
城陽市	77,980 人	95.6%	有（随時）	3 人（市長部局のみ）

平成28年度 事務事業評価調査票

(1.継続)

● 事業概要		会計	1	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費	
① 予算科目		37		事 業 名		職員労務管理事業費(臨時職員賃金等を除く)							
② 所管部局		部		市長直轄組織			課	人事秘書課		係	人事係		
		評価者		井上次長			作成者	比志島 哲也					
③ 総合計画		基本方針	7	まちづくりへの参画と協働の創造			施策目標	(3)	新たな行政経営の展開と財政基盤の強化				
		施 策	40	組織・機構と人材育成			主な取組	(2)	人材育成の充実と定員管理				
④ 事業区分		開始年度	平成18年度	終了年度		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 内部／施設管理		市独自上乗せ		<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	
		実施義務	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 法律に実施義務 <input type="checkbox"/> 法律に努力義務 <input type="checkbox"/> その他の実施義務(協定等。⑥欄に記載)										
		市補助金交付事業	<input type="checkbox"/> 該当		補助先								
⑤ 当初予算(千円)		歳出		(財源)国庫		(財源)府		(財源)市債		その他特定財源		一般財源	
				8,754									
⑥ 法令・例規・計画等		地方公務員法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則											
⑦ 対象者	区分	<input type="checkbox"/> 全市民 <input type="checkbox"/> 児童・子育て世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 低所得者 <input type="checkbox"/> 農林業者 <input type="checkbox"/> 商工業者 <input type="checkbox"/> 観光客 <input checked="" type="checkbox"/> その他											
	要件											概数	800
⑧ 受益者負担		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	内容										
⑨ 沿革・履歴		平成24年3月:木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則を施行 (分限休職から復職後1年以内に同一類似の傷病で再度休務を要する場合は、前回休職処分を通算) 平成24年7月:木津川市職員試し出勤実施要領を施行 平成25年11月:復職支援カウンセリングを開始											
⑩ 他市の状況		京田辺市:健康診断受診率98.6%(平成27年度) 城陽市:健康診断受診率95.6%(平成27年度) ※他市においては、受診対象者の積算方法が異なる場合もあります。											
⑪ 活動実績				単位	H25	H26	前年比	H27見込	H27実績	前年比	H28見込	前年比	
健康診断受診者数				人	792	789	+0%	790	792	+0%	790	+0%	
健診受診率				%	95.4	96.8	+1%	100	99.4	+3%	100	+1%	
● 事業評価		事業を継続する。復職カウンセリングの対象を拡充する。											
H ⑫ 27	取組計画	平成27年度受診者 総数792人 (うち正職員受診者数 495人【受診率 99.4%】、嘱託職員及び臨時職員受診者数 297人) * 正職員には再任用フルタイムを含む											
	取組実績												
⑬ 評価 28	人員・コスト	正職員(人) A・B・計	嘱託職員(人) A・B・計	臨時職員	人件費 ①(千円)	事業費決算額 ②(千円)	総コスト ①+②(千円)	市民一人あたりコスト(円)					
		0.30	0.30		2,489	5,926	8,415	113					
評価	事業実施総計推進 コスト削減効率化事務改善	● 3 ○ 2 ○ 1	評価3・1の理由	長期休務者が円滑に職場復帰できる支援施策を展開実施することができた。									
		○ 3 ● 2 ○ 1	評価3・1の理由										
H ⑭ 28	今後の方向性	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 継続(抜本見直し) <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了											
	取組計画	事業を継続する。復職カウンセリングの対象をさらに拡充する。また、ストレスチェック制度を新たに導入する。											

■平成27年度 安全衛生管理委員会議事業報告

期日	事 業 内 容
4月14日	第1回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 安全衛生管理規定の改正(案)について (2) 平成27年度会議開催スケジュールについて (3) その他 事故・病気等による休務者報告
5月19日	第2回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 平成26年度事業報告 (2) 平成27年事業計画について(職場巡視) (3) 厚生会出前健康講座、事故・休職者数等報告
6月19日	第3回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 委員の交替について (2) 事業班分けについて 希望調査 (3) 職場巡視について 実施内容等(チェック箇所等)打ち合わせ
6月30日	職場巡視(相楽台保育園) 16:00~ 飯田産業医、安全衛生管理委員 4名
7月21日	第4回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 衛生管理者の交代について (2) 職場巡視結果報告
8月4日	第5回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 厚生会「出前健康講座」について 実施場所内容等協議 (2) 巡視結果通知(案)について協議
9月8日	第6回 安全衛生管理委員会議開催 厚生会「出前健康講座」の役割分担について
10月8日	平成27年度メンタルヘルス研修 厚生会出前健康講座 「職場のメンタルヘルス」 京都工場保健会 岩佐 浩 先生 午前 ラインケア: 管理監督職向け 19名受講 ~働きやすい人間関係づくりのために~ 午後 セルフケア: 新人向 18名受講 ~自分チェックでセルフケア~ 健康体力測定 肌年齢、骨量測定 約101名が参加 厚生会出前健康講座
10月13日	第7回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 厚生会出前健康講座(メンタルヘルス研修)実施報告について
11月25日	第8回 安全衛生管理委員会議開催 (1) ストレスチェック制度の実施について(概要説明) (2) 事故・休務者等報告
12月9日	第9回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 平成27年度巡回検診等実施状況報告 (2) 安全衛生管理委員の交代について(組合選出委員) (3) 事故・休務者等報告
1月12日	第10回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 今後の取り組みについて(ストレスチェックの進捗報告) (2) 安全衛生の視点からの公用車安全運転対策について
2月9日	第11回 安全衛生管理委員会議開催 (1) ストレスチェック実施案について 概要説明 (2) 事故・休務者等報告
3月8日	第12回 安全衛生管理委員会議開催 (1) 休暇規則、分限条例施行規則の改正について (2) 次年度の開催日程について

資料1-②

■職員分限処分の状況（地方公務員法第28条第1項第2号・第2項第1号）

年度 (4月～3月)	病気休職			
	延べ件数(件)	実人数(人)	うち精神疾患 延べ件数(件)	実人数(人)
平成19年度	2	2	0	0
平成20年度	5	4	1	1
平成21年度	7	4	6	1
平成22年度	16	8	9	4
平成23年度	11	5	11	5
平成24年度	32	9	32	9
平成25年度	41	11	38	10
平成26年度	37	11	37	11
平成27年度	17	6	14	5

■木津川市職員安全衛生管理規程（平成19年訓令第20号）

改正

平成20年8月29日訓令第8号

平成28年3月31日訓令第2号

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の定める事業者の責務としての職員の安全衛生に関し、安全衛生管理組織、健康管理その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 木津川市から給与を受けている一般職に属する職員をいう。
- （2）健康管理 労働基準法（昭和22年法律第49号）第42条の規定に基づく職員の健康診断（予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種を含む。）の計画又はその実施及び事後措置、職場における衛生的諸条件の改善その他疾病の予防等、職員の健康増進に必要な事項の処理を行うことをいう。
- （3）所属長 市長部局の課長、会計課長、上下水道部の課長、議会事務局次長、教育部の課長並びに行政委員会の事務局次長をいう。

（職員の遵守義務）

第3条 職員は、この訓令に定める事項を忠実に遵守し、健康の保持増進、安全の確保を通じて、勤務能率の向上に努めなければならない。

（組織）

第4条 職員の健康管理、安全管理については、市長が統括するものとし、この訓令の定めるところにより、安全衛生管理委員を指揮して実施するものとする。

（産業医）

第5条 法第13条第2項に規定する産業医を置く。

- 2 産業医は、市長が委嘱する。
- 3 産業医は、次に掲げる事項を管理し、必要と認めることについて、市長又は所属長に勧告し、又は助言し、安全衛生管理者を指導し、助言することができる。
 - （1）職員の健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - （2）職員の衛生教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - （3）職員の健康障害の原因調査及び再発防止の措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - （4）職場の巡視に関すること。

（総括安全衛生管理委員及び安全衛生管理委員）

第6条 職員の健康管理、安全管理を適正に行うため、総括安全衛生管理委員及び安全衛生

管理委員 8 人を置く。

- 2 総括安全衛生管理委員は、市長室長をもって充てる。
- 3 総括安全衛生管理委員が、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、人事秘書課長がその職務を行う。
- 4 安全衛生管理委員は、産業医、所属長及び職員組合の代表者のうちから市長が任命するものとする。
- 5 安全衛生管理委員の任期は、2 年以内とする。

(安全衛生管理委員の職務)

第7条 安全衛生管理委員は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 健康に異常ある者の発見、公務中及び公務に係る事故による負傷疾病等に関する実情調査並びにその者の処置に関すること。
- (2) 労働環境条件、作業条件、施設等について保健上及び安全上の改善に関すること。
- (3) 一般の負傷、疾病並びに公務中及び公務に係る事故による職員の身分、給与に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の保健衛生、安全管理に関すること。

(安全衛生管理委員会議の設置)

第8条 職員の健康管理及び安全管理について意見の交換を行い、その処置等の適正を期すため、安全衛生管理委員会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議の招集)

第9条 会議は、市長が必要の都度、その議題を示して招集する。

(会議の運営)

第10条 会議の議長は、総括安全衛生管理委員がこれに当たる。

- 2 議長は、会議を代表し、その運営について必要な事項は、その都度定める。
- 3 議長は、会議に関する重要な事項を記録し、保管するものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、参考人に、会議への出席を求めることができる。

(健康診断の実施)

第11条 市長は、別に定める計画に基づき、あらかじめ指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において健康診断を受けさせなければならない。

(健康診断の種類)

第12条 健康診断は、定期健康診断と特別健康診断とする。

(定期健康診断)

第13条 定期健康診断は、毎年1回以上実施する。

- 2 定期健康診断は、次に掲げる項目について行う。
 - (1) 一般検診
 - (2) 胸部結核検診
- 3 定期健康診断について必要な事項は、その都度定める。

(特別健康診断)

第14条 特別健康診断は、次に掲げる場合に実施する。

- (1) 職員を採用する場合
- (2) 衛生上有害な業務に常時従事する職員の場合
- (3) 業務上常時健康を必要とする職員の場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 特別健康診断について必要な事項は、別に定める。

(健康診断における検査の省略)

第15条 前2条の健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の検査項目の全部又は一部について医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の検査を受けている場合において、その検査がこれらの訓令に基づく健康診断における検査の内容に適合していると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査項目の全部又は一部の検査に代えることができる。

(結果の判定及び事後措置)

第16条 市長は、健康診断の結果に基づき、別表に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて判定し、安全衛生管理委員の意見を聴き、健康管理及び勤務上の指導区分を決定し、その措置を必要とする職員に通知するとともに、適当な事後措置をとるものとする。

2 市長は、前項の判定の結果、次の各号のいずれかに該当する職員についてやむを得ないと認める場合には、業務につくことを禁止することができる。

- (1) 感染性疾患の患者又は感染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められる者
- (2) 精神障害のため業務に就かせることが著しく不適当と認められる者
- (3) 前2号に相当すると認められる者

3 前項の規定による就業の禁止は、文書を交付して行わなければならない。

4 第1項の判定の結果、別表に掲げる「A」の指導区分を受けた者については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間、休務命令により休務させるものとする。

- (1) 結核性疾患 1年以内
- (2) 前号に規定する疾患以外の疾患 90日（ただし、特定疾病については、90日を超えない範囲において延長した日数）以内

5 休務命令の期間の起算日は、現に休務した日とする。

6 第4項の規定により、休務を命ぜられた職員が次条の定めるところにより復職し、3か月以内に再び同一疾病により、休務を命ぜられた場合、その休務期間は、前項の期間に通算する。

7 休務を命ぜられた職員は、次に掲げる事項を速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 療養の場所

(2) 主治医の氏名及び住所

(解除)

第17条 市長は、前2条の規定により、休務している者について、その必要がなくなったと認められるときは、休務期間満了前であっても、直ちに復職を命ずるものとする。

(休職)

第18条 第16条第4項各号に定める期間を超えて、なお引き続き休務を要する者については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により休職を命ずるものとする。

(措置区分の変更)

第19条 第16条第1項に規定する措置区分の通告を受けた者が当該措置区分の変更を求めようとするときは、医師の診断を受け、次に掲げる資料を添えて市長に措置区分変更申請をしなければならない。

(1) 医師2人の診断書 各1通

(2) 前号に掲げるもののほか、病状の経過を知るために必要な資料

2 市長の指示があったときは、前項に規定するもののほか、必要な資料を提出しなければならない。

(衛生管理台帳の作成)

第20条 市長は、職員ごとに職員衛生管理個人台帳（別記様式第1号）を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために、活用しなければならない。

2 第1項の台帳は、5年間保存とする。ただし、第14条の適用を受けた者については、永年保存とする。

(防疫)

第21条 所属長は、職場において次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、直ちに感染症その他不良事態等事故発生通知書（別記様式第2号）により総括安全衛生管理委員を経て、市長に報告しなければならない。

(1) 職員が、感染性疾患にかかったとき。

(2) 前号のほか、安全衛生管理上著しく不良な状態が生じたとき。

(3) 職員に公務による負傷又は疾病及び公務に起因すると認められる負傷又は疾病が発生したとき。

(環境衛生)

第22条 職員は、常に職場の整理整頓に留意し、環境の清潔保持に努めなければならない。

2 総括安全衛生管理委員は、常に職場内の環境衛生に留意し、少なくとも月1回所属長に、その状況を点検させなければならない。

第23条 この訓令に定めるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の木津町職員安全衛生管理規程（昭和55年木津町規程第3号）又は山城町職員安全衛生管理規程（昭和55年山城町規程第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなし、期間は通算する。

附 則（平成20年8月29日訓令第8号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

■木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(平成19年条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関する事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては医師2人を指定してあらかじめ、診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員として身分を保有するが職務に従事しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の木津町、加茂町又は山城町に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち、合併前の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年木津町条例第24号）、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和45年加茂町条例第18号）又は山城町職員の分限に関する条例（昭和31年山城町条例第6号）の規定により休職を命じられた職員については、それぞれこの条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。

■木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則

(平成24年規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年木津川市条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職期間の更新)

第2条 任命権者は、休職期間が条例第3条第1項に規定する休職期間の最長に達しない場合において、なお必要があるときは、休職した日から引き続きその最長に達するまでこれを更新することができる。

(休職期間の通算)

第3条 任命権者は、休職処分に付された職員が条例第3条第2項の規定により復職した日から1年を経過するまでの期間（以下「通算判定期間」という。）に、再び木津川市職員の休日及び休暇に関する規則（平成19年木津川市規則第20号。）第2条に規定する病気休暇の承認を求めた場合（定期的な通院の場合を除く。）において、その療養を必要とする疾病が先の休職処分の原因となった疾病と同一疾病（先の疾病と病因が同じで因果関係が認められる場合を含む。）と認められる場合は、病気休暇を承認せず休職処分とし、復職前の休職期間に引き続いたものとみなして通算する。

2 前項に規定する通算判定期間中において、通院のために病気休暇を承認された日数及び当該職員に同一疾病以外の疾病による休職期間がある場合は、通院日数及び当該休職期間に相当する期間について通算判定期間を延長する。

3 第1項の規定により休職処分を行う場合において、同一疾病であるかどうかの認定その他休職処分を行うまでに要する期間は、同項の規定にかかわらず病気休暇を承認したものとして取扱う。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発令された休職処分については、なお従前の例による。

■木津川市職員試し出勤実施要領（平成24年訓令第9号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、精神性の疾患その他の私傷病により長期間にわたり休務している職員について、復職の可否を判断するため並びに復職を目指す職員の不安の軽減及び円滑な職場復帰のための訓練として実施する試し出勤の実施について、必要な事項を定める。

（試し出勤の対象職員）

第2条 試し出勤の対象となる職員は、以下の職員とする。

（1）木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）第14条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）取得後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する分限休職（以下「病気休職」という。）の処分を受けた職員で、主治医の診断により復職に向けて試し出勤を実施することが適當と認められた職員（以下「休職職員」という。）

（2）連続する1月を超えて病気休暇を取得した職員であって、引続き休務加療を要する診断を受け、主治医の診断により復職に向けて試し出勤を実施することが適當と認められた職員（以下「病休職員」という。）

（試し出勤の種類）

第3条 試し出勤の種類は、以下のとおりとする。

（1）模擬出勤 勤務時間と同様の時間帯に起床して、デイケア等で模擬的な軽作業を行う、図書館で本を読むなど、規則的に時間を過ごす。

（2）通勤訓練 自宅から勤務職場の近くまで通勤経路で移動し、職場付近で一定の時間を過ごした後に帰宅する。

（3）試し勤務 職場復帰の判断等を目的として、本来の職場などに試験的に一定期間継続して出勤し、復職に向けての訓練に従事する。

（試し出勤の位置付け）

第4条 休職職員の試し出勤は、病気休職の期間中に実施するものとし、病休職員の試し出勤は、病気休暇の期間中に実施するものとする。

（試し出勤実施の申し出）

第5条 試し出勤を実施しようとする職員は、別記様式第1号により、任命権者に申し出を行う。

- 2 前項の申し出は、試し出勤を実施することが適當であることが記載された主治医の診断書を添えて申し出るものとする。
- 3 試し出勤を実施する期間及び第3条各号のいずれの方法（又はいずれかの方法を組み合わせる場合を含む。）により実施するかは、前2項の申し出の内容をもとに任命権者が決定する。
- 4 第3条第3号に規定する試し勤務を行う所属は、原則として長期の休暇又は休職に至る

前の職場で実施することとし、当該所属において受入れが困難な特別の事情がある場合又は主治医により当該職員の症状が悪化するおそれがあると判断された場合は、任命権者が指定する他の職場で実施する。

- 5 人事担当課職員及び試し勤務を実施しようとする職員の配属されている職場の所属長又は前項の規定により配属されている職場以外で試し勤務を実施する職場の所属長（以下「所属長」という。）は、当該職員の同意を得て受診に同行し、主治医から試し勤務の実施に関する意見を聞いて、試し勤務の適切な実施に努める。

（試し出勤期間の勤務条件等）

第6条 試し出勤は、休職又は休暇の期間中に実施するものであるため、当該職員に対し指揮命令（業務指示等）を行わないものとする。

- 2 第3条第3号に規定する試し勤務を実施する場合は、前項の規定にかかわらず、復職に必要な訓練の範囲内で所属長の指示に従って勤務に従事する。
- 3 休職職員が試し出勤を実施する期間中は、木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）第19条の規定による給与を除き、いかなる給与も支払わない。
- 4 試し出勤は、第2項に規定する所属長の指示に従って勤務に従事している期間に事故が発生した場合であっても、復職に必要な訓練として実施するものであるため、公務災害又は通勤災害には該当しない。
- 5 第2項に規定する試し勤務の場合であっても、復職に必要な訓練の範囲内であり、公務災害補償は適用されない。

（試し出勤の実施に関する留意事項）

第7条 第3条第1号又は同条第2号に規定する試し出勤を実施する職員は、1週間に1度、所属長又は人事担当課長に対して、適宜の方法により試し出勤の実施状況を報告するものとする。

- 2 第3条第3号に規定する試し勤務を実施する職員は、別記様式第2号により、所属長に対して、日々の試し勤務の実施状況を報告しなければならない。
- 3 所属長は、試し勤務を実施している職員の状況を観察し、別記様式第3号に記録して、1週間に1度、前項の報告を添えて人事担当課長に報告する。
- 4 試し勤務を実施している職員は、試し勤務の実施期間中に症状増悪の状態となったときは、直ちに主治医の診察を受けるとともに、所属長に受診した結果を報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた所属長は、速やかに人事担当課長へ連絡し、産業医、主治医等の意見を踏まえて、試し勤務の中断又は変更を行うものとし、試し勤務を中止する必要があると考えるときは、人事担当課長を通じて任命権者へその旨を報告する。
- 6 所属長及び人事担当課長は、試し勤務を実施する職員の疾病等に関する個人情報の保護に十分配慮しながら、試し勤務の実施に必要な範囲内で当該所属内の職員と必要な情報共有を図り、円滑な試し勤務のための環境整備に努める。

7 試し出勤の実施に関し、この訓令において取り決めのない事項については、当該職員と所属長及び人事担当課長が誠意をもって協議し、任命権者の決裁を受けて決定するものとする。

(復職の判断)

第8条 試し出勤を実施している休職職員又は病休職員の復職については、以下の条件をすべて満たす場合（満たすことが見込まれる場合を含む。）とする。

(1) 主治医から、通院及び服薬等の治療を継続すること並びに復職に当たって時間外勤務、休日勤務及び出張等の制限が必要ではあっても、通常の勤務時間について週を通じて勤務することが可能との診断がなされている。

(2) 連続する1月以上の期間について、病気休職又は病気休暇の原因となった疾病に係る通院又は当該疾病に起因しないその他の勤務をしないことが相当と認められる日を除いて、試し勤務を継続し、所属長の指揮命令に従って勤務に従事することができる。

2 前項第1号の診断は主治医が作成した診断書によるほか、所属長又は人事担当課職員が主治医と面談して聴取することによることができる。

3 第1項第2号の判断は、第7条第3項に規定する別記様式第3号による。

4 職員を復職させる判断は、前2項の書面等により任命権者が行う。

(復職の時期)

第9条 休職職員の復職の時期は、以下のとおりとする。

(1) 休職処分の期間が満了する時点で、前条の条件を満たしたと判断された場合は、休職処分の期間が満了した翌日に復職させる。

(2) 休職処分の期間が満了する日の属する月の前月の末日までに、前条の条件を満たしたと判断された場合は、判断された日の属する月の翌月の初日に復職させる。

(3) 復職の条件を満たしたと判断されるまでに休職処分の期間が終了する場合は、条件を満たすことが可能と思われる期間まで休職処分を延長する。

2 病休職員の復職の時期は、以下のとおりとする。

(1) 休暇期間の満了日までに復職の条件を満たしたと判断された場合には、病気休暇の期間が満了した翌日に復職させる。

(2) 申請されている病気休暇の期間が翌月の2日以降までとなっている場合は、条件を満たしたと判断された日の属する月の翌月の初日から復職させる。

(3) 復職の条件を満たしたと判断されるまでに病気休暇の期間が満了する場合は、条件を満たすことが可能と思われる期間まで病気休暇を延長する申請を行わせる。

(復職させる職場)

第10条 試し勤務を行う所属と同様に、原則として長期の休暇又は休職に至る前の職場に復職させることとし、当該所属において受け入れが困難な特別の事情がある場合又は主治医により当該職員の疾病の症状憎悪につながる等の所見がある場合は、任命権者の決裁を受けてその他の職場へ復職させる。

(復職後の支援)

第11条 復職における勤務上の配慮について、産業医、所属長及び人事担当課職員は連携して、当該職員に対する助言指導及び業務体制等の検証並びに定期面談を実施するものとし、復帰職場においては、所属長が中心となり、職場復帰が円滑に行えるよう所属内の他の職員の協力を得て、良好な職場の環境づくりに努めるものとする。

(安全衛生管理委員会議の役割)

第12条 安全衛生管理委員会議は、この訓令の規定及びこの訓令に規定されていない職員の試し出勤制度の運営に関する事項を審議し、必要に応じて任命権者へ意見を述べるものとする。

(庶務)

第13条 この訓令に関する庶務は、人事担当課において取扱う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

2 職員研修事業費

- ・事業仕分け説明資料〔職員研修事業費〕 … P27
- ・事務事業評価調査票〔職員研修事業費〕 … P29

資料2-① 人材育成基本方針 … P30

資料2-② 平成27年度職員研修実績 … P47

資料2-③ 平成28年度職員研修結果分析 … P49

資料2-④ 平成28年度職員研修計画 … P55



項目名	職員研修事業費	2
担当部局	市長直轄組織 人事秘書課	

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

職員の地方公務員としての知識と資質向上を図り、求める職員像である『できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるかを考え、問題を克服していく「解決力」発揮する職員』への人材育成を目的に、職員研修事業に取り組んでいます。

職域研修（新規採用者研修、一般職員研修、監督者研修、管理職研修）、実務研修、特別研修、派遣研修、職場研修、事務改善の関する提案の研修

② この事業によって、どのような効果・成果がありましたか？

職員がいろんな視点から職員研修に受講することによって、地方公務員として幅広い知識の蓄積、資質向上及び他団体との連携強化につながっています。また、受講だけでなく、発信型の職場研修等による講師やファシリテーター等を務めることにより、人材育成につながっています。

③ 私たちの税金をどれだけ・どのように使っていますか？

○ 平成 27 年度実績（費用・実績）

	金額	備考
[A]事業費	2,928 千円	
[B]人件費	3,319 千円	（従事職員）正職員：0.40 人
[C]収入	368 千円	
[A]+[B]-[C]	5,879 千円	市民 1 人当たり 79 円 (H28.4.1 人口：74,561 人)

○ 平成 27 年度主な事業費の内訳（支払の相手方・選び方）

主な事業費	金額	相手方	選び方
職員研修委託料	1,207 千円	研修委託事業者	随意契約
研修旅費	1,030 千円	職員	—
研修参加負担金	682 千円	研修受入先団体	随意契約

④ 具体的な仕事の内容はどのようなものですか？

- ①次年度の研修計画を策定
- ②研修内容の協議・調整
- ③研修受講者の調整及び所属長への依頼
- ④研修への派遣
- ⑤研修受講者の復命と研修結果の分析・取りまとめ

⑤ 市民（利用者）の声はどうですか？



アンケートについては、5項目（総合満足度・今後の活用・講師の進め方・講師の説明・難易度）を5段階で評価してもらうもので、概ね平均4.1という結果です。研修内容への評価のほか、その他意見で、研修会場の環境への意見もあります。

また、外部研修については、他市町村の職員との情報交換もでき、非常に有効であるとの報告もあります。

⑥ 事業費・指標はどのように推移していますか？



		H25 実績	H26 実績/前年比		H27 実績/前年比		H28 見込/前年比	
事業費（千円）		2,157	2,156	100%	2,928	136%	4,469	153%
指 標	延べ研修受研者(人)	977	2,410	247%	2,757	114%	2,000	73%
	延べ研修実施件数(件)	82	109	133%	106	97%	100	94%

⑦ 木津川市の発足後、どのような見直しを行いましたか？



- 平成25年度 人材育成基本方針の策定
- 職員研修計画（毎年度）に基づく計画的研修の実施
- 派遣研修の拡充
- 職場研修の充実及び庁内周知

⑧ どのような課題がありますか？

- 人材育成における効果的な研修のあり方
(外部研修への派遣及び研修先の選定・研修受講時における職場体制等)
- 研修受講者による庁内へのフィードバック不足

⑨ 近隣自治体の状況はどうなっていますか？

自治体名	人口 H28.4.1	平成27年度人材育成 研修延べ受研者数(人)	平成27年度人材育成 研修延べ実施件数(件)	平成27年度人材育成 研修事業費(千円)
木津川市	74,561人	2,757人	106件	2,928千円
八幡市	72,448人	1,103人	44件	2,010千円
城陽市	77,980人	809人	121件	3,109千円

平成28年度 事務事業評価調査票

(1.継続)

● 事業概要		会計	1	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費	
① 予算科目		33		事業名		職員研修事業費							
② 所管部局		部		市長直轄組織			課	人事秘書課		係	人事係		
		評価者		井上次長			作成者	比志島 哲也					
③ 総合計画		基本方針	7	まちづくりへの参画と協働の創造			施策目標	(3)	新たな行政経営の展開と財政基盤の強化				
		施 策	40	組織・機構と人材育成			主な取組	(2)	人材育成の充実と定員管理				
④ 事業区分		開始年度	平成18年度	終了年度		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 内部／施設管理		市独自上乗せ		<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	
		実施義務	<input type="checkbox"/> 法定受託事務		<input checked="" type="checkbox"/> 法律に実施義務	<input type="checkbox"/> 法律に努力義務	<input type="checkbox"/> その他の実施義務(協定等。⑥欄に記載)						
		市補助金交付事業	<input type="checkbox"/> 該当		補助先								
⑤ 当初予算(千円)		歳出		(財源)国庫		(財源)府		(財源)市債		その他特定財源		一般財源	
				4,469								524	3,945
法令・例規・計画等		地方公務員法、職員研修計画											
⑦ 対象者	区分	<input type="checkbox"/> 全市民 <input type="checkbox"/> 児童・子育て世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 低所得者 <input type="checkbox"/> 農林業者 <input type="checkbox"/> 商工業者 <input type="checkbox"/> 観光客 <input checked="" type="checkbox"/> その他											
	要件	木津川市職員(正規職員、嘱託職員)									概数	600	人
⑧ 受益者負担		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	内容										
⑨ 沿革・履歴		平成25年11月に木津川市職員人材育成基本方針を策定し、その基本方針に基づいた人材育成支援制度(人事評価制度)を策定し、平成26年4月から運用を開始した。											
⑩ 他市の状況		八幡市・延べ受研者数1,103人、延べ実施件数44件(平成27年度) 城陽市・延べ受研者数 809人、延べ実施件数121件(平成27年度)											
⑪ 活動実績				単位	H25	H26	前年比	H27見込	H27実績	前年比	H28見込	前年比	
延べ受研者数				人	1220	2410	+98%	2400	2757	+14%	2000	-27%	
延べ研修実施件数				件	82	109	+33%	100	106	-3%	100	-6%	
● 事業評価		事業を継続する。平成25年に策定した「木津川市人材育成基本方針」に基づき、木津川市の将来像や行政のあり方等を自分たちで創っていくという気構えを持った職員を育成するため、職員研修の充実と効果的な人材育成に取り組む。											
H 27	取組計画												
	取組実績	各種研修受研者数2,757人											
⑫ 人員・コスト	正職員(人) A・B・計	嘱託職員(人) A・B・計	臨時職員	人件費 ①(千円)	事業費決算額 ②(千円)	総コスト ①+②(千円)	市民一人あたりコスト (円)						
	0.40	0.40		3,319	2,929	6,248	84						
⑬ 評価	事業実施総計推進	<input type="radio"/> 3 <input checked="" type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 1	評価3・1の理由										
	コスト削減効率化事務改善	<input type="radio"/> 3 <input checked="" type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 1	評価3・1の理由										
H 28	今後の方向性	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 継続(抜本見直し) <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了											
	取組計画	事業を継続する。平成25年に策定した「木津川市人材育成基本方針」に基づき、木津川市の将来像や行政のあり方等を自分たちで創っていくという気構えを持った職員を育成するため、外部研修への積極的な派遣を図るとともに、市独自研修の充実と効果的な人材育成に取り組む。											

木津川市職員人材育成基本方針

平成25年11月7日策定



＜目次＞

はじめに	1
1. 人材育成の考え方	2
(1) 自律的に自らのキャリア開発に取り組む	4
(2) ワークライフバランスの実現を目指す	4
2. 人材育成の進め方	5
(1) 人材育成推進のための基本施策	5
(2) 人材育成推進の施策	6
3. 人材育成推進施策の概要	8
(1) 人事担当課における取り組み	8
(2) 各所属における取り組み	10
(3) 職員提案制度	12
(4) 職員有志による勉強会への活動助成	12
4. 人材育成に関する成果の検証	13
(1) 事務事業評価による育成成果の検証	13
(2) 人事評価による育成成果の検証	13

はじめに

職員は、市民のための奉仕者として、最大のサービス機関の役割を果たしていくことが求められます。市職員は24時間（プライベートの時間も含めて）、木津川市という大きな組織の一員であり、一人ひとりが重要な役割を担っています。木津川市が求める職員とは、合併により誕生した新しいまちを、自分たちが創っていくという気構えを持ち、何事にもプラス志向で、チャンスを逃さず、前向きに取り組む向上心を持ち、成長していく職員です。

木津川市が誕生して6年が過ぎましたが、この間、社会経済の情勢は大きく変化を続けています。地方分権の進展による権限移譲、市民ニーズの多様化・複雑化、防災意識の高まり等により、市行政が担うべき役割はさらに大きくなっています。

こうした状況の中で、職員には、様々な市民のニーズに対応して、10年後、20年後の木津川市が市民にとって「住んで良かった、住み続けたい」と評価していただけるまちにしていくことが求められます。

そのためには、職員の資質の一層の向上を図ることが不可欠です。この基本方針は、木津川市の将来像や行政のあり方等を、自分たちが創っていくという気構えを持ち、成長していく職員を育成していくための基本的な方針を明らかにするために策定するものです。



1 人材育成の考え方

【 求める職員像 】

◇できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるのかを考え、問題を克服していく「問題解決力」を発揮する職員

職員は、公務員として、人権を尊重し、法令及び社会規範を遵守する高い倫理観を持って、公正、公平に職務を遂行しなければなりません。その上で、様々な能力を発揮して、市民の負託に応え、また市民と協働して、まちづくりを進めていくことが求められています。実際の職務の遂行に必要な能力として、専門的知識や技術をはじめ、傾聴や対話を通じて人の意見や思いを理解する能力や、説明や折衝・交渉により自らの考えを伝える能力、その他にコスト意識や企画力、指導力など、それぞれの職員の職位や所管業務に応じて、高いレベルであることが求められます。

求める職員像とは、全職員に求められる能力として、組織全体の目標を達成するために、自らが果たすべき役割を理解して、解決すべき課題に対して「できない理由」ではなく「どうしたらできるのか」を考え、実行できる職員を育成していきます。問題解決力とは、問題を正しく認識する能力、問題を解決するために必要な行動を設定できる能力、その必要な行動を実行に移す能力、その結果を検証して必要に応じて修正し次の課題に挑んでいくという、自分の中でP D C Aサイクル（※1）を展開していく能力であると言えます。

◇目標を見失わず、正確な現状認識で問題を発見（認識）できる力

◇問題を解決するための「行動」を設定できる力

◇設定した「行動」を実行に移す力

◇実行した結果から、再びギャップを認識し行動を見直す力

【 求める職員像の実現に向けて 】

問題解決能力は、『問題とは解決するために存在する』というところから出発して、自らの意志で問題解決のために必要な能力（スキル）を獲得していくことで身に付くものです。この問題解決に向けた意志は、ヤラサレ感では湧いてきません。自分の果たすべき役割、必要なことだという認識がなければ、また、やりたい仕事は『強い意志でやりとおす』、やりたくない仕事は『できなくても仕方がない』では、本当の問題解決能力は育ちません。やりたくない仕事でも、自分の意志でやりとおすことこそが、大きな成長に繋がります。クレームの対応や不手際のお詫びなど、誰もができればしたくないと思う仕事こそ、自分がやらなければという強い意志をもって臨める職員が必要です。

求める職員像を実現していくためのアプローチとして、人材育成基本方針では、職員自身の自律的な成長とワークライフバランス（※2）の実現に向けたシステムと環境の整備を目指します。職員が、一人の人間として自立し、仕事と生活の調和を図っていくことが、市組織の、そして木津川市の発展に繋がります。



【求める職員像実現へのアプローチ】

- ◇自律的に自らのキャリア開発(※3、4)に取り組む
- ◇ワークライフバランスの実現を目指す

(1) 自律的に自らのキャリア開発に取り組む

人材育成を進めていくためには、まず、職員自身に成長したいという意思がなければ、成長を期待することはできません。また、職員の能力とは、決して実際の職務遂行や研修だけで向上するものではなく、むしろ一人の人間としての成長こそが能力の向上につながります。自らの知識や能力の向上につながる機会は、職場外の日常生活の中にも数多く存在し、こうした機会を逃さずに、成長して行ける人材こそが求められています。



(2) ワークライフバランスの実現を目指す

公務員は、全体の奉仕者ですが、職員自身の健康や生活を大事にしなければ、充実した職務の遂行は困難になります。職員が、職員である前に一人の人間として、それぞれが生活する環境や抱えている状況（子育て、介護、疾病等）は様々です。こうした様々な状況を抱えた人の集まりが組織であり、組織が健全に活動し発展していくためには、組織を構成する職員が健全に活動し、発展していくことが必要不可欠です。職員一人ひとりの成長こそが組織の成長であり、木津川市発展の原動力になります。

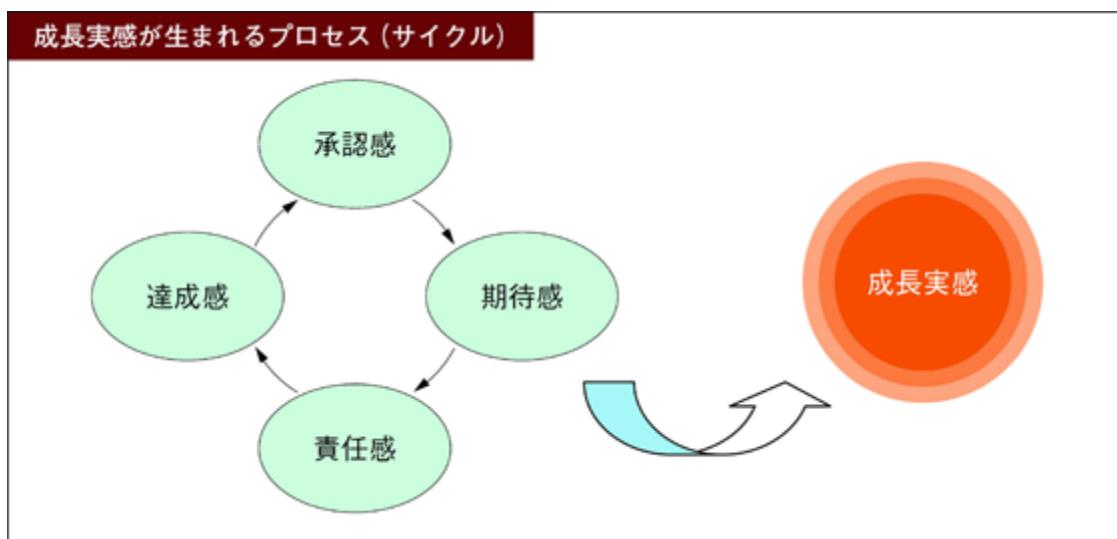
2 人材育成の進め方

(1) 人材育成推進のための基本施策（成長実感サイクル）

人材育成は、職員一人ひとりが自らのキャリア開発やワークライフバランスの実現に向けて、具体的なアクションを起こさなければ何も変わりません。

当然、職員一人ひとりの前向きな姿勢が前提ではありますが、組織としてもそのための環境づくりを行う必要があります。日々の厳しい業務に追われる中で、自身の目標を持って自己啓発に努めなさいとか、ワークライフバランスの実現を目指しなさいと、掛け声だけで実現することは困難です。

実際に、職員が前向きな姿勢で努力したときに、成長を実感できなければ、成長の努力やその維持は困難です。



- ・承認感…自分の存在が認められているという感覚
- ・期待感…自分はこの職場で期待されているという感覚
- ・責任感…自分がこの仕事をやりきるという前向きな姿勢
- ・達成感…何らかの成果が確認できたときに心に湧き上がる思い

日常の職場に、この「成長実感のサイクル」があれば、職員が前向きに職務に取り組み、その取り組みを維持していく環境ができます。

（2）人材育成推進の施策

職員が成長を実感できる環境、システムを整備していくため、以下のような施策を実施していきます。

①人事担当課の取り組み

- ・職員研修計画に基づく職員研修（Off-JT：Off the Job Training）（※5）
- ・人事評価制度の見直し実施
- ・その他の人事施策の検討

②各所属における取り組み

- ・OJT（On the Job Training）（※6）の活性化
- ・発信型専門研修

③職員提案制度の活用

④自主的勉強会活動への支援



階層別の各種研修等の実施（イメージ）

時期	職位	育成の手法（主体）	求める能力・意識
採用時 ～15年 程度	一般職	新規採用職員（人事担当課） OJT（所属） 専門研修（所属） ジョブローテーション（※7）、 階層別研修（人事）	業務遂行能力 コミュニケーション能力 課題発見能力 コスト意識 等
15～ 25年 程度	監督職	専門研修（所属） 階層別研修（人事） キャリア開発（人事）	折衝・交渉能力 課題解決能力 企画・立案能力 経営感覚 キャリア意識 等
25年～	管理職	管理職研修（人事） 評価者研修（人事）	政策形成能力 管理統率力 危機管理能力 経営者感覚 等



3 人材育成推進施策の概要

（1）人事担当課における取り組み

この人材育成基本方針に基づき、人事担当課では、以下の取り組みを進めていきます。人事担当課は、以下の職員研修や人事評価制度の見直しだけでなく、各所属におけるOJTの活性化や発信型専門研修の実施及び自主的勉強会活動の支援を行うこととします。

◇職員研修計画に基づく職員研修（O f f - J T）の見直し

・キャリア開発及びワークライフバランスの実現に向けた研修

従来の階層別研修や公募型研修に加えて、自律的キャリア開発の取り組みやワークライフバランス実現のために、こうした考え方をより深く理解し、実践していく研修を実施していきます。

・OJT充実のための研修

OJTは、従来から各職場で実践されているところですが、近年では、業務内容の多様化や業務量の増加を理由に有効に機能しにくいとも言われています。各所属においてOJTを有効に実施できるよう、職場内のコミュニケーション機能の向上等について、管理監督職を対象とする研修を実施します。所属内のコミュニケーションの充実は、現に多くの職場で行われている朝礼、課内、係内でのミーティングにおける情報共有や意見交換なども、重要なOJTであると言えます。研修の実施だけではなく、各所属におけるOJTの取組事例の紹介を行うなど、全庁的なOJTの質的向上に取り組みます。

◇人事評価制度の見直し実施

試行的に実施してきた「人事考課制度」について、試行を通じて把握された課題等を整理し、「人事評価制度」として実施します。人事評価制度の目的は、試行実施を行ってきた人事考課と同様に、人材育成です。評価のための面談等を通じて、職員一人ひとりの成果や能力の達成を「承認」し、それぞれの職員への「期待」を伝えていく。これにより「責任感」を持って、目標の「達成」に努めることで、「達成」できたことの「承認」を受ける、という「成長実感のサイクル」を確立して、自律的な成長を促す環境をつくります。

成長実感サイクルの中では、満足できる結果が得られないときにこそ、何がそれを阻害する要因なのか、他に有効な手法はないかといった課題解決の検討を通じて、より成長することができます。

人事評価制度では、必ず達成すべき業績の目標だけでなく、チャレンジ目標を設定し、その達成度ではなく、達成のための行動や態度を評価して、職員の果敢なチャレンジを推奨していきます。

こうした人事評価を実施していくことで、どんな職員が求められているのか、組織目標と職員としての自らの役割は何かといったことを、全職員が常に意識して仕事に取り組む環境を整備していきます。

◇その他的人事施策の検討

・人事配置、昇任・昇格管理と能力開発

人事配置には、適材適所により個々の職員が最大限に能力を発揮できるよう配置すること、ジョブローテーションにより幅広い知識や経験を積ませることの2面性があります。若年層は、職員としての視野を広げ、個々の適性を把握するためにジョブローテーションを実施し、中堅以降の職員には、その適性や

能力に応じて、職員のキャリア開発という視点から人事配置を行い、管理職として政策形成の中核となる職員や、高度な専門性を要する業務を遂行する職員を育成していきます。人事評価記録の活用により、昇任・昇格を制度的に管理して、組織としての能力向上を図り、昇任・昇格に対する職員の公平感、信頼性を高めることは、意欲の向上にもつながると考えます。

- ・複線型人事管理の検討

職員の個性や能力を尊重していく上で、すべての職員が管理職となる適性を有するものではありません。特定の分野で、高度な専門性を有する業務を遂行するエキスパートとしてのスタッフ職の設置を検討していきます。

（2）各所属における取り組み

◇OJTの活性化

近年は、職場におけるメンタルヘルス不調者の増加やパワーハラスメントが問題となっていますが、コミュニケーションを充実させることこそが、職場内の風通しを良くし、こうした問題の発生を抑止することとなります。現に多くの職場で実施されている朝礼や、課内、係内でのミーティング等による情報共有や意見交換なども、重要なOJTであると言えます。

世代間のコミュニケーションに関する認識も異なり、『こんなに重要な報告を口頭でなくメールで送信しておくとは何事か』と感じる世代と『重要な報告だからこそ至急メールで送信したのにチェックしないなんて』と考える世代が、現に今、同じ職場で働いています。こうした認識の違いは、何れかが正しく、何れかが誤りとすることではありません。日常のコミュニケーションこそが、いかに重要であるか、いかにすれ違いや勘違いの発生する可能性が高いかを忘

れずに、各職場におけるコミュニケーションのルールや方法を、共通認識としていくことが重要です。こうした土台があつてこそ、OJTによる知識や技術の継承が機能することとなり、OJTにおいて指導する側の研鑽にもなり得るものであります。こうした観点から、所属長を中心としたOJTに関する研修の実施を行い、その成果を各職場において実践していただきます。

◇発信型専門研修の実施

各所属業務の専門研修は、当該所属職員以外が参加する機会はありませんが、専門的な知識であつても、市職員として習得すべき知識や、他部署職員を動員する業務、全庁的な業務では、担当所属による職員研修が行われています。

例えば、市職員として常に意識しておくべき人権研修や、新たな入札制度の導入に当つて開催される説明会、選挙事務従事者への説明会のような実務担当者向けの発信型研修があります。

今後は、例示したような既存の研修だけでなく、外部研修で習得した知識・情報の発表等や、新規採用時や採用後5年といった若年層の職員を対象とした教養研修などを実施していきます。

各所属の職員が講師や発表者となって、知識や情報を提供していくことで、受け手となる職員だけでなく、発信者自身及び発信する所属の能力開発も期待することができます。決して、研修担当課が各所属にノルマを課すということではなく、各所属が主体となって情報発信を行うものです。

多忙な業務の中では、その都度に集合研修を行うことは不可能ですが、府内ランを用いた通信教育やOJTとの連携など、研修の手法についてもそれぞれの持ち味を活かして工夫するなどの取り組みを行います。

（3）職員提案制度

職員提案制度は、職員の市政に関する提案を推奨し、職員の意欲及び創造力の向上、事務の効率化や市民サービス向上を目的として、平成23年度から実施されています。現在の職員提案制度では、採択された提案の実施に向け、提案者が希望する場合は、人事異動により当該事務事業を分掌する所属へ配属して、実際の事業推進に従事できるよう配慮することとされています。

自律的に自らのキャリア開発に取り組むという面からも、提案を採択され、実際の事業推進に取り組むことにより、職員自らが達成感や成長感を得ることにつながります。

（4）職員有志による勉強会への活動助成

職員が、自主的に勉強会を開催する場合、その自主性を損なわないように、活動を継続できるように支援を行います。支援の方法は、研修会場や資機材の使用といった必要最小限の支援とします。あくまでも「自主的な活動」に対する支援として、その活動に制約を設けないよう実施します。



4. 人材育成に関する成果の検証

人材育成に関する成果の検証を行うため、事務事業評価と人事評価の2つを指標として用いることとします。この人材育成基本方針は、以下による成果の検証を行い、その結果をもとに必要な見直しを行います。見直しを行う時期については、年次を定めることなく、各年における成果の検証により必要と判断されれば、速やかに行うこととします。

(1) 事務事業評価による育成成果の検証

事務事業評価は、事務・事業全般にわたって、その効果、効率性を評価する仕組みです。税金（＝予算）を使って、どんな事業を実施し、どのような効果があったかを明確化し、評価を行い、必要なものについては改善を加えていく仕組みです。毎年継続的に実施して、職員の仕事の自己点検と、公表することで市民の皆さんへの説明責任を果たしています。担当課として統一した考え方（評価）のもとで、各職員が担当する事務事業一つひとつについて事務事業評価調査票を作成します。事務事業評価の大きな特徴として、事業の目的達成度を“成果指標”によって数値的に、客観的に把握するところにあります。

この事務事業評価は、当該事務事業の「成果」を検証するものであり、職員一人ひとりの「成果」を評価するものではありませんが、逆に職員一人ひとりのレベルアップの結果が集積されて事務事業の評価となることから、人材育成の効果測定におけるマクロ的な指標として活用することができます。事務事業評価と、人事評価における成果の評価を検証して、市職員への育成効果を検証していきます。

(2) 人事評価による育成成果の検証

人事評価制度は、人材育成基本方針により実施した施策が、どのように成果を上げているかを検証する直接的な指標になります。

平成22年度から試行された人事考課も、「人材育成支援制度」として実施を
してきたところであり、この方針による職員像の実現に向けて、人事評価制度
を活用していきます。

木津川市における人事評価制度は、人材育成支援を主眼におくものであり、
自律的なキャリア開発のためのシステムでもあります。職員個人の成果指標に
ついても、必ず達成すべき目標だけでなく、自らの意思で設定するチャレンジ
目標を設定して、その取り組みを評価していきます。成果の捉え方は、前者は
達成度を評価し、後者は意欲や能力開発の視点から評価を行います。人事考課
と同様に、評価者である所属長と職員との面談を通じて、その成果を「承認」
し、「期待」を明確にしていきます。業務の遂行状況を検証して、「達成」され
た職員の成果や、そのプロセスで発揮された能力を評価して、以後の能力開発
に活かすことが重要です。地方公務員法第40条に規定される勤務成績の評定
と、その結果に応じた措置とは、決して昇給や昇任だけではなく、人材育成の
ための現状把握、課題認識及び問題解決に向けた取り組みを進めていくことも
必要であると考えます。



用語集（本方針における各用語の意味は、概ね以下のとおりです。）

※1 「PDCAサイクル」

PDCAサイクル（ピーディーサイクル、PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）は、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。

Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う。

Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ、spiral up）させて、継続的に業務改善していく。

※2 「ワークライフバランス」

仕事と生活の調和と訳されます。略して「W.L.B (Work Life Balance)」と表記されることもあります。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。仕事と生活の調和の実現は、国民の皆さん一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

※3 「キャリア」

経歴、職歴。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。

※4 「自律的キャリア開発」

社員が主体的に自分のキャリアの将来を考え、みずからその能力向上の手法を選んで行うという考え方。

※5 「Off-JT (Off the Job Training)」

オフ・ザ・ジョブ・トレーニング（オフ ジェイ ティー）と読みます。「職場外研修」と呼ばれ、職場外での研修による業務遂行上の能力訓練のことを指します。

※6 「OJT (On the Job Training)」

オン・ザ・ジョブ・トレーニング（略してオーナー ジュイ ティー）と読みます。

「職場内訓練」のことで、従業員が業務を行う上で必要となる技術や能力を、担当する業務についていたまま教育を受けることを指します。

※7 「ジョブローテーション」

社員の能力開発のために、単一の業務ではなく、多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。人材育成の手法であるOJT(on the job training)の一環。ジョブローテーションには、同一の部門内で他の業務機能に従事する場合と、他部門で業務に従事する場合があります。

■平成27年度職員研修実績

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
一般職員研修	新規採用職員研修	京都府市町村振興協会	1回	2日	17人
	5年目職員研修	京都府市町村振興協会	2回	1日	11人
	課長研修「対人関係決能力の強化」	京都府市町村振興協会	1回	1日	6人
	管理職研修「課題解決へのメンタリティとマネジメント」	京都府南部7市合同研修会	1回	1日	4人
	中堅職研修「中堅職員の”人を育てる力”を伸ばす」	京都府南部7市合同研修会	1回	2日	4人
	監督者研修「目標実現と活性化」	京都府南部7市合同研修会	1回	2日	4人
	特別研修「プレゼンテーション」	京都府南部7市合同研修会	1回	2日	4人
	平成27年度近畿地区女性職員キャリアアップ研修	人事院近畿事務局	2回	3日	2人
	第39回近畿地区課長補佐研修	人事院近畿事務局	1回	4日	1人
	新規採用職員研修	木津川市	3回	1日	63人
	初任者研修	木津川市	3回	1日	85人
	人事評価者研修	木津川市	3回	1日	96人
	法制執務研修「基礎・応用」	木津川市	4回	1日	138人
	法制執務研修「行政手続・行政不服審査制度準備」	木津川市	8回	1日	380人
	法制執務研修「番号法制度」	木津川市	2回	1日	118人
	管理職研修「番号法・行政不服審査法に係る行政手続」	木津川市	2回	1日	81人
実務研修	条例・規則の読み方・つくり方「基礎編」	京都府市町村振興協会	1回	2日	1人
	チーム型政策研究プログラム	京都府市町村振興協会	1回	8日	2人
	エクセル研修	京都府市町村振興協会	2回	1日	2人
	税務担当職員初任者研修	京都府市町村振興協会	1回	3日	8人
	非木造家屋評価研修	京都府市町村振興協会	1回	2日	1人
	農業所得に係る収支計算研修	京都府市町村振興協会	1回	1日	5人
	議会運営実務研修会	京都府市町村振興協会	1回	1日	1人
	小規模非木造家屋評価演習	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	固定資産税（償却資産）の課税と調査実務	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	固定資産の評価実務・法律知識と審査業務の進め方	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	建築工事及び電気設備工事技術検査の具体的な進め方	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	臨時・非常勤職員の任用と管理実務セミナー	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	土木工事技術検査の具体的な進め方	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人
	出納事務	社団法人日本経営協会	1回	2日	1人

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
実務研修	平成27年度住民税課税事務	全国市町村国際文化研修所	1回	11日	1人
	市町村議会事務局職員研修	全国市町村国際文化研修所	1回	3日	1人
	平成27年度伝えたいことが伝わる自治体広報戦略	全国市町村国際文化研修所	1回	3日	1人
	実践！地域活性化	全国市町村国際文化研修所	1回	5日	1人
	平成27年度マイナンバーの運用と今後の展開	全国市町村国際文化研修所	1回	2日	1人
	平成27年度空き家対策からまちづくりを考える	全国市町村国際文化研修所	1回	3日	1人
	木造家屋評価実務研修会	一般財団法人資産評価システム研究センター	1回	4日	1人
	第66回選挙事務講習会	都道府県選挙管理委員会連合会近畿支会	1回	3日	2人
	広報基礎講座	公益社団法人日本広報協会	1回	2日	1人
	第27回「墓地管理講習会」	公益社団法人日本墓園協会	1回	3日	1人
	「新行政不服審査法講演会」全国キャラバン	一般財団法人行政管理研究センター	1回	1日	2人
	平成27年度法務能力向上のための特別実務セミナー	一般財団法人地方自治研究機構	2回	3日	3人
	平成27年度新任精神福祉業務担当者研修	京都府	1回	8日	1人
	地方公共団体における人事評価制度の導入	総務省	1回	1日	1人
	全国地域づくり人財塾「問題解決編」	総務省	1回	3日	1人
	防災スペシャリスト養成研修	内閣府	1回	18日	1人
	パソコン研修	木津川市	4回	2日	130人
	セキュリティ研修	木津川市	6回	2日	387人
	木津川市の地形特性からの治水対策	木津川市	1回	1日	60人
	メンタルヘルス研修	木津川市	2回	1日	37人
	クラウドファンディングの可能性と活用事例	木津川市	1回	1日	22人
特別研修	第35回京都府女性の船	京都府	1回	4日	1人
	市町村トップセミナー	京都府市町村振興協会	1回	1日	6人
	市町村監査委員研修	京都府市町村振興協会	1回	1日	4人
	市町村議会広報研修会	京都府市町村振興協会	1回	1日	11人
	市町村議会委員長研修会	京都府市町村振興協会	1回	1日	6人
	人権研修	木津川市	7回	1日	462人
	DV研修	木津川市	8回	1日	486人
	AED研修	木津川市	4回	1日	84人
合 計			106回	148日	2,757人

■平成28年度職員研修結果分析 事例①

平成28年度初任者研修Ⅲ（ロジカル（論理的）コミュニケーション研修） 抜粋

対象職員 初任者（平成27、28年度採用職員）

研修日 平成28年10月7日（金） 1日研修

アンケート結果（抜粋）

対象者数	40名	受研者数	40名	受研率	100.0%
対象枚数	40枚	回収枚数	40枚	回収率	100.0%

1 研修に対する評価

①総合的な満足度はいかがでしたか。

評価		回答人数（人）	割合（%）	合計点数	平均点数
良い ↑ 普通 ↓ 悪い	5	4	10.0	200点満点中	5点満点中
	4	22	55.0		
	3	14	35.0		
	2	0	0.0		
	1	0	0.0		
計		40	100.0	150	3.8

②この研修は、今後仕事を進めていくうえで役立つ内容でしたか。

評価		回答人数（人）	割合（%）	合計点数	平均点数
良い ↑ 普通 ↓ 悪い	5	10	25.0	200点満点中	5点満点中
	4	24	60.0		
	3	6	15.0		
	2	0	0.0		
	1	0	0.0		
計		40	100.0	164	4.1

③講師の進め方はどうでしたか。

評価		回答人数（人）	割合（%）	合計点数	平均点数
良い ↑ 普通 ↓ 悪い	5	8	20.0	200点満点中	5点満点中
	4	12	30.0		
	3	19	47.5		
	2	1	2.5		
	1	0	0.0		
計		40	100.0	147	3.7

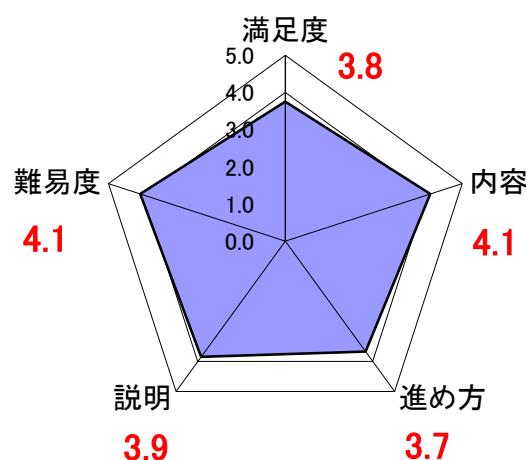
④講師の説明はわかりやすかったですか。

評価		回答人数(人)	割合(%)	合計点数	平均点数
良い ↑ 普通 ↓ 悪い	5	8	20.0	200点満点中	5点満点中
	4	19	47.5		
	3	12	30.0		
	2	1	2.5		
	1	0	0.0		
計		40	100.0	154	3.9

⑤研修内容の難易度はどうでしたか。

評価		回答人数(人)	割合(%)	合計点数	平均点数
良い ↑ 普通 ↓ 悪い	5	11	27.5	200点満点中	5点満点中
	4	22	55.0		
	3	7	17.5		
	2	0	0.0		
	1	0	0.0		
計		40	100.0	164	4.1

【参考】研修評価レーダーチャート



■平成28年度職員研修結果分析 事例②

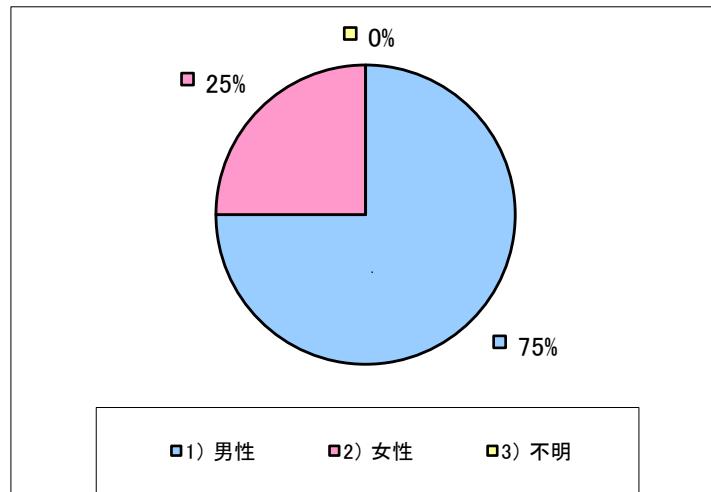
職場ケア管理職研修 抜粹

実施日時： 平成28年11月1日(火) 10:00～12:00
13:30～15:30

アンケート回収数： 40

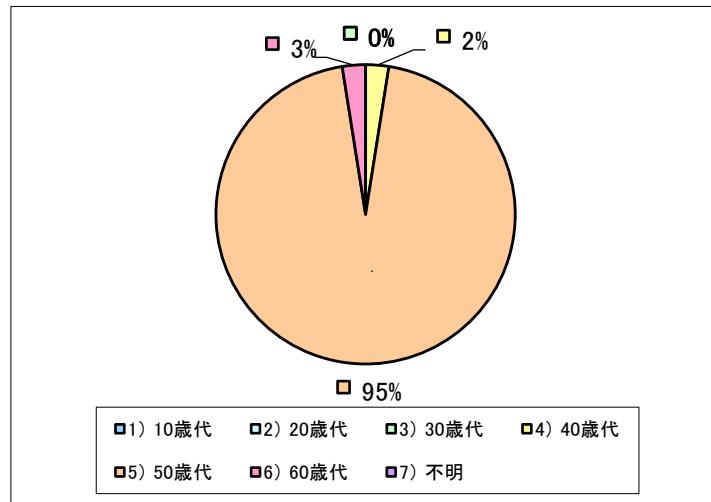
1.性別

項目	人数	率
1) 男性	30	75%
2) 女性	10	25%
3) 不明	0	0%
計	40	100%



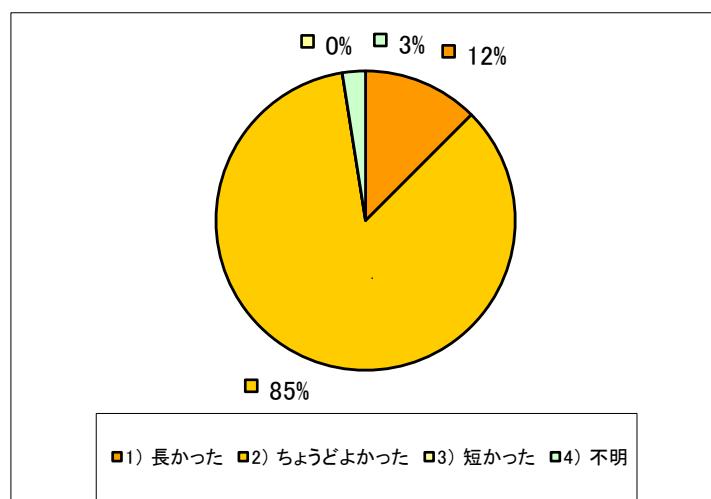
2.年齢

項目	人数	率
1) 10歳代	0	0%
2) 20歳代	0	0%
3) 30歳代	0	0%
4) 40歳代	1	2%
5) 50歳代	38	95%
6) 60歳代	1	3%
7) 不明	0	0%
計	40	100%



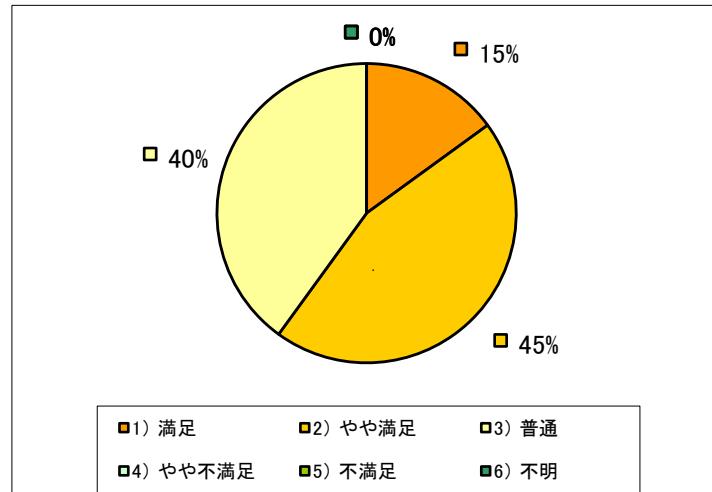
3.内容について – (1) 時間は

項目	人数	率
1) 長かった	5	12%
2) ちょうどよかったです	34	85%
3) 短かったです	0	0%
4) 不明	1	3%
計	40	100%



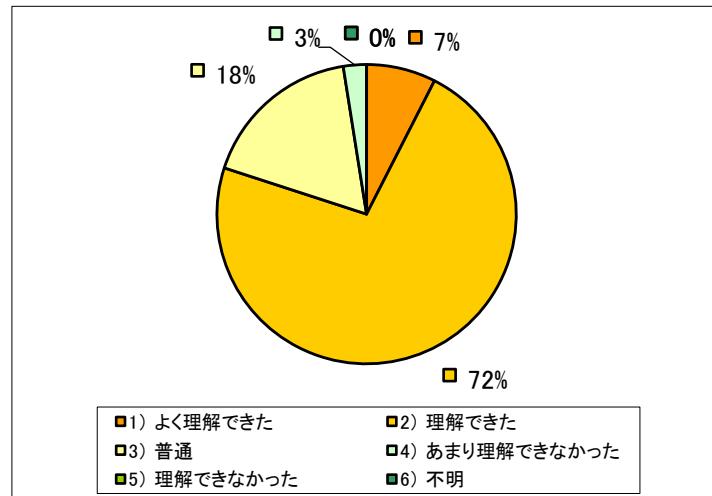
3.内容について – (2) 全体的に

項目	人数	率
1) 満足	6	15%
2) やや満足	18	45%
3) 普通	16	40%
4) やや不満足	0	0%
5) 不満足	0	0%
6) 不明	0	0%
計	40	100%



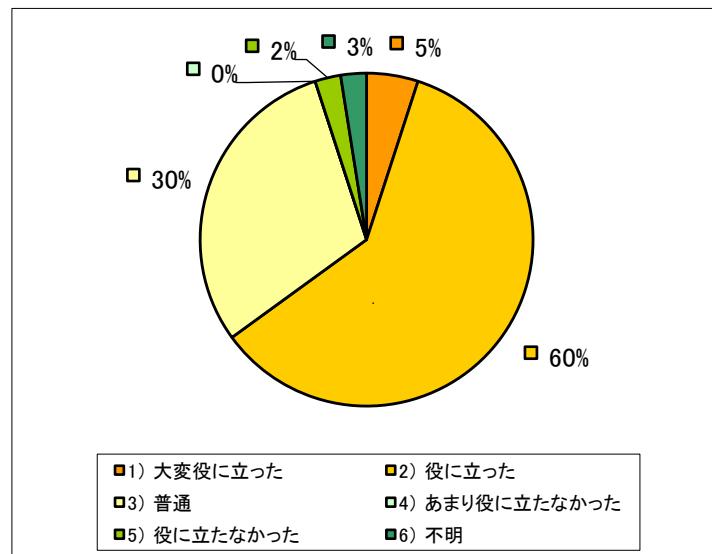
3.内容について – (3) 内容は

項目	人数	率
1) よく理解できた	3	7%
2) 理解できた	29	72%
3) 普通	7	18%
4) あまり理解できなかった	1	3%
5) 理解できなかった	0	0%
6) 不明	0	0%
計	40	100%



3.内容について – (4) 有益性は

項目	人数	率
1) 大変役に立った	2	5%
2) 役に立った	24	60%
3) 普通	12	30%
4) あまり役に立たなかった	0	0%
5) 役に立たなかった	1	2%
6) 不明	1	3%
計	40	100%



以 上

■平成28年度職員研修結果分析 事例③

行財政改革に関する職員研修（全職員対象） 抜粋

研修日時

平成28年7月20日～7月26日 午前・午後の合計9回実施

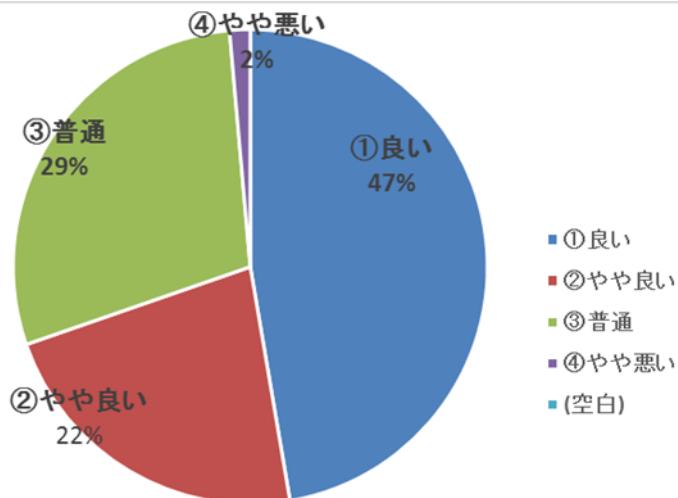
研修概要

地方交付税から見る木津川市の行財政運営の特徴と課題

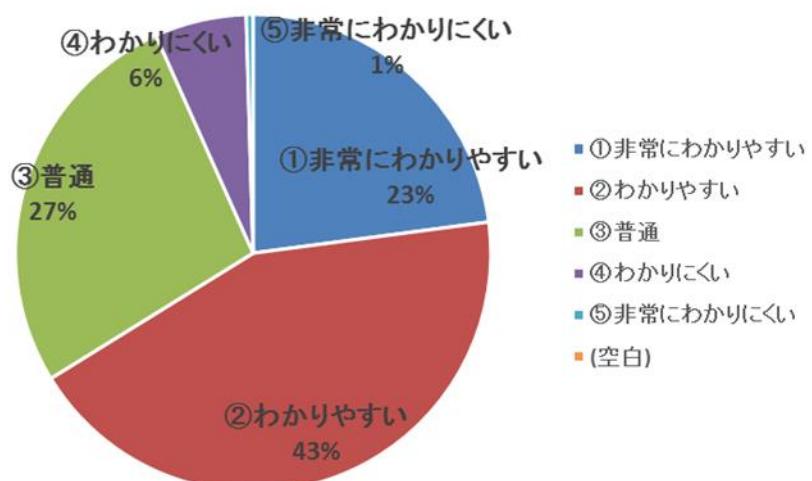
アンケート集計（抜粋）

項目	今回の研修	前回研修(平成26年度)	備考
実施時期（回数）	平成28年7月（9回実施）	平成26年7月（8回実施）	
研修対象者（人）※1	466人	454人	
出席者（人）	439人	429人	
出席率（%）	94.2%	94.3% ※2	
アンケート提出者（人）	434人	416人	
アンケート提出率（%）	98.9%	97.0%	※1 出向者、長期休職者、研修、災害派遣を除く正職員（H26においては、部長は除く） ※2 台風8号対応業務者15名を除くと出席率97.7%

Q. 講師の研修の進め方はどうでしたか。



Q. 講師の説明はわかりやすかったですか。



Q. 行財政改革は必要だと思いますか。

回答	今回の研修		前回研修(平成26年度)		前回比較	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
はい	391	90.1	395	95.0	△ 4	△ 4.9
いいえ	1	0.2	1	0.2	0	△ 0.0
わからない	41	9.4	16	3.8	25	5.6
無回答	4	0.9	4	1.0	0	△ 0.0

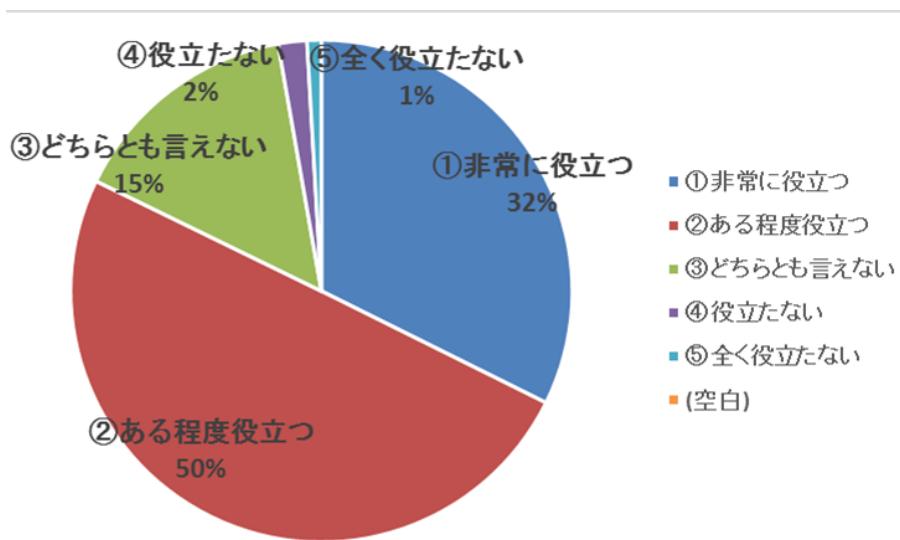
年齢別

勤続年数別

年齢 回答	はい	いいえ	わからない
①～25歳	30		11
②26～30歳	54		7
③31～35歳	28		
④36～40歳	40	1	6
⑤41～45歳	67		5
⑥46～50歳	57		8
⑦51～55歳	71		1
⑧56歳～	42		3
無回答	2		

勤続年数 回答	はい	いいえ	わからない
①勤続1～5年以下	72		15
②勤続6～10年以下	42		4
③勤続11～20年以下	56	1	5
④勤続21年以上	217		15
無回答	4		2

Q. 研修は、今後、仕事を進めていく上で役立つ内容でしたか。



以上

平成28年度
職員研修計画

目 次

○ 基本方針	1
○ 研修体系	2
I 平成28年度研修計画	3
1 市実施研修	3
2 外部実施研修	9
II 研修受研基準（外部実施研修）	14
1 各研修の優先順位	14
2 各研修の助成金	14
3 研修受研基準（外部実施研修）	14
III 研修を受研するにあたって	15
1 所属長へのお願い	15
2 受研者へのお願い	16
IV 様式関係	17
V 参 考	23
○ 木津川市職員の研修に関する規程	23

○ 基本方針

今日の本市行政を取り巻く環境は、地方分権の進展による権限移譲、市民ニーズの多様化・複雑化、厳しさを増す財政状況、防災意識の高まり等により大きく変化を続けており、市行政が担うべき役割はさらに大きくなっています。

こうした状況の中で、最少の経費で最大の行政効果を発揮できるよう、前例踏襲や従来の固定観念にとらわれることなく、時代の変化に即応し様々な市民のニーズに対応して、10年後、20年後の木津川市が市民にとって「住んで良かった、住み続けたい」と評価していただけるまちにしていくことが求められます。

そのためには、職員は、市民のための奉仕者として、最大のサービス機関の役割を果たしていくことが求められ、職員の資質の一層の向上を図ることが不可欠であります。木津川市の将来像や行政のあり方等を、自分たちが創っていくという気構えを持ち、成長していく職員を育成していくための「木津川市人材育成基本方針」に基づき、次のような職員像を目指し、職員計画の充実と効果的な人材育成に取り組んでいきます。

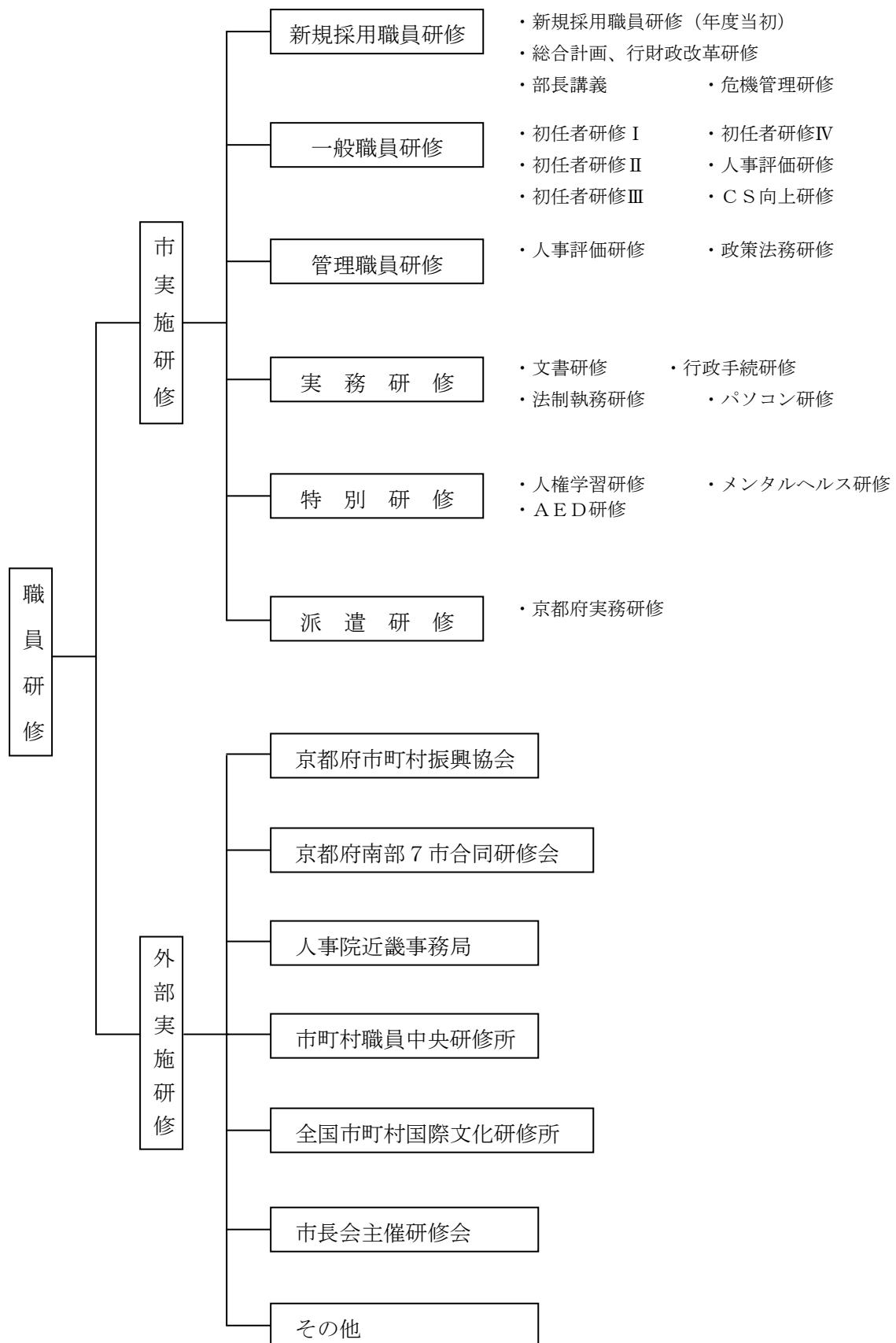
【 求める職員像 】

◇できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるのかを考え、問題を克服していく「問題解決力」を発揮する職員

本市が求める職員とは、合併により誕生した新しいまちを、自分たちが創っていくという気構えを持ち、何事にもプラス志向で、チャンスを逃さず、前向きに取り組む向上心を持ち、成長していく職員です。

◇目標を見失わず、正確な現状認識で問題を発見（認識）できる力
◇問題を解決するための「行動」を設定できる力
◇設定した「行動」を実行に移す力
◇実行した結果から、再びギャップを認識し行動を見直す力

○ 研修体系



I 平成28年度研修計画

1 市実施研修

(1) 新規採用職員研修

○ 新規採用職員研修 I

研修科目	地方自治制度、地方公務員制度、公務員倫理、本市事業説明、勤務条件、社会人としての基本スキル等
研修目的	市政の概要や服務など、市職員として必要な基礎知識を習得する。
対象者	平成28年度 採用職員
実施時期	平成28年4月1日（金）～平成28年4月7日（木） 5日

○ 新規採用職員研修 II

研修科目	行財政改革研修
研修目的	『普通交付税から見る木津川市の特徴』と題した講義により、普通交付税の仕組み等の基礎知識を習得する。
対象者	平成28年度 採用職員ほか（採用6年未満）
実施時期	平成28年7月20日（水）、22日（金） 半日研修

○ 新規採用職員研修 III

研修科目	部長講義
研修目的	新規採用職員に対して各部長による所属部署の業務内容の説明や、経験豊富な成功事例等の紹介を行うことにより、職務遂行上必要な基礎知識を習得するとともに、地方公務員としての自覚と意識の高揚を図ることを目的とする。
対象者	平成28年度 採用職員
実施時期	平成28年8月初旬、1月～2月（予定） 半日研修

○ 新規採用職員研修 IV

研修科目	危機管理研修
研修目的	陸上自衛隊において危機管理研修を実施し、市職員として必要となる危機管理意識の向上及び同期としての絆の醸成を図る。
対象者	平成28年度 採用職員
実施時期	平成28年10月下旬（予定） 1泊研修

○ 新規採用職員研修 V

研修科目	総合計画、行財政改革研修
研修目的	『総合計画』、『行財政改革の取組み』を重点において講義により、行政事務に必要な専門的知識を習得する。
対象者	平成28年度 採用職員
実施時期	平成28年11月上旬（予定） 半日研修

（2）一般職員研修

○ 初任者研修 I

研修科目	指導の受け方研修
研修目的	指導を受ける際の心構えを整え、職場でのあらゆるシーンに活用できる効果的な「聞く」、「話す」の手法を習得する。
対象者	平成27年度～平成28年度 採用職員
実施時期	平成28年6月下旬（予定） 1日研修

○ 初任者研修 II

研修科目	仕事への取り組み方（問題解決・業務改善）研修
研修目的	各自の社会経験や入庁からこれまでの経験を振り返り、問題点の洗い出し、原因の追及、問題解決の技法を学び、より円滑な業務遂行を行うため、問題解決への道筋を論理的に考える高度な思考法と具体的手法を習得する。
対象者	平成27年度～平成28年度 採用職員

実施時期	平成28年8月下旬（予定） 1日研修
------	--------------------

○ 初任者研修 III

研修科目	ロジカルコミュニケーション研修
研修目的	聞き手が相手に与える影響の大きさ、相手主体に聞くことの重要性を理解し、自分の考えを論理的、具体的に伝わる効果的なコミュニケーション手法を習得する。
対象者	平成27年度～平成28年度 採用職員
実施時期	平成28年10月中旬（予定） 1日研修

○ 人事評価研修

研修科目	人材育成支援制度研修
研修目的	目標管理・人事評価のコンセプトを統一し、職員の理解を深め、人材育成の効果を高める。
対象者	一般職員
実施時期	平成28年4月～（随時） 半日研修

○ CS向上研修

研修科目	接遇・コミュニケーション
研修目的	行政サービスの基本となるCS（市民満足度）の重要性を認識し、創意工夫をしながら市民対応改革を推進し、総合的なサービスの品質向上を図る。
対象者	全職員
実施時期	調整中

（3）管理職研修

○ 人事評価研修

研修科目	目標管理、評価者研修
研修目的	評価者に必要な知識や能力を養成し、部下のモチベーション向上に

	つながる育成法と人事評価の有効活用方法を学ぶ。
対象者	主幹級以上の管理職員
実施時期	平成28年7月頃（予定）、平成29年2月頃（予定） 1日研修

○ 政策法務研修

研修科目	事務事業の変化と法制執務の必要性
研修目的	地方自治体を取り巻く環境の変化や、市が直面する行政課題に的確に対応するための政策形成能力の向上を図る。
対象者	主幹級以上の管理職員
実施時期	平成28年8月10日（水） 半日研修

（4）実務研修

○ 法制研修

研修科目	法制執務と政策法務
研修目的	<ul style="list-style-type: none"> ・法制執務の基礎的な知識及び技法を習得し、その職務を的確に遂行できる能力の向上を図る。 ・法制執務の応用的な知識及び技法を習得し、行政課題の解決及び政策の立案過程における着眼点や考察力を養い、地方分権と変革の時代に必要な政策法務能力の向上を図る。
対象者	全職員（希望者）（保育園、幼稚園の職員は除く）
実施時期	基礎編：平成28年8月24日（水） 1日研修 応用編：平成28年8月25日（木） 1日研修

○ 文書基礎研修

研修科目	文書の起案、文書管理等
研修目的	行政活動の基礎となる公文書の基礎的な知識を習得し、その職務を的確に遂行できる能力の向上を図る。
対象者	平成27年度～平成28年度採用職員 (保育園、幼稚園の職員は除く)

実施時期	平成28年5月19日（木） 1日研修
------	--------------------

○ 行政手続研修

研修科目	行政手続制度と行政不服審査制度
研修目的	行政手続及び行政不服審査の制度理解を行い、必要な知識の習得や意識改革を行うことにより、適正な運用体制の整備を図る。
対象者	全職員
実施時期	平成28年10月上旬（予定） 半日研修

○ パソコン研修

研修科目	パソコン基本操作（基礎）
研修目的	パソコンを実際に操作しながらワード、エクセル等の基本から、実務でよく使われる便利な機能やショートカットキーなど、パソコンの活用スキルを習得し実践力を向上させる。
対象者	全職員（希望者）
実施時期	平成28年11月頃（予定） 半日研修

（5）特別研修

○ メンタルヘルス研修

研修科目	メンタルヘルス
研修目的	メンタルヘルスへの理解と適切な対応について実践的に学び、効果的に対処する手法を習得する。
対象者	全職員（希望者）
実施時期	未定 半日研修

○ AED研修

研修科目	普通救命講習Ⅱ
研修目的	市内各施設に設置されている自動体外式除細動器（AED）の使い

	方、心配蘇生法を学び、万一の事態に対応できるよう訓練する。
対象者	全職員（年度計画により順次受研）
実施時期	平成28年10月～平成29年2月頃 半日研修（計4回）

○ 人権学習研修

研修科目	人権学習研修
研修目的	市職員として様々な人権問題について理解を深める。
対象者	全職員
実施時期	平成28年10月～平成29年1月（予定） 半日研修（計5回）
担当課	人権推進課、社会福祉課ほか

○ ストレスチェック研修

研修科目	ストレスチェック
研修目的	ストレスチェック義務化に伴い、制度内容を理解し、セルフケアの方法について習得する。
対象者	全職員（希望者）
実施時期	未定 半日研修

（6）派遣研修

○ 市町村職員実務研修

研修科目	地方自治制度、地方税制度、地方財政制度、交付税制度、地域振興諸政策など
研修目的	京都府において職員として勤務し、実務を通じて地方自治行政の根幹を学び、市町村職員としての資質の向上を図り、もつて市町村行政の民主的かつ能率的な運営に資することを目的とする。
対象者	採用後概ね3年～10年の職員の中から選考（1名）
研修期間	平成28年4月～平成29年3月（1年間）
派遣先	京都府

2 外部実施研修

(1) 財団法人京都府市町村振興協会 市町村職員等共同研修

○ 階層別研修

研修科目	対象者	日数	実施予定日	会場（予定）
新規採用職員研修	平成28年度の新規採用職員 (前年度の未受験者を含む)	2日	<p>【第1班】 平成28年10月25日（火） ～26日（水）</p> <p>【第2班】 平成28年11月1日（火） ～2日（水）</p> <p>【第3班】 平成28年11月8日（火） ～9日（水）</p> <p>【第4班】 平成28年11月15日（火） ～16日（水）</p>	京都府職員研修・研究支援センター
5年目職員研修 (政策形成)	採用後、5年目の職員 (平成24年度採用職員)	1日	<p>【第1班】 平成28年5月24日（火）</p> <p>【第2班】 平成28年5月25日（水）</p> <p>【第3班】 平成28年5月26日（木）</p>	京都府職員研修・研究支援センター
5年目職員研修 (ロジカル・シンキング)	採用後、5年目の職員 (平成24年度採用職員)	1日	<p>【第1班】 平成28年11月9日（水）</p> <p>【第2班】 平成28年11月10日（木）</p> <p>【第3班】 平成28年11月11日（金）</p>	京都府自治会館
10年目職員研修	採用後、原則10年目の職員 (平成19年度採用職員)	1日	<p>【第1班】 平成28年8月24日（水）</p> <p>【第2班】 平成28年8月25日（木）</p> <p>【第3班】 平成28年8月26日（金）</p>	京都府自治会館

研修科目（内容）	対象者	日数	実施予定日	会場（予定）
新任係長研修	係長に昇任して1年程度の経験を有する職員	2日	【第1班】 平成28年5月18日（水） ～19日（木） 【第2班】 平成28年5月24日（火） ～25日（水） 【第3班】 平成28年5月26日（木） ～27日（金） 【第4班】 平成28年6月2日（木） ～3日（金）	京都府自治会館
課長研修	課長級の職員	1日	【第1班】 平成28年7月25日（月） 【第2班】 平成28年7月26日（火）	京都府自治会館

○ 能力開発研修

研修科目（内容）	対象者	日数	実施予定日	会場（予定）
・法制執務（基礎） 条例・規則の読み方・つくり方	法制執務の基礎的な知識を必要とする職員（実務経験が概ね2年未満の職員）	2日	【第1班】 平成28年6月9日（木） ～10日（金） 【第3班】 平成28年6月23日（木） ～24日（金） ※第2班は北部会場	京都府自治会館
・法制執務（応用） 法制執務の応用（実践編）	法制執務の実践的な能力を必要とする職員（実務経験が概ね2年以上の職員）	2日	【第1班】 平成28年7月14日（木） ～15日（金） ※第2班は北部会場	京都府自治会館
・政策法務 政策法務と条例立案	政策法務能力を必要とする職員	2日	平成28年9月30日（金） 10月11日（火）	京都府自治会館
・自治体訴訟 自治体における訴訟実務	訴訟実務に関する基礎的な能力を必要とする職員	2日	平成28年9月1日（木） ～9月2日（金）	京都府自治会館
・問題解決 問題解決のための論理と発想	採用後、概ね5年目から係長級の職員	1日	【第1班】 平成28年10月28日（金） 【第2班】 平成28年11月2日（水）	京都府自治会館

研修科目（内容）	対象者	日数	実施予定日	会場（予定）
・コミュニケーション 円滑なコミュニケーションを導く表現技法	コミュニケーション能力を必要とする職員	1日	【第1班】 平成28年6月29日（水） 【第3班】 平成28年8月4日（木） ※第2班は北部会場	京都府職員研修・研究支援センター
・クレーム対応 貴重な情報としてのクレーム活用法	クレーム対応能力を必要とする職員	1日	平成28年11月2日（水）	京都府職員研修・研究支援センター
・ファシリテーション 会議進行、協議促進のスキル向上	ファシリテーション（会議進行）能力を必要とする職員	1日	【第2班】 平成28年9月14日（水） ※第1班は北部会場	京都府職員研修・研究支援センター
・コーチング やる気と可能性を引き出すコーチング	係長級から課長級の職員	2日	平成28年7月21日（木） 平成28年8月25日（木）	京都府職員研修・研究支援センター
・職場リーダー養成 職場リーダーとしての役割と責任	係長級から課長補佐級の職員	2日	平成28年7月11日（月） 平成27年8月22日（月）	京都府職員研修・研究支援センター
・チーム型政策研究 チーム型政策研究プログラム	政策課題の解決能力の向上を目指す若手職員 (概ね20歳代～30歳代の職員)	8日	平成28年5月～9月 ※数週間の間隔で複数回の集合研究等を実施	京都府自治会館
・海外行政調査研究 海外行政調査研究プログラム	研修・研究テーマに関する研究意欲の高い中堅職員	8日～12日	平成28年6月～10月 (予定)	アメリカ合衆国
・危機管理 実践！『危機管理』	係長級から課長級の職員	1日	平成28年10月4日（火）	京都府自治会館
・行政経営 行政経営・職な管理の理論と実際	係長級から課長級の職員	1日	平成28年10月17日（月）	京都府自治会館
・手話 手話研修	対人関係業務が多い職場等に勤務する職員	4日	平成29年1月～2月（予定）	京都府職員研修・研究支援センター

研修科目（内容）	対象者	日数	実施予定日	会場（予定）
・エクセル エクセル（基礎・応用）	パソコンの基本操作の知識を有し、今後、職務上パソコンを積極的に活用していく予定の職員	各1日	平成28年7月～9月（予定）	京都府職員研修・研究支援センター

○ 実務研修

研修科目（内容）	対象者	日数	実施予定日
・税務（初任者） 税務担当職員初任者研修会	税務事務経験の浅い職員	2日	平成28年8月上旬（予定）
・税務（固定資産税／木造家屋） 木造家屋評価研修会	固定資産評価補助員（家屋評価担当者で経験の浅い職員）	1日	平成28年12月2日（金）

○ 特別研修

研修科目（内容）	対象者	日数	実施予定日
・トップセミナー 市町村トップセミナー	正副市町村長 正副議會議長 部（課）長等	1日	平成29年1月中旬（予定）
・（議会）1期目議員	市町村1期目議員	1日	平成28年10月25日（火）
・（議会）事務局職員	議会事務局職員	2日	平成29年2月9日（木） 10日（金）
・監査 市町村監査委員研修会	監査委員、監査事務局職員	1日	平成28年11月16日（水）
・男女共同参画 「京都府女性の船」派遣研修	参加が決定した職員で理事長が承認したもの	4日	平成28年6月10日（金） ～13日（月）

注1 各研修の詳細及び受研者の募集等については、それぞれの研修実施日の6週間前から4週間前に別途通知します。

注2 研修科目・研修内容については、変更になる可能性があります。

（2）京都府南部7市合同研修会

研修名	対象者	日数	実施予定日	当番市
管理職研修	課長級職員	1日	平成28年7月頃	
中堅職員研修	中堅職員	2日	平成28年10月頃	
特別研修	若手職員～中堅職員	2日	平成28年11月頃	木津川市
監督職研修	係長級～課長補佐級職員	2日	平成29年1月頃	

注1 各研修の詳細及び受研者の募集等については、それぞれの研修実施日の6週間前から4週間前に別途通知します。

注2 研修科目・研修内容については、変更になる可能性があります。

(3) 人事院近畿事務局

研修名	対象者	日数	実施予定日
課長補佐研修	課長補佐職員	4	未定 ※日程決定次第人事院より通知あり
係長研修	係長職員	4	未定 ※日程決定次第人事院より通知あり
女性職員キャリアアップ研修	係長級から課長補佐級の職員	3	未定 ※日程決定次第人事院より通知あり

(4) 全国市町村国際文化研修所（JIAM）

内 容	対象者	派遣予定人数
政策実務研修・専門実務研修	全職員	10人

研修内容参考URL <http://www.jiam.jp/>

(5) 市町村職員中央研修所（JAMP）

内 容	対象者	派遣予定人数
専門実務研修	全職員	2人

研修内容参考URL <http://www.jamp.gr.jp/>

(6) 近畿市長会

内 容	対象者	期 間
各都市における諸課題	全職員	夏期・冬季とも2日

(7) その他民間研修会社

内 容	対象者	派遣予定人数
専門実務研修	全職員	2人

注 各研修の詳細及び受研者の募集等については、その都度通知します。

II 研修受研基準（外部実施研修）

1 各研修の優先順位

市実施研修 > **外部実施研修**

（外部実施研修）

京都府南部7市合同研修会 > **人事院近畿事務局研修** > **財団法人京都府市町村振興協会**

> **全国市町村国際文化研修所** > **市町村職員中央研修所** > **その他団体・民間研修会社など**

2 各研修の助成金

市が負担する研修参加費について次の基準により公益財団法人京都府市町村振興協会から助成金が交付されます。

- ・ 公益財団法人京都府市町村振興協会が主催する市町村職員等共同研修に参加する場合

研修参加費用（旅費）の9／10が助成

- ・ 全国市町村国際文化研修所（J IAM）及び市町村職員中央研修所（J AM P）が主催する研修に参加する場合

研修参加費用（負担金・旅費）の1／2が助成

3 研修受研基準（外部実施研修）

外部実施研修の受研申込をする場合は、上記1及び2の基準を参考に申し込みをしてください。同様の研修科目がある場合は必ず優先順位の高い研修に申し込みをしてください。

専門実務研修については、その研修が業務に必ず役立つものであるか、費用対効果が十分得られる内容であるかを検証し申し込みをしてください。

III 研修を受研するにあたって

研修は、能力開発の中心として、人材育成を支援するための重要な役割を果たします。

研修を効果的に行い、研修で得た知識や経験を職場や職務に反映させ、職員一人ひとりの「意識の改革」や「行動の変容」に結びつけるためには、職場の理解と連携が何より大切です。

研修受研に際し、所属長及び受研職員は次のポイントに心がけてください。

1 所属長へのお願い

- 所属長は、所属職員の業務を調整し、研修を均等に受けられるよう機会を与えてください。
- 人事秘書課からの指名型研修については、職員が研修を受けられるよう配慮をお願いします。
- 公募型研修については、職員の意欲、業務への効果などを十分検証していただき、所属長の推薦により申込をお願いします。
- 受研前に、研修の目的や内容を基に上司・先輩として期待することなどを伝え意欲を持って研修に参加できるよう指導してください。
- 研修当日は、研修を受ける職員に連絡を取ることがないよう、事前に業務を十分調整して、職員が研修に専念できるよう心がけてください。
- やむを得ない理由により、受研予定者を欠席させる場合は、『欠席届』を提出してください。また、遅刻・早退させる場合は、必ず事前に所属長が人事秘書課に連絡するようにしてください。

2 受研者へのお願い

- 研修の受研者は、公募型研修に応募する場合は、所属内で調整したうえで、『受研申込書』（指定の様式がある場合は、その書式を使用すること。）を人事秘書課に提出してください。
また、公募型研修であっても市長公室長が業務上必要と判断した場合は、指名する場合があります。その場合についても通常の手続きと同様に受研申込書を提出してください。
- 受研者は、研修日程を把握し、計画的に業務を進め、研修に専念できるよう準備しておいてください。
- 本市集合研修の実施の際は、研修会場に開始5分前までにお集まりください。
- 研修当日に所属から連絡・呼び出しが入ることがないよう、事前に十分調整をしてください。
- 公募型研修受研後は、速やかに『研修報告書』を作成した後、所属長等に内容等を報告し、人事秘書課に合議してください。
- 本市集合研修終了時には、今後の参考にさせていただくため『研修後アンケート』の記載をお願いします。
- やむを得ない理由により、研修を欠席する場合は、所属長から欠席届を提出してください。また、研修に遅刻・早退する場合は、所属長を経由して人事秘書課に連絡してください。

最後に、職員の人材育成は、管理・監督職の責務です。総合的・長期的な視点からの指導と、職員自身が意欲を持って自らの能力開発に取り組めるよう助言をお願いします。

受 研 申 込 書

平成 年 月 日

市 長 様

所 属 名

職名・氏名

私は、下記のとおり研修の受研を申込みます。

記

1 実施機関	
2 研修名	
3 研修期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(日間)
4 受研前の課題	(研修内容と関連した職務を遂行する上での課題)
5 受研の動機	(取得したい能力・知識、成果を活かそうとする業務などを含めて記入ください。)

上記職員の受研申込を承認します。

※ 所属長印を省略しメールの報告でも結構です。

所属長 職名

氏名

印

平成〇〇年度 〇〇〇〇研修アンケート

研修日：平成 年 月 日 ()

所 属：

氏 名：

◎研修に対する評価

あてはまるものの数字に○をしてください。

① 総合的な満足度はいかがでしたか。

非常に高い 高い 普通 低い 非常に低い

5 4 3 2 1

② この研修は、今後仕事を進めていくうえで役立つ内容でしたか。

非常に役立つ ある程度役立つ どちらとも言えない 役立たない 全く役立たない

5 4 3 2 1

③ 講師の進め方はどうでしたか。

良い やや良い 普通 やや悪い 悪い

5 4 3 2 1

④ 講師の説明はわかりやすかったですか。

非常にわかりやすい わかりやすい どちらとも言えない わかりにくい 非常にわかりにくい

5 4 3 2 1

⑤ 研修内容の難易度はどうでしたか。

適当 やや適当 どちらとも言えない やや悪い 悪い(簡単、難しい)

5 4 3 2 1

(裏面につづく)

(裏)

⑥今回受研した内容を、今後業務でどう活かしますか。

⑦今回研修で習得した能力のほかに、どのような能力を身につけたいと思いますか。

⑧その他、感想・意見等をお書きください。

お疲れ様でした。

(表)

公募型外部研修用

市長	副市長	部長		課長	課長補佐	係長	課内合議
					市長 室長	人事秘書 課長	人事秘書課

研修報告書

平成 年 月 日

市長様

私が受研した今回の研修については、次のとおりでしたので報告します。

所属

職・氏名

(印)

1 研修の名称等

研修名	
主催者	
研修期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)
研修会場	

2 研修の目的と受研目標 ※短文で簡潔にまとめてください。

研修の目的	(今回の研修の目標)
-------	------------

受研目標	(今回の研修を受けるにあたって、目標にしていること)
------	----------------------------

(裏)

3 研修の内容

研修の内容	
-------	--

※「資料のとおり」とはせず、必ず自分で簡潔にまとめてください。別紙にまとめたものを添付してもらっても結構です。

4 受研目標の達成状況

- ・できた
- ・ある程度できた
- ・あまりできなかった
- ・できなかった

「あまりできなかった」、「できなかった」のは、どのような点ですか。

[]

5 研修で学んだこと、又業務でどのように活かしていくのか

[]

6 その他研修に関する感想や気付いた点について

[]

7 研修を終えて、目標達成度・費用対効果等を総合的に判断して、自己評価で何点ですか。

[]

点 / 100点

―― (以下: 研修担当整理欄) -----

(意見記入欄)

[]

共 通

平成 年 月 日

市 長 様

(所属長名)

印

欠席（遅刻・早退）届

〇〇〇〇研修の受研者である職員 〇〇 〇〇を、下記の理由により欠席（遅刻・早退）させたい（させました）のでお届けします。

記

1 欠席日時 平成 年 月 日 ～ 日

(遅刻・早退) 時 分 ～ 時 分 (時間 分)

2 理 由

- (1) 公 務
- (2) 病 気
- (3) その他

(上記のいずれかに○を付け、その理由を簡潔に書いてください。)

※ 所属長印を省略しメールの報告でも結構です。

V 参考

○木津川市職員の研修に関する規程

平成19年3月12日訓令第19号

改正

平成26年10月1日訓令第11号

木津川市職員の研修に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規採用者研修 新規に採用した職員に対し、市政の概要、職員の服務及び実務に必要な基礎的知識等について研修する。
- (2) 一般職員研修 在職1年以上の職員に対し、市政に関する一般的知識、公務員倫理及び職務に必要な知識等について研修する。
- (3) 監督者研修 係長又はこれに相当する職以上の職員に対し、監督者として必要な知識等について研修する。
- (4) 管理職研修 管理職に対し、市政の方針に関すること及び管理職として必要な知識等について研修する。
- (5) 実務研修 職員に対し、職務を遂行する上で必要な専門的知識等について研修する。
- (6) 特別研修 職員に対し、広く一般教養としての知識等について研修する。
- (7) 派遣研修 必要に応じ、適当と認められる職員を国又は他の地方公共団体に派遣して研修する。
- (8) 職場研修 職場研修は、職場ごとに管理職及び監督者がその職務に必要な知識等の向上のため、常時行うものとする。
- (9) 事務改善に関する提案のための研修 職員は、事務の改善について調査、研究、資料収集等を行い、改善に関する提案をするために、別に定めるところにより研修をすることができる。

(研修の実施)

第3条 市長は、前条第1号から第4号までに掲げる研修についてはそれぞれ該当職員の全員について適当な機会に当該研修を実施するものとし、同条第5号から第9号までに掲げる研修については必要に応じその都度実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号から第6号までに掲げる研修については、公益財団法人京都府市町村振興協会等が市町村職員を対象に行う当該の研修に参加させることによって、その実施に代えることができる。

(実施責任者)

第4条 研修の計画及び実施の責任者は、市長公室長とする。ただし、第2条第8号の職場研修については、それぞれ所属長をその実施責任者とする。

(所属長の研修協力義務)

第5条 研修を命ぜられた職員の所属長は、その職員が研修に専念できるよう便宜を与えるべきなければならない。

(選考)

第6条 職場研修を除き、研修を受ける職員は、研修の実施に際して市長公室長が所属長の意見を聴いた上、選考し、市長が命ずる。

(研修中の服務規律)

第7条 研修を受ける職員は、所定の規律に従い誠実に研修を受けなければならない。

(研修効果の測定)

第8条 実施責任者が必要と認めるときは、研修効果の測定をすることができる。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

3 公園維持管理事業費

- ・事業仕分け説明資料【公園維持管理事業費】 … P83
- ・事務事業評価調査票【公園維持管理事業費】 … P85

資料3-① … 平成27年度公園管理状況一覧表 P86



資料3-② … 市民自主管理活動募集パンフレット
「市民のみなさんで公園・緑地を管理してみませんか?」 P89

資料3-③ … 平成27年度都市公園・緑地施設等
市民自主管理活動交付金一覧表 P111

資料3-④ … 市民自主管理活動報告書 P112

資料3-⑤ … 都市公園条例 P114

資料3-⑥ … 都市公園現況写真 P129

項目名	公園維持管理事業費	3
担当部局	建設部 管理課	教育委員会所管部分は除く

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

市民の快適な生活環境の向上を目指し、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園・緑地等の計画的な維持管理や環境整備等により、利用者の安全確保及び景観保持を図っています。

また、公園・緑地市民自主管理活動支援制度における活動団体の募集をPRするとともに、活動団体に対して、交付金を交付しています。

○都市公園等管理件数

地区公園(2か所)、近隣公園(8か所)、街区公園(86か所)、広域緑地等(44か所)

② この事業によって、どのような効果・成果がありましたか？

都市公園等を計画的な維持管理等により、市民が快適で安全に公園を利用いただくことができました。また、公園・緑地市民自主管理活動支援制度によって、都市公園等が地域に愛され、市民が集う魅力的な場として活用されるとともに、地域コミュニティ活動の促進につながっています。

③ 私たちの税金をどれだけ・どのように使っていますか？

○ 平成27年度実績（費用・実績）

	金額	備考
[A]事業費	130,612千円	
[B]人件費	6,448千円	(従事職員) 正職員: 0.78人
[C]収入	0千円	
[A]+[B]-[C]	137,060千円	市民1人当たり 1,838円 (H28.4.1 人口: 74,561人)

○ 平成27年度主な事業費の内訳（支払の相手方・選び方）

主な事業費	金額	相手方	選び方
公園管理委託費	63,024千円	シルバー人材センター、緑化協会、民間事業者	随意契約等
公園維持工事費	56,378千円	民間事業者	一般競争入札等
都市公園・緑地施設等市民自主管理活動交付金	2,200千円	市民自主管理団体	交付金決定

④ 具体的な仕事の内容はどのようなものですか？

○公園施設の維持管理

公園パトロール、環境整備、遊具等公園施設・設備の点検及び修繕、除草及び樹木剪定 等

○公園・緑地市民自主管理活動支援制度の拡充

活動団体の募集及び活動団体への交付金の交付

⑤ 市民（利用者）の声はどうですか？



- ・市民自主管理活動団体の声
活動用の用具などの初期投資が掛かる。
高齢化による活動の継続性(世代交代)に懸念を抱く。
- ・市民の声（公園等に対する要望内容等）
除草や樹木の剪定回数の増加、落ち葉の清掃、砂場の砂の補充など

⑥ 事業費・指標はどのように推移していますか？



		H25 実績	H26 実績/前年比		H27 実績/前年比		H28 見込/前年比	
事業費（千円）		108,558	116,311	107%	130,612	112%	182,903	140%
指 標	公園緑地維持管理工事実施件数(件数)	24	39	163%	41	105%	41	100%
	市民自主管理活動団体数(団体)	—	8	-%	12	150%	15	125%
	市民自主管理活動実施箇所数(箇所)	—	15	-%	21	140%	22	105%

○後期基本計画まちづくりの成果指標

「公園や子どもの遊び場」に対する満足度 29.9% (H19 実績値) ⇒ 38.3% (H25 実績値) ⇒ 43.3% (H30 目標値)

「コミュニティ活動への参加率」 47.7% (H19 実績値) ⇒ 45.8% (H25 実績値) ⇒ 58.7% (H30 目標値)

「近所とのつきあい、地域の社会活動」に対する満足度

35.2% (H19 実績値) ⇒ 36.6% (H25 実績値) ⇒ 41.6% (H30 目標値)

⑦ 木津川市の発足後、どのような見直しを行いましたか？



平成 19 年度 遊具及び施設の定期点検の実施

平成 19 年度 公園パトロールの実施

平成 26 年度 公園・緑地市民自主管理活動支援制度の創設

※都市公園等の増加（平成 19 年度：91 施設 ⇒ 平成 27 年度：142 施設）

平成 28 年度 刈り草リサイクルの実施

⑧ どのような課題がありますか？

- ・公園維持管理経費の財源確保（公園内の遊具及び施設等の老朽化対策を含む）
- ・市民自主管理活動団体の増加に向けた PR 方法

⑨ 近隣自治体の状況はどうなっていますか？

自治体名	人口 H28. 4. 1	都市公園等管理件数(施設)	都市公園等の市民協働型事業の有無
木津川市	74,561 人	142 施設	有(市民自主管理活動支援制度及びアダプトプログラム制度)
京田辺市	67,466 人	161 施設	有(街区公園 150 施設地元管理【無償】) 高木剪定を除く
城陽市	77,980 人	202 施設	有 (1000 m ² を基準に 1~2 回市で除草、それ以外は地元管理【有償】)

平成28年度 事務事業評価調査票

(1.継続)

● 事業概要		会計 1	款 7	土木費	項 4	都市計画費	目 4	公園費			
① 予算科目		1877	事 業 名	公園維持管理事業費							
② 所管部局		部	建設部		課	管理課	係	河川公園維持係			
		評価者	西村課長		作成者	西置 均					
③ 総合計画		基本方針	6	環境と調和した持続可能なまちの創造		施策目標	(1)	地球環境と身近な自然の保全と継承			
		施 策	31	身近な自然の保全と活用		主な取組	(3)	公園、緑地等の整備			
④ 事業区分		開始年度	平成18年度	終了年度		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 内部／施設管理	市独自上乗せ	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		
		実施義務	<input type="checkbox"/> 法定受託事務	<input checked="" type="checkbox"/> 法律に実施義務	<input type="checkbox"/> 法律に努力義務	<input type="checkbox"/> その他の実施義務(協定等。⑥欄に記載)					
		市補助金交付事業	<input type="checkbox"/> 該当	補助先							
⑤ 当初予算(千円)		歳出		(財源)国庫	(財源)府	(財源)市債	その他特定財源	一般財源			
		182,903						182,903			
⑥ 法令・例規・計画等		都市公園法、都市公園条例、都市公園条例施行規則									
⑦ 対象者	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全市民 <input type="checkbox"/> 児童・子育て世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 低所得者 <input type="checkbox"/> 農林業者 <input type="checkbox"/> 商工業者 <input type="checkbox"/> 観光客 <input type="checkbox"/> その他						人			
	要件										
⑧ 受益者負担		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	内容								
⑨ 沿革・履歴		平成26年度 市民自主管理活動開始									
⑩ 他市の状況		京田辺市:市内161公園の内、近隣公園11箇所の除草は市において実施、街区公園150箇所は地元管理(無償)。高木剪定を除く。 城陽市:公園面積が1,000m ² 以上は年2回、1,000m ² 未満は年1回の除草を市において実施。それ以外は地元により管理(有償)。									
⑪ 活動実績			単位	H25	H26	前年比	H27見込	H27実績	前年比	H28見込	前年比
公園緑地維持管理工事実施件数			件	24	39	+63%	39	41	+5%	41	-
公園等自主管理活動団体数			団体		8	皆増	12	12	+50%	15	+25%
公園等自主管理活動箇所数			箇所		15	皆増	21	21	+40%	22	+5%
● 事業評価		入札制度により決定した業者で施工するよりも、都市公園・緑地施設等市民自主管理活動により市民及び市が協働して、市民が主体で管理活動を行うことにより、事業費の削減を行う。									
H 27	取組計画										
	取組実績	都市公園を維持管理することにより、快適で安全な公園の提供に努めた。また、市民自主管理活動支援制度においては、12団体が21箇所で活動を実施いただいた。									
⑬ 評価	事業実施総計推進 コスト削減効率化事務改善	正職員(人) A・B・計	嘱託職員(人) A・B・計	臨時職員	人件費 ①(千円)	事業費決算額 ②(千円)	総コスト ①+②(千円)	市民一人あたりコスト(円)			
		0.78		0.78		6,448	130,613	137,061	1,838		
H 28	今後の方向性	<input type="radio"/> 3 <input checked="" type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 1	評価3・1の理由								
	取組計画	<input checked="" type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 1	評価3・1の理由	維持管理に係る費用は経常的な経費であり、一度、減少したコスト縮減額は一過性のものではないため、非常に効果的である。							
事業を継続する。計画的な都市公園等の維持管理を進めるとともに、市民自主管理活動支援制度の促進によって、地域に愛され、市民が集う魅力的な場として、都市公園等が活用されるように努める。また、さらなる市民自主管理活動のPRを行い、活動団体の増加を目指す。											

■平成27年度公園維持管理状況一覧表

No.	施設名	区別	管理区分	面積(m ²)	備考
1	市坂公園	街区公園	市民自主管理、(業者)	4,100.00	
2	第1宮ノ内公園	街区公園	業者	492.71	
3	第2宮ノ内公園	街区公園	業者	100.00	
4	瓦谷公園	街区公園	市民自主管理、(業者)	1,509.69	
5	清水公園	街区公園	子育て支援課	2,966.55	
6	市役所南公園	街区公園	シルバー	1,482.61	
7	南垣外公園	街区公園	なし	326.00	
8	駅前公園	街区公園	市民自主管理、業者	1,018.59	
9	第1サンプラザ公園	街区公園	業者	577.11	
10	第2サンプラザ公園	街区公園	業者	630.53	
11	第1宮の裏公園	街区公園	なし	34.02	
12	第2宮の裏公園	街区公園	業者	159.70	
13	第3宮の裏公園	街区公園	業者	158.44	
14	常盤公園	街区公園	業者	154.31	
15	三晃苑公園	街区公園	業者	206.34	
16	不二荘園公園	街区公園	市民自主管理	664.37	
17	千代田荘園公園	街区公園	業者	107.91	
18	第2千代田荘園公園	街区公園	市民自主管理、(業者)	541.50	
19	南後背荘苑公園	街区公園	業者	608.90	
20	カバ公園	街区公園	業者	428.36	
21	汽車ぽっぽ公園	街区公園	業者	483.17	
22	ふれあい広場	広場公園	緑化協会	10,715.63	
23	下川原公園	街区公園	業者	973.19	
24	下川原河川敷公園	街区公園	シルバー	3,011.50	
25	第3泉川公園	街区公園	業者	101.94	
26	城西公園	街区公園	業者	100.67	
27	神田公園	街区公園	市民自主管理、(業者)	230.64	
28	南後背公園	街区公園	業者	214.08	
29	川原田公園	街区公園	市民自主管理、(業者)	279.54	
30	ハヶ坪公園	街区公園	業者	346.07	
31	相楽台1号公園(さがらか山公園)	街区公園	業者	2,500.44	
32	相楽台2号公園(みはらし台公園)	街区公園	業者	2,500.69	
33	相楽台3号公園(まびさし公園)	街区公園	業者	2,700.10	
34	兜台1号公園(ひだまり公園)	街区公園	業者	2,500.95	
35	兜台2号公園(トンネル公園)	街区公園	業者	2,500.49	
36	兜台3号公園(ふじだな公園)	街区公園	業者	2,600.45	
37	土師山公園	近隣公園	緑化協会	21,168.75	
38	大里公園	近隣公園	緑化協会	21,867.66	
39	音淨ヶ谷公園	近隣公園	緑化協会	11,310.44	
40	兜谷公園	地区公園	緑化協会	22,871.24	所管面積(うち17128.81)
41	音淨ヶ谷緑地	都市緑地	緑化協会		
42	曾根山小緑地	都市緑地	緑化協会		
43	曾根山大緑地	都市緑地	緑化協会		
44	兜台2丁目府県界緑地	都市緑地	業者		
45	相楽台緑地	都市緑地	業者		

No.	施設名	区別	管理区分	面積 (m ²)	備考
46	州見台7丁目府県界緑地	都市緑地	業者		
47	州見台1号緑地	都市緑地	業者		
48	州見台2号緑地	都市緑地	業者		
49	州見台3号緑地	都市緑地	業者		
50	州見台4号緑地	都市緑地	業者		
51	州見台5号緑地	都市緑地	業者		
52	州見台ふれあい西緑地	都市緑地	業者		
53	州見台ふれあい東緑地	都市緑地	業者		
54	州見台6号緑地	都市緑地	業者		
55	梅美台1号緑地	都市緑地	業者		
56	梅美台ふれあい北緑地	都市緑地	市民自主管理、(業者)		
57	梅美台ふれあい南緑地	都市緑地	市民自主管理、(業者)		
58	梅美台2号緑地	都市緑地	業者		
59	梅美台3号緑地	都市緑地	業者		
60	梅美台4号緑地	都市緑地	業者		
61	梅美台5号緑地	都市緑地	業者		
62	梅美台6号緑地	都市緑地	業者		
63	木津川台1号公園(木津川台中央公園)	街区公園	シルバー	5,199.38	
64	木津川台2号公園(木馬公園)	街区公園	シルバー	1,883.20	
65	木津川台3号公園(わんぱく公園)	街区公園	シルバー	3,053.36	
66	木津川台4号公園(どんぐり公園)	街区公園	シルバー	2,391.65	
67	木津川台5号公園(川舟公園)	街区公園	シルバー	1,922.77	
68	木津川台6号公園(うるおい公園)	街区公園	シルバー	4,499.06	
69	木津川台7号公園(ちびっこ公園)	街区公園	シルバー	1,964.02	
70	木津川台8号公園(やすらぎ公園)	街区公園	シルバー	2,086.13	
71	木津川台9号公園(こもれび公園)	街区公園	シルバー	2,922.69	
72	木津川台10号公園(ぼけっと公園)	街区公園	シルバー	1,061.92	
73	木津川台11号公園(なかよし公園)	街区公園	シルバー	2,414.69	
74	木津川台公園	地区公園	緑化協会	28,510.89	所管面積(うち11494.49)
75	木津川台1号緑地	都市緑地	業者		
76	木津川台2号緑地	都市緑地	業者		
77	木津川台3号緑地	都市緑地	業者		
78	木津川台4号緑地	都市緑地	業者		
79	木津川台5号緑地	都市緑地	業者		
80	木津川台6号緑地	都市緑地	なし		
81	木津南1号公園(桺公園)※つるばみ	街区公園	業者	4,442.87	
82	木津南2号公園(山藍公園)	街区公園	業者	2,124.51	
83	木津南3号公園(山吹公園)	街区公園	業者	2,348.81	
84	木津南4号公園(唐棣公園)※はねず	街区公園	業者	4,200.42	
85	木津南5号公園(茜公園)	街区公園	市民自主管理、(業者)	1,721.24	
86	木津南6号公園(紫公園)	街区公園	市民自主管理、(業者)	1,358.00	
87	木津南7号公園(紅公園)	街区公園	業者	2,202.27	
88	木津南8号公園(黄葉公園)※もみじ	街区公園	市民自主管理、(業者)	1,266.75	
89	木津南9号公園(青土公園)※あおに	街区公園	市民自主管理、(業者)	1,165.82	
90	木津南10号公園(桜花公園)	街区公園	市民自主管理、(業者)	2,522.57	
91	梅美台公園	近隣公園	緑化協会	34,528.28	
92	州見台公園	近隣公園	緑化協会	20,805.63	

No.	施設名	区別	管理区分	面積(m ²)	備考
93	塚穴公園	近隣公園	業者、(シルバー)	21,492.44	
94	大谷公園	街区公園	業者	2,420.76	
95	広芝公園	街区公園	業者、(シルバー)	2,520.27	
96	野上公園	街区公園	業者、(シルバー)	1,217.71	
97	熊谷公園	街区公園	業者、(シルバー)	4,101.36	
98	西柵公園	街区公園	業者、(シルバー)	2,717.03	
99	四ツ岩公園	街区公園	市民自主管理、業者	5,195.00	
100	東山公園	街区公園	市民自主管理、業者	1,242.88	
101	中門伝公園	街区公園	市民自主管理、業者	2,299.15	
102	渦公園	街区公園	市民自主管理、業者	1,700.60	
103	唐岩公園	街区公園	業者、(シルバー)	1,698.56	
104	ふるさと自然公園	近隣公園	なし	1,455.00	
105	須田公園	街区公園	業者、(シルバー)	2,500.00	
106	井戸公園	街区公園	業者、(シルバー)	2,500.00	
107	垣外公園	街区公園	市民自主管理、業者	1,900.00	
108	駅東公園	広場公園	シルバー、(業者)	5,664.00	
109	兔並緑地	緑道	市民自主管理		
110	新川緑地	緑道	市民自主管理		
111	西大間田公園	街区公園	なし	111.82	
112	棚倉駅西1号公園	街区公園	シルバー	1,274.50	
113	棚倉駅西2号公園	街区公園	シルバー	2,339.24	
114	なでしこ公園	街区公園	シルバー	294.70	
115	やすらぎ公園	街区公園	シルバー	467.90	
116	椿井南公園	街区公園	シルバー	367.78	
117	中川原公園	街区公園	業者	215.55	
118	出垣外公園	街区公園	業者	127.42	
119	上狛南部公園	街区公園	市民自主管理、業者	1,407.95	
120	木津駅西口公園	街区公園	シルバー	1,550.83	
121	城山台公園(大仏鉄道公園)	近隣公園	緑化協会	20,090.00	
122	クルミ公園	街区公園	業者	2,623.17	H26.10.1移管
123	カリン公園	街区公園	市民自主管理、業者	2,500.00	H25.10.1移管
124	エンジュ公園	街区公園	業者	2,512.97	H26.10.1移管
125	トチノキ公園	街区公園	業者	2,483.00	
126	エゴノキ公園	街区公園	業者	2,523.00	
127	オリーブ公園	街区公園	業者	2,504.24	H26.10.1移管
128	カエデ公園	街区公園	業者	2,559.00	
129	城山台1号緑地	都市緑地	業者	9,806.95	H26.10.1移管
130	城山台2号緑地	都市緑地	業者	338.60	H27.1.10移管
131	城山台3号緑地	都市緑地	業者	2,853.00	
132	城山台5号緑地	都市緑地	業者	5,208.74	H27.1.10移管
133	城山台6号緑地	都市緑地	業者	1,971.00	
134	城山台7号緑地	都市緑地	業者	7,972.00	
135	城山台8号緑地	都市緑地	なし	526.53	H27.1.10移管
136	城山台9号緑地	都市緑地	業者	1,417.00	
137	城山台10号緑地	都市緑地	業者	39,600.00	
138	城山台11号緑地	都市緑地	業者	2,860.00	
139	城山台12号緑地	都市緑地	業者	14,653.00	
140	城山台13号緑地	都市緑地	なし	415.69	H27.1.10移管

市民のみなさんで公園・緑地を管理してみませんか？

公園・緑地における市民自主管理制度について

(木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱)

木津川市

○はじめに

公園・緑地は、みなさんがレクレーションや憩いの場として利用する大切な地域の財産です。

しかし、落葉の清掃が大変なので樹木を切ってなくしてほしい、家庭ごみを持ち込む、ペットのふんが多くて安心して子供を遊ばせられない、大きい子供が野球などをしていて小さい子が遊べないから禁止してほしいなど、いろいろな苦情が寄せられます。

このような問題を解決するには、公園近隣にお住まいの方々、その地域のみなさんや公園利用者が、お互いをよく理解することが大切ではないでしょうか。

これまで、行政が画一的な公園管理・運営ではうまく解決できなかった問題が地域のみなさんが話し合い、いろんな知恵を出し合うことで解決することも多いと思われます。

この度、木津川市におきまして、より親しみの持てる魅力ある公園緑地施設となることを目的に、公園の管理を市民のみなさんに委ね、市民自主管理活動を支援する要綱を制定いたしました。

市民と行政が協働とパートナーシップによる公園づくりを行うため、地域のみなさんと行政が役割分担をし、地域のみなさんが自主的に公園管理に参加することで、公園に愛着を持っていただき、地域コミュニティの場として活用していくことを目的としています。

この新しい制度のもと、市民のみなさんのご意見を活用しながらよりよい公園管理が実現できるよう進めてまいりたいと思います。



○制度のあらまし

本制度は、市民自ら公園・緑地の管理を行うこと（市民自主管理活動）に対して、市よりその活動を支援する制度です。

○活動団体についての条件

市民が自ら主体的に公園・緑地の管理を行っていただく趣旨から、できるだけ多くの方々に参加いただけるようにしなければなりません。

そこで本制度においては、自治会、老人会、子ども会などの地域団体やその地域団体により構成された組織団体、もしくは、原則6名以上の本制度の趣旨に賛同される方々により構成された団体といった各種団体を対象にしております。

○市民と行政の役割分担

*市民のみなさまに行っていただく活動内容については、以下のとおりです。

- ・月1回以上の清掃・点検（必須条件）
- ・年2回以上の除草（必須条件）
- ・中低木剪定（年1回）（選択）
- ・トイレ清掃（週1回以上）（選択）
- ・花壇管理（随時）（選択）
- ・その他（市民のみなさま独自の活動）（随時）（選択）

*行政の役割

- ・樹木の管理
 - ・遊具など施設の修理等
 - ・助言、指導
 - ・刈り草の収集、ごみ袋の配布
 - ・活動に対する交付金の給付（年1回）
- など

○活動を進める上での注意事項

本制度は、できるだけ長く活動継続していただき、よりよい公園づくりを市民のみなさまと市が一緒になって目指します。

*無理のない範囲で活動しましょう

最初からあれもこれもとなると長続きしません。余力を残して始めましょう。

できるだけ多くの人が参加できる活動内容にしましょう。

活動内容を地域のみなさまにPRし、活動の輪をひろげましょう。

*みんなで話し合って決めましょう

活動やあらたなルール作りには、みんなの合意形成がかけません。

地域のみなさんの合意を得ておくと、スムーズに活動が進めやすくなります。

*活動のすべては市民のみなさまの責任です

本制度の活動については、市民のみなさまの責任です。

安全には十分注意し、ボランティア保険の加入など必要な措置を講じてください。

なお、市より活動に伴う用具等の支給、貸出はございません。各団体において準備ください。



○交付金について

活動に対しまして、年1回の交付金が支給されます。

各活動ごとにポイントが設定されています。

各ポイントは以下のとおりです。

点検・清掃（月1回以上）	公園面積1m ² 当たり1ポイント／年
除草（年2回）	公園面積1m ² 当たり1ポイント／年
除草（年3回以上）	公園面積1m ² 当たり2ポイント／年
中低木剪定（年1回）	剪定面積1m ² 当たり5ポイント／年
トイレ清掃（週1回以上）	トイレ1カ所当たり500ポイント／年
花壇管理（随時）	花壇面積1m ² 当たり50ポイント／年
その他（随時）	別途定める

1ポイント当たり20円／年（市の財政事情により変更される可能性あり）の交付金が支給されます。

例：1, 500m²の公園で月1回の点検・清掃、年2回の除草の活動を行った場合。

・点検・清掃（月1回）

1ポイント／年×公園面積1, 500m²=1, 500ポイント

・除草（年2回）

1ポイント／年×公園面積1, 500m²=1, 500ポイント

●点検・清掃 1, 500ポイント+除草1, 500ポイント
=3, 000ポイント／年

●交付金額 3, 000ポイント×20円=60, 000円／年

となります。

○申請の流れ

本制度参加希望される団体については、以下の申請が必要となります。

●団体の指定

まず最初に、活動団体として指定を受ける必要があります。

様式第1号（別紙）により9月末日までに市に提出してください。

提出後、市と団体による協議を行い、市が活動団体として指定します。

●団体指定後の協議

団体指定を受けた団体は、翌年4月から当該公園の管理の引き継ぎを受けることになります。

市からの管理の引き継ぎを行うために、市との協議を行い準備を整えます。

●活動の開始

翌年の4月1日をもって各活動団体に公園・緑地の管理を引き継ぎします。

4月1日から活動を開始していただきます。

4月以降、各活動の記録をとっていただきます。（様式第4号）

●交付金申請

活動の開始以降毎年3月中に交付金の交付の申請をしていただきます。

様式第3号に様式第4号を添えて市に提出してください。

市より交付金の交付決定通知があれば、様式第6号を市へ提出していただきます。

市は、様式第6号の請求に基づき交付金を支払います。

○ その他

市民のみなさまが、公園・緑地の管理活動を進めていただく中で、公園・緑地の管理について、あらゆるアイデアや、意見等が出てくると思います。

そのようなアイデア・意見を市民のみなさまと市が協働して、よりよい公園・緑地となるようにしていきたいと思います。

市民のみなさまのご協力をよろしくお願ひいたします。

○木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱

平成25年 5月24日 告示第112号

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が管理する都市公園、緑地及びこれらに類する施設で市長が特に認めるもの（以下「公園施設等」という。）を市民及び市が協働して安全、快適で地域に愛され、市民が集う魅力的な場にしていくため、市民による自主管理活動（以下「自主管理活動」という。）を支援することを目的とする。

(役割分担)

第2条 公園施設等の自主管理活動について、市民及び市が協働していくための主な役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民は、公園施設等を自主的かつ主体的な管理を行うものとする。
- (2) 市は、専門的技術等が必要な公園施設等の維持管理及び安全管理の責任を負うほか、市民が行う自主管理活動について、必要な技術供与その他の支援を行うものとする。

(支援の対象となる活動団体)

第3条 市長は、次の各号に掲げる団体が自主管理活動を行う場合は、自主管理活動支援対象団体（以下「活動団体」という。）として指定することができる。

- (1) 自治会、老人会、子ども会その他の地域団体
- (2) 前号に規定する団体により構成される連合組織で自主管理活動の推進を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自主管理活動をしようとする原則6人以上の会員を有する団体
- (4) 市長が、自主管理活動を行う団体として特に認めたもの

(自主管理活動)

第4条 支援の対象となる自主管理活動は、別表第1に定める活動内容とする。

- 2 活動団体として指定を希望する団体は、実施しようとする活動内容を自主的に選択し、決定するものとする。ただし、別表第1活動内容の欄中1の項及び2の項に定める活動は必須とする。
- 3 活動団体が自主管理活動を行う活動場所の範囲は、原則1公園単位で管理することとする。ただし、特別な事情等がある場合は、市長と相談の上活動場所を決定するものとする。

(支援の内容)

第5条 市長は、活動団体に対し、別表第1に定める活動内容に応じて、次に掲げる必要な支援を行うことができる。

- 2 活動団体に対する支援としての交付金は、別表第1に定めるポイント数に応じて、別表第2に定める1ポイント当たりの交付金換算額を乗じて得た額を交付するものとする。なお、別表第2に定める額は、毎年度の市予算の範囲内で定めることとする。
- 3 市長は、活動団体の自主管理活動内容の実態に応じて、又は活動団体の要請を受けて、その必要性を総合的に勘案し、必要な支援をすることができる。

(活動団体の指定)

第6条 活動団体として指定を希望する第3条に掲げる団体は、第4条の規定により活動内容及び場所を決定したときは、自主管理活動支援対象団体指定申請書（別記様式第1号）に当該自主管理活動に参加する者の名簿を添付し、毎年9月末日（9月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日。以下「基準日」という。）までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第3条に掲げる団体のうち、前項による申請を行った団体と公園施設等の協働管理について基準日以後十分協議し、本団体が継続して自主管理活動を行えるよう体制が整ったと判断された時に活動団体として指定することができる。
- 3 活動団体の指定は、原則として自主管理活動を行う活動箇所1箇所につき1活動団体とする。
- 4 市長は、第2項の規定による指定を行ったときは、自主管理活動支援対象団体指定通知書（別記様式第2号）を当該団体へ速やかに通知しなければならない。

(交付金の交付の申請)

第7条 自主管理活動について交付金の交付の申請をしようとする活動団体(以下「申請者」という。)は、自主管理活動交付金申請書(別記様式第3号)に自主管理活動報告書(別記様式第4号)を添えて、毎年3月中に市長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定等)

第8条 市長は、申請者から前条の交付金申請があったときは、申請の内容が適正であるかどうかを審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、交付金を交付すべきものと認められないときは、不交付の決定をするものとする。なお、交付金は、自主管理活動報告書に基づき交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、自主管理活動交付金決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付金の不交付の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により交付金の決定を受けた申請者は、市長が指定する期日までに自主管理活動交付金交付請求書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(自主管理活動の遂行義務)

第9条 活動団体は、第6条第2項の指定を受けた後、翌年度4月1日から、第4条の規定により申請した活動内容及び場所に基づき、別表第1に定める活動頻度を継続して行わなければならない。

- 2 活動団体は、第12条第3項の変更承認を受けた後、翌年度4月1日から、第12条第1項の規定により変更申請した活動内容に基づき、別表第1に定める活動頻度を継続して行わなければならない。
- 3 自主管理活動に必要な機材等については、活動団体で準備するものとする。
- 4 活動団体は、自主管理活動に対し責任を負うものとし、保険その他必要な措置を講じなければならない。
- 5 活動団体は、自主管理活動を行う公園施設等において関係住民等の幅広い参加が得られるよう努めるものとする。

(自主管理活動の状況報告)

第10条 活動団体は、自らが実施する自主管理活動に関し、自主管理活動報告書を毎月作成し、市長から報告書の提出若しくは、提示の要求があったときは、市長へ提出又は提示しなければならない。

(自主管理活動への指導)

第11条 市長は、自主管理活動が適正かつ効率的に行われるため、活動団体に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(自主管理活動の変更)

第12条 活動団体は、自主管理活動の申請の内容を変更したときは、速やかに市長へ自主管理活動支援対象団体変更申請書（別記様式第7号）にて変更申請を行わなければならない。なお、活動内容変更については、毎年基準日までに申請を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について、変更の承認をした場合は自主管理活動支援対象団体変更承認通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の変更の内、活動内容変更については、申請後基準日以降、変更内容による自主管理活動について協議を行い、その活動が継続可能と判断した場合に承認するものとする。

(活動団体の指定の取消し)

第13条 市長は、活動団体が地域コミュニティを阻害するような行為等不誠実な行為を認めた場合又は、活動団体の自主管理活動の継続が困難と認めた場合は、当該活動団体の指定を取り消すことができる。

(市民と市の協働)

第14条 活動団体は、自ら自主管理活動を行う公園の管理について、意見等を述べることができ、市はその意見等に対し検討を行い、より良い公園の管理に生かされるよう、市民と協働して管理の向上に努めなければならない。

(要綱の見直し)

第15条 市長は、自主管理活動の促進状況等を勘案し、支援の適正に関して検討し、また活動団体の意見等を踏まえて、自主管理活動の向上や、地域コミュニティの向

上につながるよう、この告示全般に関して検討を加え、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条、第9条関係)

公園施設等施設の自主管理活動

活動内容		活動頻度	ポイント数 (1年当たり)	
1	清掃・点検等	月1回以上	1	(公園面積1m ² 当たり)
2	除草(一般)	年2回	1	(公園面積1m ² 当たり)
3	除草(特別)	年3回以上	2	(公園面積1m ² 当たり)
4	中低木剪定	年1回	5	(樹木面積1m ² 当たり)
5	トイレ清掃	週1回以上	500	(1箇所当たり)
6	花壇管理	隨時	50	(花壇面積1m ² 当たり)
7	その他	隨時	活動内容に応じて、別に定める	

備考

- 1 清掃・点検等及び除草(一般)は、必須の活動内容とする。
- 2 清掃・点検等及び除草(一般)は、公園面積が250m²に満たない公園については、公園面積を250m²として計算することとする。

別表第2 (第5条関係)

1 ポイント当たりの交付金換算額

1 ポイント当たりの交付金換算額	20円
------------------	-----

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

木津川市長

宛て

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

印

自主管理活動支援対象団体指定申請書

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体の指定を受けたいので、同要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

○団体名

○活動場所・面積

※注意：本様式は正副2部作成すること。

団体名		
代表者名		
連絡先	住所	電話
団体構成人数		

市民自主管理活動内容(別表による)

NO.	活動内容	活動頻度	ポイント数
ポイント合計			

団体構成員名簿

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

木津川市長

印

自主管理活動支援対象団体指定通知書

年 月 日付で、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体指定申請された下記団体について、自主管理活動支援対象団体に指定したので、同要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

○団体名

○代表者名

○代表者住所

○活動内容・場所 別添申請書のとおり

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

木津川市長

宛て

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

印

自主管理活動交付金申請書

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動交付金を受けたいので、同要綱第7条の規定により申請します。

記

○団体名

○申請ポイント数

○自主管理活動期間 年 月 日から 年 月 日まで

○自主管理活動状況 別添自主管理活動報告書のとおり

自主管理活動報告書

団体名								
活動月	年	月						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">活動内容</td> </tr> <tr> <td>活動日</td> <td>作業内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			活動内容		活動日	作業内容		
活動内容								
活動日	作業内容							
参加者名								
<table border="1"> <tr> <td>活動日</td> <td>作業内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			活動日	作業内容				
活動日	作業内容							
参加者名								
<table border="1"> <tr> <td>活動日</td> <td>作業内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			活動日	作業内容				
活動日	作業内容							
参加者名								

注意1:各活動の様子がわかる写真を別途添付すること。

注意1: 各活動の様子が写らなかったり、別途添付すること。
注意2: 上記の欄が足りない場合には、別途添付してもよい。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

活動団体名

代表者住所

代表者氏名 様

木津川市長

印

自主管理活動交付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動交付金の交付申請について、下記のとおり交付することを決定したので、同要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付金額決定根拠 申請ポイント数 × 円／ポイント

別記様式第6号（第8条関係）

木津川市長

宛て

請求者 団体名

代表者名

印

自主管理活動交付金交付請求書

年 月 日付けにより決定通知のあった 年度自主管理活動交付金について、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱第8条第4項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額

金	百万			千			円
---	----	--	--	---	--	--	---

振込先	
金融機関名	銀行・金庫・農協 本店・支店
口座種類	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

別記様式第7号（第12条関係）

（表）

年 月 日

木津川市長

宛て

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

印

自主管理活動支援対象団体変更申請書

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体の内容を変更したいので、同要綱第12条第1項の規定により変更申請します。

記

○団体名

○活動場所・面積

※注意：本様式は正副2部作成すること。

団体構成員名簿

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

活動団体名

代表者住所

代表者氏名 様

木津川市長

印

自主管理活動支援対象団体変更承認通知書

年 月 日付で、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体変更申請された下記団体について変更を承認したので、同要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

○団体名

○代表者名

○代表者住所

○活動内容・場所 別添申請書のとおり

■ 平成27年度都市公園・緑地施設等市民自主管理活動活動交付金一覧表

No.	公園名	団体名	面積 (m ²) 少數切り捨て場合は 250m ² に満たない場合は 250m ² で計算	点検・清掃等 (月1回以上) 1m ² 当たり1P	除草 (年2回) 1m ² 当たり2P	除草 (年3回以上) 1m ² 当たり1P	中低木剪定 (年1回) 1m ² 当たり5P	トイレ清掃 (週1回) 1ヵ所当たり50P	花壇管理 (随時) 1m ² 当たり50P	その他 (随時) 別途定める	合計 (ポイント)	交付金額
1 瓦谷公園	川原町老人会白寿会		1,507	1,507	—	3,014	—	—	—	—	4,521	¥90,420
2 不二莊園公園	不二莊園自治会公園美化クラブ		664	664	—	1,328	75	—	—	—	2,067	¥41,340
3 市坂公園	木津川市市坂協議委員会		4,100	4,100	4,100	—	—	—	—	—	8,200	¥164,000
4 川原田公園	ステペリア木津自治会		279	279	—	558	—	—	—	—	837	¥16,740
5 第2千代田莊園公園	千代田莊園自治会		541	541	—	—	—	—	—	—	1,082	¥21,640
6 梅美台ふれあい北緑地			3,142	3,142	—	6,284	—	—	—	—	9,426	¥188,520
7 梅美台ふれあい南緑地			2,827	2,827	—	5,654	—	—	—	—	8,481	¥169,620
8 紫公園	梅美会		1,358	1,358	—	2,716	—	—	—	—	4,074	¥81,480
9 黄葉公園			1,266	1,266	—	2,532	—	—	—	—	3,798	¥75,960
※ 10 青土公園			1,165	1,165	—	2,330	—	—	—	—	3,495	¥69,900
※ 11 桜花公園			1,285	1,285	—	2,570	—	—	—	—	3,855	¥77,100
12 四ツ岩公園			5,195	5,195	—	10,390	—	—	—	—	15,585	¥311,700
13 大谷公園	南加茂台公園愛好会		2,420	2,420	—	4,840	—	—	—	—	7,260	¥145,200
14 東山公園			1,242	1,242	—	2,484	—	—	—	—	3,726	¥74,520
15 垣外公園			1,900	1,900	—	3,800	755	—	—	—	6,455	¥129,100
16 穂並西区緑地			1,275	1,275	—	2,550	1,955	—	—	—	5,780	¥115,600
17 新川緑地（自治会範囲）			481	481	—	962	115	—	—	—	1,558	¥31,160
※ 18 中門伝公園	南町自治会		2,299	2,299	—	4,598	40	—	—	—	6,937	¥138,740
※ 19 上狛南部公園	上狛南部自治会		1,407	1,407	—	2,814	—	500	—	—	4,721	¥94,420
※ 20 潟公園	木津川市加茂澗公園グループ		1,700	1,700	—	3,400	—	—	—	—	5,100	¥102,000
※ 21 駅前公園	木津駅前団地自治会		1,018	1,018	—	2,036	—	—	—	—	3,054	¥61,080
合 計						37,071						¥2,200,240

※は平成27年度からの新規

別記様式第4号(第7条関係)

自主管理活動報告書

団体名 木津駅前団地自治会

活動月 平成27年 10月





■木津川市都市公園条例（平成19年条例第170号）

改正

平成20年3月27日条例第10号
 平成20年6月30日条例第17号
 平成20年10月16日条例第28号
 平成21年3月11日条例第1号
 平成21年3月30日条例第16号
 平成21年12月28日条例第34号
 平成22年3月31日条例第8号
 平成22年12月27日条例第30号
 平成23年3月23日条例第6号
 平成24年6月29日条例第26号
 平成25年10月1日条例第35号
 平成26年10月1日条例第28号
 平成26年12月26日条例第41号
 平成27年3月24日条例第18号
 平成28年3月30日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下「公園」という。）の設置及び管理に關し必要な事項を定めて、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(設置)

第2条 本市が設置する公園は、別表第1のとおりとする。

(公園の管理)

第3条 公園の管理は、市長が行う。ただし、公園のうち別表第2の公園施設については、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければなら

ない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項に規定する許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 土地の形質を変更すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (9) 市長の許可を受けないで、公園をその用途外に利用すること。

(利用の禁止及び制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のため、やむを得ないと認めたとき。
- (3) 公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき、公益上特に必要と認めたとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間

- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理しようとする公園施設
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 変更する事項
 - イ 変更する理由
 - ウ その他市長が指示する事項
- 2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 占用物件の管理の方法
 - (2) 工事実施の方法
 - (3) 工事着手及び完了の時期
 - (4) 公園の復旧方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示する事項
- (法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第8条の3 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 教育委員会は、別表第2の公園施設の利用許可を受けたものに対して、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例の規定又は遵守義務に違反したとき。

(2) 許可された利用目的以外に利用することが明らかなとき又は利用許可条件に違反したとき。

(3) 施設の管理又は運営上の必要から教育長が指示することに従わないとき。

(4) 虚偽その他不正な行為により施設の利用を受けたことが明らかになったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならぬ。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第9条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を木津川市公告式条例（平成19年木津川市条例第3号）に基づき公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲

覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等を売却するときは、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(使用料)

第10条 第4条の規定により公園施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料等は、別表第3に定めるものとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用又は公共の用に供するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は利用させることができない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(損害賠償)

第15条 公園を利用する者が自己の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第16条 利用者が、自己の不注意又は不可抗力により事故（死亡、傷害、盗難等）の生じた場合、市は、その責めを負わない。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の利用状況等について利用者に報告を求め、実施について検査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命ずることができる。

2 利用者は、前項の規定による報告及び検査を拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園内における行為の許可に関する業務
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第1条の設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理及び運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第20条 市長は、第18条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園の管理を行わなければならない。

(準用)

第22条 第3条から第7条まで、第9条から第10条第1項まで、第11条及び第12条並びに別表第3の規定は、指定管理者に公園の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあり、及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第9条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第25条 偽りその他不正な手段により、使用料及び占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の木津町都市公園条例（昭和51年木津町条例第18号）、加茂町都市公園条例（昭和57年加茂町条例第7号）又は山城町都市公園条例（昭和63年山城町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成20年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月16日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月11日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、相楽都市計画事業木津南特定土地区画整理事業の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から適用する。

附 則（平成21年3月30日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第34号）

この条例は、上人ヶ平遺跡公園の供用開始の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（木津川市立やすらぎタウン上狛南部広場条例の廃止）

2 木津川市立やすらぎタウン上狛南部広場条例（平成19年木津川市条例第172号）は、廃止する。

附 則（平成24年6月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から適用する。

附 則（平成28年3月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
市坂公園	街区公園	木津川市市坂幣羅坂 100 番地
第1宮ノ内公園	街区公園	木津川市木津宮ノ内 8 番地 56
第2宮ノ内公園	街区公園	木津川市木津宮ノ内 8 番地 105
瓦谷公園	街区公園	木津川市木津瓦谷 93 番地
清水公園	街区公園	木津川市木津清水 104 番地 2
市役所南公園	街区公園	木津川市木津清水 50 番地 1 外
南垣外公園	街区公園	木津川市木津南垣外 122 番地 4
駅前公園	街区公園	木津川市木津川原田 37 番地 1 外
第1サンプラザ公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 36 番地 161
第2サンプラザ公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 36 番地 186
第1宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 5 番地 34 外
第2宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 245 番地 12
第3宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 173 番地
常盤公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 200 番地 4
三晃苑公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 110 番地 37
不二荘園公園	街区公園	木津川市木津神田 6 番地 121
千代田荘園公園	街区公園	木津川市木津南後背 215 番地 25
第2千代田荘園公園	街区公園	木津川市木津南後背 181 番地 9
南後背荘苑公園	街区公園	木津川市木津南後背 37 番地 63
カバ公園	街区公園	木津川市木津南後背 25 番地 71
汽車ぱっぽ公園	街区公園	木津川市木津南後背 1 番地 115
ふれあい広場	広場公園	木津川市木津小釜 1 番地 1 外
下川原公園	街区公園	木津川市相楽川ノ尻 27 番地 161
下川原河川敷公園	街区公園	木津川市木津山田川 34 番地
第3泉川公園	街区公園	木津川市相楽川ノ尻 9 番地 17
城西公園	街区公園	木津川市相楽城西 69 番地 26
神田公園	街区公園	木津川市木津神田 38 番地 4
南後背公園	街区公園	木津川市木津南後背 132 番地 7
川原田公園	街区公園	木津川市木津川原田 56 番地 5、56 番地 6、57 番地 10、69 番地 19
八ヶ坪公園	街区公園	木津川市木津八ヶ坪 18 番地 3、21 番地 6、25 番地 7
相楽台1号公園（さがらか山公園）	街区公園	木津川市相楽台 6 丁目 4 番地
相楽台2号公園（みはらし台公園）	街区公園	木津川市相楽台 5 丁目 4 番地
相楽台3号公園（まびさし公園）	街区公園	木津川市相楽台 2 丁目 4 番地
兜台1号公園（ひだまり公園）	街区公園	木津川市兜台 7 丁目 4 番地
兜台2号公園（トンネル公園）	街区公園	木津川市兜台 3 丁目 4 番地

兜台3号公園（ふじだな公園）	街区公園	木津川市兜台4丁目9番地
土師山公園	近隣公園	木津川市相楽台9丁目4番地
大里公園	近隣公園	木津川市相楽台4丁目4番地
音淨ヶ谷公園	近隣公園	木津川市相楽台7丁目6番地
石のカラト古墳緑地	都市緑地	木津川市兜台2丁目4番地
兜谷公園	地区公園	木津川市兜台6丁目4番地 外
音淨ヶ谷緑地	都市緑地	木津川市相楽台7丁目4番地
曾根山小緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目13番地1 外
曾根山大緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目16番地 他
兜台2丁目府県界緑地	都市緑地	木津川市兜台2丁目1番地2 外
相楽台緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目14番地1
州見台7丁目府県界緑地	都市緑地	木津川市州見台七丁目23番地
州見台1号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目12番地1
州見台2号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目16番地1、16番地3、16番地4、16番地5、16番地8
州見台3号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目18番地
州見台4号緑地	都市緑地	木津川市州見台三丁目10番地、12番地、19番地、26番地1、26番地3
州見台5号緑地	都市緑地	木津川市州見台四丁目21番地、22番地、25番地
州見台ふれあい西緑地	都市緑地	木津川市州見台四丁目11番地1、州見台5丁目12番地
州見台ふれあい東緑地	都市緑地	木津川市州見台五丁目23番地1の一部
州見台6号緑地	都市緑地	木津川市州見台五丁目23番地1の一部
州見台7号緑地	都市緑地	木津川市州見台六丁目1番地109、1番地110
州見台六丁目西府県界緑地	都市緑地	木津川市州見台六丁目2番地136
梅美台1号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目3番地
梅美台ふれあい北緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目8番地外
梅美台ふれあい南緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目17番地、18番地
梅美台2号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目35番地、梅美台三丁目8番地
梅美台3号緑地	都市緑地	木津川市梅美台三丁目9番地1、9番地2
梅美台4号緑地	都市緑地	木津川市梅美台三丁目10番地1、10番地2、10番地3、10番地4、梅美台四丁目24番地1、24番地2、24番地3、25番地1、25番地2、25番地4
梅美台5号緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地1、27番地2の一部
梅谷瓦窯跡緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地2の一部
梅美台6号緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地2の一部、梅美台6丁目12番地1、12番地3
木津川台1号公園（木津川台中央公園）	街区公園	木津川市木津川台1丁目4番地1
木津川台2号公園（木馬公園）	街区公園	木津川市木津川台1丁目23番地1
木津川台3号公園（わんぱく公園）	街区公園	木津川市木津川台2丁目11番地1
木津川台4号公園（どんぐり公園）	街区公園	木津川市木津川台3丁目4番地1
木津川台5号公園（川舟公園）	街区公園	木津川市木津川台3丁目19番地1

木津川台 6 号公園 (うるおい公園)	街区公園	木津川市木津川台 5 丁目 4 番地 2
木津川台 7 号公園 (ちびっこ公園)	街区公園	木津川市木津川台 5 丁目 19 番地 2
木津川台 8 号公園 (やすらぎ公園)	街区公園	木津川市木津川台 8 丁目 24 番地 1
木津川台 9 号公園 (こもれび公園)	街区公園	木津川市木津川台 8 丁目 4 番地 1
木津川台 10 号公園 (ぼけっと公園)	街区公園	木津川市木津川台 7 丁目 4 番地 1
木津川台 11 号公園 (なかよし公園)	街区公園	木津川市木津川台 7 丁目 19 番地 1
木津川台公園	地区公園	木津川市木津川台 6 丁目 4 番地 3
木津川台 1 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 1 丁目 34 番地
木津川台 2 号緑地	都市緑地	木津川市吐師泉谷 1 番地 1 外
木津川台 3 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 7 丁目 32 番地 1
木津川台 4 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 7 丁目 32 番地 2
木津川台 5 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 7 丁目 33 番地 1
木津川台 6 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 9 丁目 4 番地 2
木津南 1 号公園 (橡 (つるばみ) 公園)	街区公園	木津川市州見台二丁目 14 番地
木津南 2 号公園 (山 (やま) 藍 (あい) 公園)	街区公園	木津川市州見台一丁目 14 番地
木津南 3 号公園 (山吹 (やまぶき) 公園)	街区公園	木津川市州見台八丁目 11 番地
木津南 4 号公園 (唐棣 (はねず) 公園)	街区公園	木津川市州見台四丁目 12 番地
木津南 5 号公園 (茜 (あかね) 公園)	街区公園	木津川市州見台五丁目 7 番地
木津南 6 号公園 (紫 (むらさき) 公園)	街区公園	木津川市梅美台三丁目 18 番地
木津南 7 号公園 (紅 (くれない) 公園)	街区公園	木津川市梅美台一丁目 7 番地
木津南 8 号公園 (黄葉 (もみじ) 公園)	街区公園	木津川市梅美台五丁目 3 番地
木津南 9 号公園 (青土 (あおに) 公園)	街区公園	木津川市梅美台六丁目 3 番地 1
木津南 10 号公園 (桜花 (おうか) 公園)	街区公園	木津川市梅美台八丁目 4 番地
梅美台公園	近隣公園	木津川市梅美台一丁目 9 番地
上人ヶ平遺跡公園	近隣公園	木津川市州見台八丁目 1 番地
州見台公園	近隣公園	木津川市州見台三丁目 1 番地
木津駅前地区 1 号公園 (木津駅西口公園)	街区公園	木津川市木津駅前一丁目 28 番地
城址公園	地区公園	木津川市城山台八丁目 5 番地
城山台公園 (大仏鉄道公園)	近隣公園	木津川市城山台五丁目 1 番地
クルミ公園	街区公園	木津川市城山台一丁目 3 番地
カリン公園	街区公園	木津川市城山台七丁目 11 番地
エンジュ公園	街区公園	木津川市城山台六丁目 34 番地
トチノキ公園	街区公園	木津川市城山台五丁目 4 番地
エゴノキ公園	街区公園	木津川市城山台十一丁目 16 番地
オリーブ公園	街区公園	木津川市城山台十丁目 19 番地
カエデ公園	街区公園	木津川市城山台十三丁目 11 番地
城山台 1 号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目 5 番地

城山台 2 号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目 8 番地
城山台 3 号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目 9 番地
城山台 5 号緑地	都市緑地	木津川市城山台三丁目 13 番地
城山台 6 号緑地	都市緑地	木津川市城山台三丁目 14 番地
城山台 7 号緑地	都市緑地	木津川市城山台八丁目 2 番地
城山台 8 号緑地	都市緑地	木津川市城山台五丁目 24 番地
城山台 9 号緑地	都市緑地	木津川市城山台八丁目 7 番地
城山台 10 号緑地	都市緑地	木津川市城山台九丁目 2 番地
城山台 11 号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目 5 番地
城山台 12 号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目 33 番地
城山台 13 号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目 1 番地
加茂公園	近隣公園	木津川市加茂町大野中字称 57 番地、14 番地 1、14 番地 2、東山 1 番地 1、1 番地 2、1 番地 3、1 番地 6、1 番地 7、1 番地 8、1 番地 9
塚穴公園	近隣公園	木津川市南加茂台 6 丁目 14 番地、15 番地、16 番地
大谷公園	街区公園	木津川市南加茂台 12 丁目 8 番地
広芝公園	街区公園	木津川市南加茂台 11 丁目 4 番地
野上公園	街区公園	木津川市南加茂台 5 丁目 1 番地
熊谷公園	街区公園	木津川市南加茂台 3 丁目 1 番地
西門公園	街区公園	木津川市南加茂台 1 丁目 17 番地
四ツ岩公園	街区公園	木津川市南加茂台 13 丁目 12 番地
東山公園	街区公園	木津川市南加茂台 14 丁目 9 番地
中門伝公園	街区公園	木津川市加茂町里中門伝 125 番地
渦公園	街区公園	木津川市加茂町里南古田 170 番地
唐岩公園	街区公園	木津川市加茂町大野唐岩 75 番地
ふるさと自然公園	近隣公園	木津川市加茂町岩船ガンド 4 番地、5 番地
須田公園	街区公園	木津川市加茂町駅東 1 丁目 6 番地 1
井尻公園	街区公園	木津川市加茂町駅東 3 丁目 9 番地 1
垣外公園	街区公園	木津川市加茂町駅東 4 丁目 11 番地 1
駅東公園	広場公園	木津川市加茂町駅東 2 丁目 1 番地 1、6 番地 1
兎並緑地	緑道	木津川市加茂町駅東 4 丁目 12 番地 7、12 番地 8、13 番地 6、13 番地 7、14 番地 7、14 番地 8、16 番地 3、16 番地 4、16 番地 5
新川緑地	緑道	木津川市加茂町駅東 3 丁目 10 番地 9、駅東 4 丁目 17 番地 26
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田 40 番地 21
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷 1 番地
棚倉駅西 1 号公園	街区公園	木津川市山城町平尾北払戸 116 番地
棚倉駅西 2 号公園	街区公園	木津川市山城町平尾不知田 159 番地
なでしこ公園	街区公園	木津川市山城町上狛学校 10 番地 1

やすらぎ公園	街区公園	木津川市山城町北河原柿ノ木原 32 番地 4
椿井南公園	街区公園	木津川市山城町椿井上野 1 番地 1
上狛駅東公園	街区公園	木津川市山城町上狛北野田芝 60 番地
中川原公園	街区公園	木津川市山城町平尾中川原 16 番地 31、16 番地 32、17 番地 7、17 番地 8、62 番地 7、62 番地 8、62 番地 16、62 番地 17
出垣外公園	街区公園	木津川市山城町綺田出垣外 28 番地 16、28 番地 17
上狛南部公園	街区公園	木津川市山城町上狛鈴畠 17 番地 1、19 番地 4

別表第2（第3条、第9条関係）

施設の名称	設置公園	種別	
兜谷グラウンド	兜谷公園	運動施設	17,000 m ²
兜谷テニスコート	兜谷公園	運動施設	
木津川台グラウンド	木津川台公園	運動施設	11,700 m ²
木津川台テニスコート	木津川台公園	運動施設	
梅美台テニスコート	梅美台公園	運動施設	1,940 m ²
上人ヶ平遺跡	上人ヶ平遺跡公園	教養施設	22,495 m ²
音淨ヶ谷史跡	音淨ヶ谷公園	教養施設	
石のカラト古墳	石のカラト古墳緑地	教養施設	
梅谷瓦窯跡	梅谷瓦窯跡緑地	教養施設	
城址グラウンド	城址公園	運動施設	33,115 m ²
城址テニスコート	城址公園	運動施設	
城跡	城址公園	教養施設	53,400 m ²
加茂グラウンド	加茂公園	運動施設	
塚穴公園テニスコート	塚穴公園	運動施設	
不動川公園多目的広場	不動川公園	運動施設	43,802 m ²
不動川公園テニスコート	不動川公園	運動施設	
上柏駅東公園テニスコート	上柏駅東公園	運動施設	4,619 m ²

別表第3（第10条、第20条、第22条関係）

区分	平日		休日		摘要
兜谷グラウンド (1面)	午前9時～ 午後5時	1時間につき 1,000円	午前9時～ 午後5時	1時間につき 1,000円	
木津川台グラウンド (1面)	午前9時～ 午後5時	1時間につき 1,000円	午前9時～ 午後5時	1時間につき 1,000円	半面利用の場合は、半額とする。
兜谷テニスコート (1面)	午前9時～ 午後10時	1時間につき 600円	午前9時～ 午後10時	1時間につき 600円	照明設備を使用したときは、照明点灯料として、1面1時間につき500円を加算する。
木津川台テニスコート (1面)	午前9時～ 午後10時	1時間につき 600円	午前9時～ 午後10時	1時間につき 600円	
梅美台テニスコート (1面)	午前9時～ 午後10時	1時間につき 600円	午前9時～ 午後10時	1時間につき 600円	
城址グラウンド (1面)	午前9時～ 午後5時	1時間につき 1,000円	午前9時～ 午後5時	1時間につき 1,000円	
城址テニスコート (1面)	午前9時～ 午後5時	1時間につき 600円	午前9時～ 午後5時	1時間につき 600円	
加茂グラウンド (1面)	午前8時～ 日没まで	1時間につき 200円	午前8時～ 日没	1時間につき 200円	

塙穴公園テニスコート (1面)		午前9時～午後5時	1時間につき 500円	午前9時～午後5時	1時間につき 500円			
不動川公園	多目的広場	5～9月	午前8時30分～12時30分	3,200円	5～9月	午前8時30分～12時30分	4,000円	(1) 中学生以下の利用にあっては、半額とする。
			午後1時～6時	4,000円		午後1時～6時	5,000円	
	10～4月		午前8時30分～12時30分	3,200円	10～4月	午前8時30分～12時30分	4,000円	(2) 多目的広場の部分利用は、全面利用とみなす。
			午後1時～5時	3,200円		午後1時～5時	4,000円	
	テニスコート (1面)	5月～9月 午前9時～午後6時	1時間につき 400円	5月～9月 午前9時～午後6時	1時間につき 600円	利用時間は午前9時からとする。		
		10月～4月 午前9時～午後5時		10月～4月 午前9時～午後5時				
上狛駅東公園テニスコート (1面)		午前9時～午後9時	1時間につき 400円	午前9時～午後9時	1時間につき 600円	照明設備を使用したときは、照明点灯料として、1面1時間につき300円を加算する。		

備考

- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 利用時間が1時間未満の場合又は1時間未満の端数が生じた場合は、当該利用時間又は端数を1時間とみなす。
- 利用時間には、準備及び清掃に係る時間を含むものとする。
- 市内に在住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者以外の者の利用にあっては、この表に定める額の倍額とする。

■都市公園現況写真①

近隣公園
州見台公園①



資料3-⑥

近隣公園
州見台公園②



広場公園
ふれあい広場①



広場公園
ふれあい広場②



街区公園
木津川台1号公園（木津川台中央公園）①



街区公園
木津川台1号公園（木津川台中央公園）②



■都市公園現況写真②

街区公園(市民自主管理活動)
木津南6号公園(紫公園)①



街区公園(市民自主管理活動)
木津南6号公園(紫公園)②



街区公園(市民自主管理活動)
中門伝公園①



街区公園(市民自主管理活動)
中門伝公園②



街区公園と緑道
井尻公園と新川緑地①



街区公園と緑道
井尻公園と新川緑地②



■都市公園現況写真③

緑道
新川緑地①



緑道
新川緑地②



都市緑地
城山台10号緑地①



都市緑地
城山台10号緑地②



4 街路樹等管理事業費

- ・事業仕分け説明資料〔街路樹等管理事業費〕 … P133
- ・事務事業評価調査票〔街路樹等管理事業費〕 … P135

資料4-① … 平成27年度街路樹等管理状況一覧表 P136



資料4-② … 平成27年度市内街路樹高木樹種別本数 P138

資料4-③ … 街路樹等管理状況写真 P139

資料4-④ … 街路樹等現況写真 P141

項目名	街路樹等管理事業費	4
担当部局	建設部 管理課	

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

市民の快適な生活環境の向上を目指し、生活道路を常に良好な状態に保つため、街路樹の剪定や街路などの清掃・除草等を行っています。

街路樹

街路（市街地の道路）に沿って植えられた樹木のことであり、常緑高木、落葉高木、中低木等が、それぞれに適した箇所に植栽されています。

市内街路樹（維持管理分）

剪定 2,095 本・除草剪定 189,473 m² 他

② この事業によって、どのような効果・成果がありましたか？

街路樹等の適切な維持管理を行うことにより、市民が快適で安全に道路を通行いただくことができました。

③ 私たちの税金をどれだけ・どのように使っていますか？

○ 平成27年度実績（費用・実績）

	金額	備考
[A]事業費	63,844 千円	
[B]人件費	8,298 千円	（従事職員）正職員：1.0人
[C]収入	0 千円	
[A]+[B]-[C]	72,142 千円	市民1人当たり 968 円 (H28.4.1 人口：74,561 人)

○ 平成27年度主な事業費の内訳（支払の相手方・選び方）

主な事業費	金額	相手方	選び方
街路樹維持管理工事費	54,786 千円	民間事業者	一般競争入札
街路樹等管理委託料	9,018 千円	シルバー人材センター	随意契約

④ 具体的な仕事の内容はどのようなものですか？

○街路樹の維持管理

道路パトロール、除草及び樹木剪定（年2回）、清掃、害虫駆除 等

○主な除草・樹木剪定スケジュール

5月 当該年度維持管理箇所の現地確認及び決定

6月 入札等（施工業者決定）

7～8月 除草（1回目）

10～11月 樹木剪定

10～11月 除草（2回目）

隨時 倒木及び剪定等の緊急対応、地域要望への対応、害虫駆除

⑤ 市民（利用者）の声はどうですか？



- 市民・地域要望の声

- ①街路樹の落葉対策（落ち葉の掃除が大変である）
- ②枝による支障（宅地や道路への張り出し、通行障害、見通しが悪い）
- ③剪定具合や施工時期について（適切な管理）
- ④枯れ木や倒木の伐採
- ⑤害虫駆除（毛虫やハチなど）
- ⑥緑や紅葉を楽しみにしている
- ⑦桜など街路樹の保全について など

⑥ 事業費・指標はどのように推移していますか？



		H25 実績	H26 実績/前年比		H27 実績/前年比		H28 見込/前年比	
事業費（千円）		50,077	59,162	118%	63,844	108 %	82,818	130 %
指 標	街路樹剪定本数(本)	2497	2393	96%	2,095	88%	2,200	105%
	街路樹除草剪定面積 (m ²)	155,599	191,819	123%	189,473	99%	200,000	106%
	街路樹清掃実施延長 (km)	44	44	100%	44	100%	44	100%

○後期基本計画まちづくりの成果指標

「生活道路の便利さ」に対する満足度 40.6% (H19 実績値) ⇒ 45.3% (H25 実績値) ⇒ 51.6% (H30 目標値)



⑦ 木津川市の発足後、どのような見直しを行いましたか？

平成 26 年度以降 道路パトロールの強化（市内を5つのエリアに分けて週3回実施）

地域要望対応における連携強化（現場確認や業者対応を含めて）

※街路樹樹木本数の増加（平成 19 年度：8,599 本 ⇒ 平成 27 年度：10,395 本）

⑧ どのような課題がありますか？

- 街路樹維持管理経費の財源確保
- 街路樹の巨大化による市民生活への影響
- 災害時や老朽化における街路樹の倒木等の被害の恐れ

⑨ 近隣自治体の状況はどうなっていますか？

自治体名	人口 H28. 4. 1	街路樹本数	平成 27 年度 街路樹剪定本数	平成 27 年度 街路樹除草剪定面積
木津川市	74,561 人	10,395 本	2,095 本	189,473 m ²
京田辺市	67,466 人	3,376 本	1,866 本	51,805 m ²
城陽市	77,980 人	1,300 本	350 本	不明

平成28年度 事務事業評価調査票

(1.継続)

● 事業概要		会計	1	款	7	土木費	項	2	道路橋りょう費	目	2	道路維持費	
① 予算科目		1753		事 業 名		街路樹等管理事業費							
② 所管部局		部		建設部			課	管理課		係	道路維持係		
		評価者		西村課長			作成者	吉田 充					
③ 総合計画		基本方針	3	誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造			施策目標	(1)	安心・安全、快適なまちづくり				
		施 策	11	防犯・交通安全対策の推進			主な取組	(3)	交通安全対策の推進				
④ 事業区分		開始年度	平成18年度		終了年度		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 内部／施設管理		市独自上乗せ	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	
		実施義務	<input type="checkbox"/> 法定受託事務		<input checked="" type="checkbox"/> 法律に実施義務	<input type="checkbox"/> 法律に努力義務		<input type="checkbox"/> その他の実施義務(協定等。⑥欄に記載)					
		市補助金交付事業	<input type="checkbox"/> 該当		補助先								
⑤ 当初予算 (千円)		歳出		(財源)国庫		(財源)府		(財源)市債		その他特定財源		一般財源	
				82,818									
⑥ 法令・ 例規・ 計画等		道路法											
⑦ 対象者	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全市民 <input type="checkbox"/> 児童・子育て世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 低所得者 <input type="checkbox"/> 農林業者 <input type="checkbox"/> 商工業者 <input type="checkbox"/> 観光客 <input type="checkbox"/> その他											
	要件											概数	
⑧ 受益者負担		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	内容										
⑨ 沿革・履歴		平成19年度街路樹本数 8,599本											
⑩ 他市の状況		近隣自治体も同様に街路樹管理事業を実施 京田辺市:街路樹本数 3,376本 街路樹剪定本数 1,866本 街路樹除草剪定面積 51,805m ² 城陽市:街路樹本数1,300本 街路樹剪定本数350本											
⑪ 活動実績				単位	H25	H26	前年比	H27見込	H27実績	前年比	H28見込	前年比	
街路樹剪定本数				本	2,497	2,393	-4%	2,100	2,095	-12%	2,200	+5%	
街路樹除草剪定面積				m ²	155,599	191,819	+23%	190,000	189,473	-1%	200,000	+6%	
● 事業評価		街路樹の定期的な剪定、年2回の除草等を実施し、健全な道路環境を確保する。											
H ⑫ 27	取組計画												
	取組実績	剪定2,095本・除草剪定189,473m ² ・清掃150,000m ² ・路肩清掃44km 他 街路樹の剪定及び植栽帯の除草を実施した。											
⑬ 評価 28	人員・コスト	正職員(人) A・B・計	嘱託職員(人) A・B・計	臨時職員	人件費 ①(千円)	事業費決算額 ②(千円)	総コスト ①+②(千円)	市民一人あたりコスト(円)					
		1.00		1.00		8,298	63,845	72,143	968				
⑭ 評価 28	事業実施 総計推進	<input type="radio"/> 3 <input checked="" type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 1	評価3・1 の理由										
	コスト削減 効率化 事務改善	<input type="radio"/> 3 <input checked="" type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 1	評価3・1 の理由										
H ⑮ 28		今後の 方向性	<input checked="" type="radio"/> 繼続 <input type="radio"/> 繼続(抜本見直し) <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了										
取組計画		事業を継続する。街路樹等の定期的な剪定及び除草等の適切な維持管理を行うことにより、市民が快適で安全に道路を行けるように努める。											

資料4-①

■街路樹等管理状況一覧表 (平成27年度)

	工事名	工事内容	設計額(円) 請負額(円) 落札率(%)	請負人	選び方
1	東中央線高低木剪定及び除草工事	高木剪定25本 寄植剪定4,236m ² 機械除草34,800m ² 人力除草3,850m ²	12,399,480円 10,359,360円 83.55%	民間事業者	一般競争
2	木津川市内高低木剪定及び除草工事	高木剪定32本 中木剪定57本 寄植剪定1,475m ² 拔根除草119m ² 機械除草19,700m ²	8,212,320円 6,847,200円 83.38%	民間事業者	一般競争
3	州見台地区高低木剪定及び除草工事	高木剪定298本 寄植剪定960m ² 拔根除草185m ² 人力除草325m ² 機械除草2,920m ² 機械除草 道路附帯地 (20,400m ²)	7,760,880円 6,492,960円 83.67%	民間事業者	一般競争
4	梅美台地区高低木剪定及び除草工事	高中木剪定134本 寄植剪定789m ² 拔根除草157m ² 人力除草3,130m ² 機械除草14,300m ² 機械除草 道路附帯地 (1,480m ²)	7,071,840円 5,893,560円 83.35%	民間事業者	一般競争
5	兜台地区高低木剪定及び除草工事 (その2)	高木剪定236本 中木剪定142本 寄植剪定564m ² 高木伐採20本 機械除草6,460m ² 人力除草717m ²	6,004,800円 5,011,200円 83.45%	民間事業者	一般競争
6	加茂地区街路樹剪定工事	高木剪定 (歩道、60cm未満) 149本 高木剪定 (歩道、60~120cm) 145本 高木伐木 (幹周60cm未満) 1本 高木伐木 (幹周60cm~120cm) 3本	4,108,320円 3,426,840円 83.42%	民間事業者	一般競争

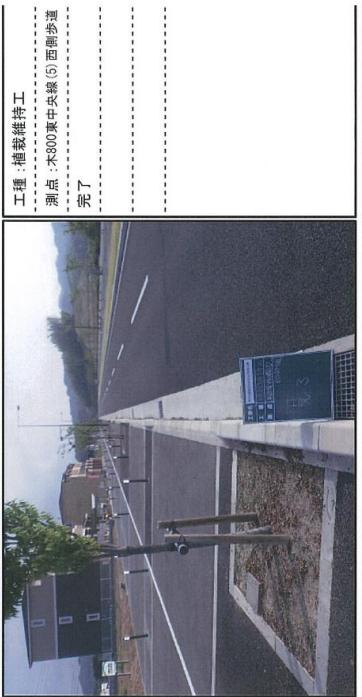
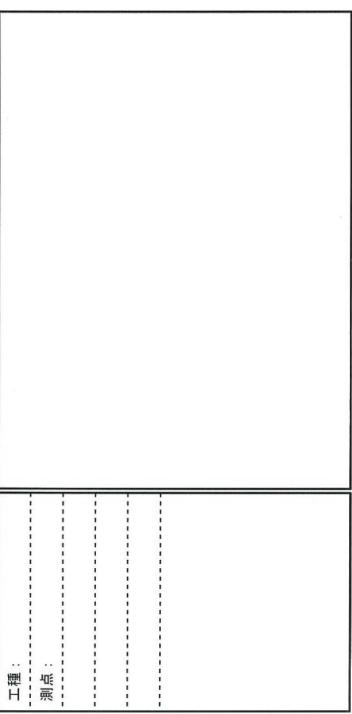
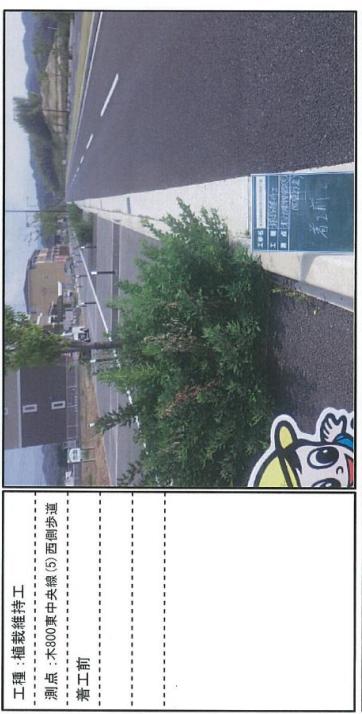
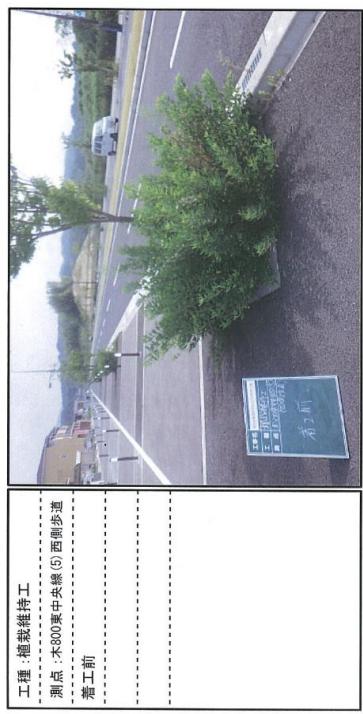
	工事名	工事内容	設計額(円) 請負額(円) 落札率(%)	請負人	選び方
7	加茂地区市道清掃等維持管理作業	路肩清掃44.1km 拔根除草5,800m ² 塵芥収集150,000m ² 低木寄植剪定710m ² 中木寄植剪定420m ²	4,386,960円 3,045,600円 69.42%	シルバー人材センター	随意契約
8	不動北線等維持管理作業	不動北線、不動北線(桜小道) 天神北線、西口広場、西口～府道 やすらぎ回廊線の塵芥収集・除草 ・低木寄植剪定 一式	2,079,000円 1,496,880円 72.00%	シルバー人材センター	随意契約
9	相楽台地区高低木剪定及び除草作業	高木剪定231本 寄植剪定3,063m ² 人力除草2,423m ² 機械除草21,770m ²	8,226,360円 4,426,920円 53.81%	シルバー人材センター	随意契約
10	木津川台地区高低木剪定及び除草工事	高木剪定284本 中木剪定110本 寄植剪定5,330m ² 機械除草15,170m ² 人力除草1,686m ² 高木伐採3本	10,051,560円 8,392,680円 83.50%	民間事業者	一般競争
11	兜台地区高低木剪定及び除草工事	高木剪定125本 寄植剪定5,280m ² 機械除草16,880m ² 人力除草1,868m ²	8,502,840円 7,106,400円 83.57%	民間事業者	一般競争

資料4-②

■平成27年度市内街路樹種別本数

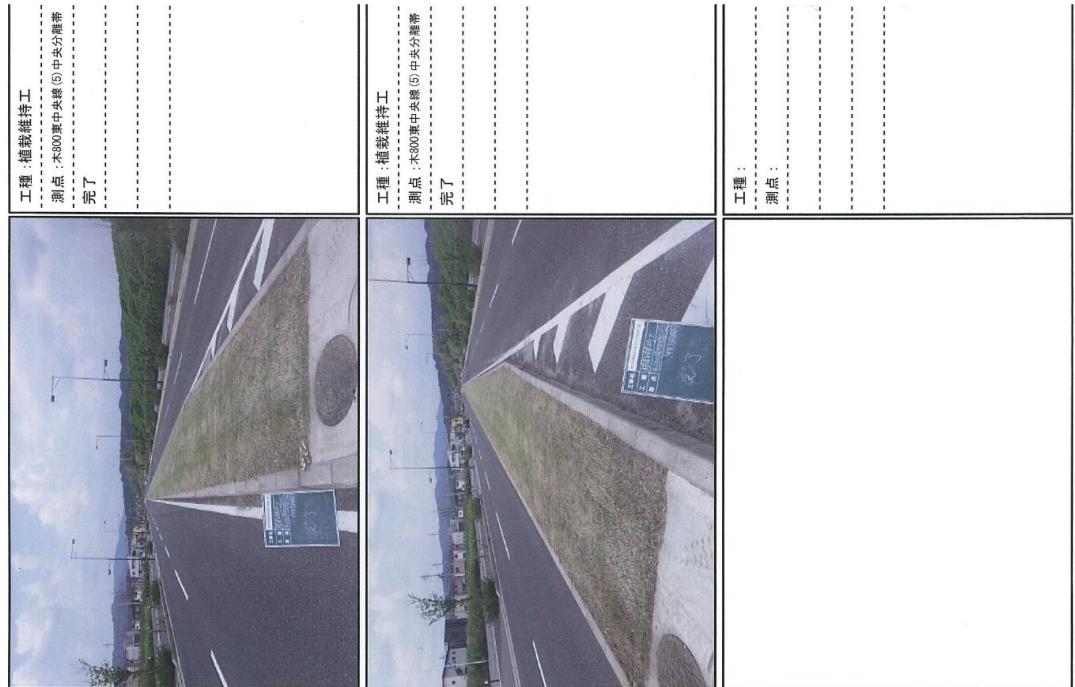
樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
アカマツ・クロマツ アカマツ	10	フウ	51	ウメモドキ	24
アカマツ・クロマツ クロマツ	14	マテバシイ	32	カリソ	34
アラカシ	686	メタセコイア	18	カマミズ	17
イチヨウ	547	モミジバフウ	237	タニウツギ	24
ウバメガシ	22	ヤマモモ	315	ライラック	56
カナメモチ類 カナメモチ	36	ユリノキ	193	トチノキ	13
カナメモチ類 ベニカナメモチ	5	日本産カエデ類 イタヤカエデ	2	アセビ	1
キンモクセイ	287	日本産カエデ類 イロハモミジ	130	ユズリハ	11
クスノキ	247	日本産カエデ類 ハナノキ	55	タンサンボク	31
クロガネモチ	122	日本産カエデ類 ヤマモミジ	25	ピラカンサ	2
ケヤキ	1,159	サクラ類 不明	2	モッコク	3
コブシ	141	エゴノキ	301	マシサク	6
サクラ類 オオシマザクラ	19	ナツツバキ	22	ウメ	29
サクラ類 シダレザクラ	1	ヤマボウシ	49	ハナモモ	28
サクラ類 ソメイヨシノ	495	シモクレシ	41	リョウブ	67
サクラ類 ヤマザクラ	410	ハクモクレン	38	ヒメユズリハ	62
サザンカ類 カンツバキ (シシガシラ)	3	コノテカワシ	4	セイヨウシャクナゲ	225
サザンカ類 サザンカ	105	ムクゲ	91	カツラ	155
サルスベリ	77	ネムノキ	6	アキニレ	259
サンゴジュ	4	コナラ	240	シテコブシ	7
シイ類 シイ (ツブラジイ、コジイ)	5	キシモクセイ	20	サンシユウ	14
シイ類 スダジイ (イタジイ)	0	センダン	121	オガタマ	1
シダレヤナギ	20	サクラ類 サトザクラ	17	イスノキ	20
シラカシ	1,162	モクレン	1	カラタネオガタマ	3
ツバキ類 ヤブツバキ	269	ベニスモモ	24	カクレミノ	1
トウカエデ	94	ゲツケイシユ	25	ヒマラヤサクラ	16
ナンキンハゼ	245	エノキ	12		
ニセアカシア	31	クヌギ	112		
ネズミモチ類 トウヌズミモチ	200	ロウバイ	7	合計 (88樹種)	10,395
ネズミモチ類 ネズミモチ	0	シャシャンボ	18		
ハナミズキ	660	キタヤマスギ	1		

■ 街路樹等管理状況写真①



■ 資料4—③

■ 街路樹等管理状況写真②



■街路樹等現況写真

資料4-④

相楽台地域（相楽山平城線）①



相楽台地域（相楽山平城線）②



梅美台地域（梅谷線）①



梅美台地域（木津東西線）②



加茂支所前（船屋京内線）①



加茂町新町地域（船屋京内線）②



資料 5

9 行革委第 号
平成 29 年 1 月 日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市行財政改革推進委員会
会長 澤 井 勝

木津川市公共施設等総合管理計画について（答申）【案】

平成 27 年 11 月 4 日付け 5 木財第 147 号で諮問のことについて、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての諮問を受け、当委員会において、慎重に審議を重ね、審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

記

木津川市公共施設等総合管理計画（答申） 別冊のとおり

以 上

木津川市公共施設等総合管理計画

(答申)

平成29年 月

目 次

I.	計画策定の背景と目的	1
1.	計画の背景	1
2.	計画の目的	1
3.	計画の位置づけ	2
II.	公共施設等を取り巻く現状と課題	3
1.	人口の推移	3
2.	公共施設等の現状	6
3.	財政の状況	14
4.	将来の公共施設更新費用の見通しと課題	18
5.	市民意識	21
6.	公共施設等を取り巻く現状と課題	27
III.	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	28
1.	計画期間	28
2.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
3.	取組体制と情報管理	32
IV.	公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針	33
1.	市民文化系施設の管理に関する基本方針	34
2.	社会教育系施設の管理に関する基本方針	38
3.	スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針	41
4.	産業系施設の管理に関する基本方針	44
5.	学校教育系施設の管理に関する基本方針	45
6.	子育て支援施設の管理に関する基本方針	48
7.	保健・福祉施設の管理に関する基本方針	52
8.	行政系施設の管理に関する基本方針	56
9.	公営住宅の管理に関する基本方針	60
10.	公園の管理に関する基本方針	62
11.	供給処理施設の管理に関する基本方針	64
12.	その他施設の管理に関する基本方針	65
13.	上水道施設の管理に関する基本方針	67
14.	下水道施設の管理に関する基本方針	69
V.	インフラ資産における管理に関する基本方針	70
1.	道路の管理に関する基本方針	70
2.	橋りょうの管理に関する基本方針	70
3.	上水道の管理に関する基本方針	70
4.	下水道の管理に関する基本方針	70
VI.	計画の推進体制	71
	資料	72

I. 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景

わが国では、高度成長期を中心として過去に建設された公共施設等がこれから大量に建替えなどの更新時期を迎えます。一方で、地方公共団体の財政は厳しい状況が続き、また、人口減少・少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。

このような状況に鑑み、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていくため、平成26年4月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

木津川市においては、全国の各自治体が人口減少サイクルに移行している中で人口増加が継続している現状ですが、これは市内における大規模開発によるところが大きな要因であり、この大規模開発の成熟とともに人口増加の停滞が予測され、財政面では高齢化の進行による扶助費の増大や公共施設等の維持更新費の増大が市財政に及ぼす将来的な影響などが懸念される現状です。

2. 計画の目的

木津川市の人口は増加傾向にあるものの、現状の公共施設等の維持更新などに必要な経費は将来的に増加し、財政を圧迫することが予測されます。したがって、将来的な財政負担の軽減や健全な市民生活の維持を図るためにも、公共施設等にかかる総合的な管理の検討が必要とされます。

公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために「公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

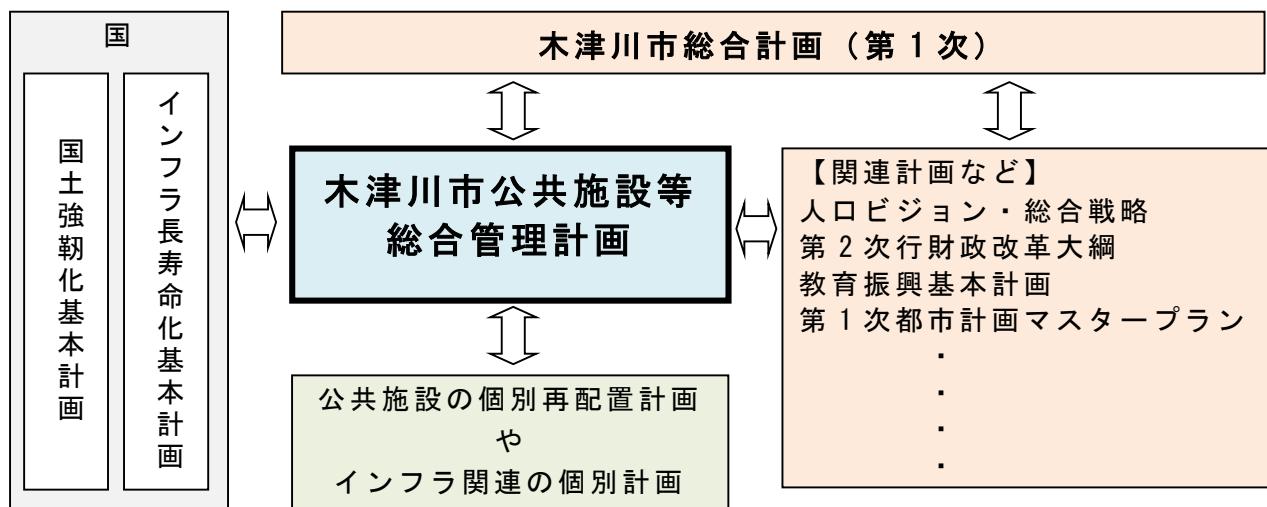
3. 計画の位置づけ

本計画は、先に示した総務省からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号)による計画策定要請を受けて、木津川市のインフラを含む公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

木津川市では、市の基本方針を「第 1 次木津川市総合計画」(平成 21 年 3 月)において示し、その実現に向けて 3 年ごとの実施計画を策定するローリング方式で推進を行っています。現在は「第 1 次木津川市総合計画実施計画(平成 28~30 年度)」を策定しています。

また、都市計画に関する計画としては「第 1 次木津川市都市計画マスタープラン」(平成 23 年 6 月)があり、さらに、これから木津川市の人口問題などをはじめとする課題とその将来的な方向性を示す『木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略』(平成 27 年 10 月)を策定しています。

【図：本計画の位置づけ】



本計画はこれらの諸計画との整合性を図るとともに、これから増大する公共施設等の維持管理経費と、これによる市財政への負担の平準化や軽減を図るために、インフラを含む公共施設等のあり方に関する方針、特にアセットマネジメントの考え方をもとに公共施設等の長寿命化や施設保有量の最適化を念頭において検討を行うものです。

II. 公共施設等を取り巻く現状と課題

※本章の施設等は平成 26 年度末の状況

1. 人口の推移

(1) 人口・世帯数の推移

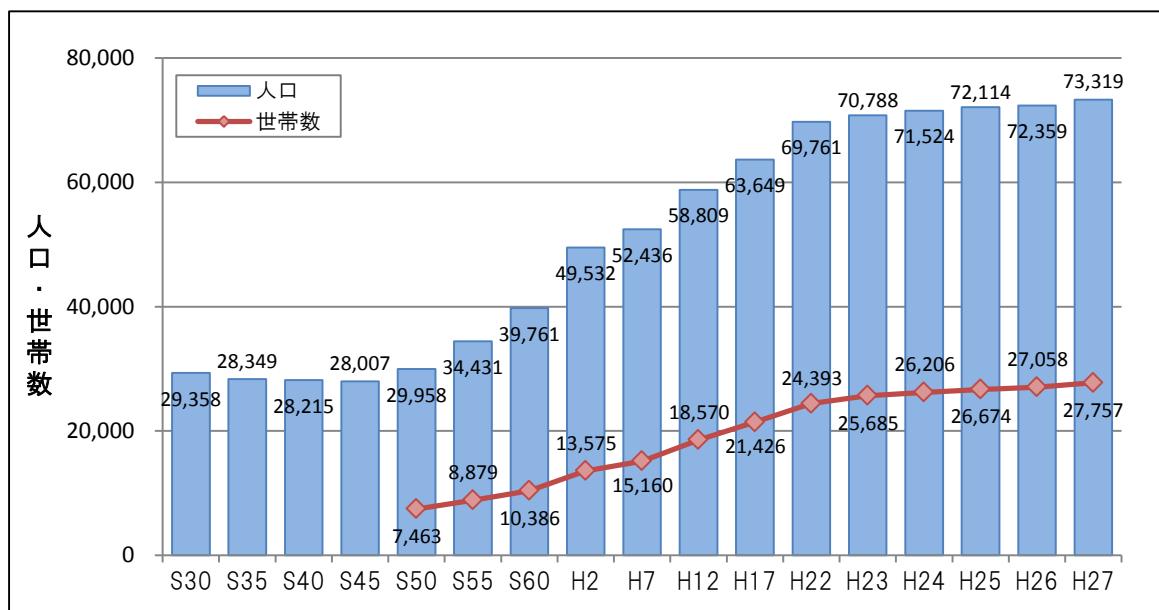
① 総人口・世帯数の推移

木津川市は、昭和 26 年に木津町と加茂町が、昭和 31 年に山城町が、明治以来の町村を統合し、そして、平成 19 年に木津町、加茂町、山城町が合併して誕生し、現在に至ります。

木津川市の総人口・世帯数は、ともに増加を続けており、平成 27 年時点では、総人口 73,319 人、世帯数 27,757 世帯となっています。

これまでの人口と世帯数の推移を概観すると、昭和 50 年から平成 23 年にかけてはともに増加しており、昭和 50 年から平成 27 年の間に人口は 29,958 人から 73,319 人と約 2.4 倍（1 年当たり平均 1,084 人の増加）、世帯数は 7,463 世帯から 27,757 世帯と約 3.7 倍（1 年当たり平均 507 世帯の増加）に増加しています。

【図：人口・世帯数の推移】

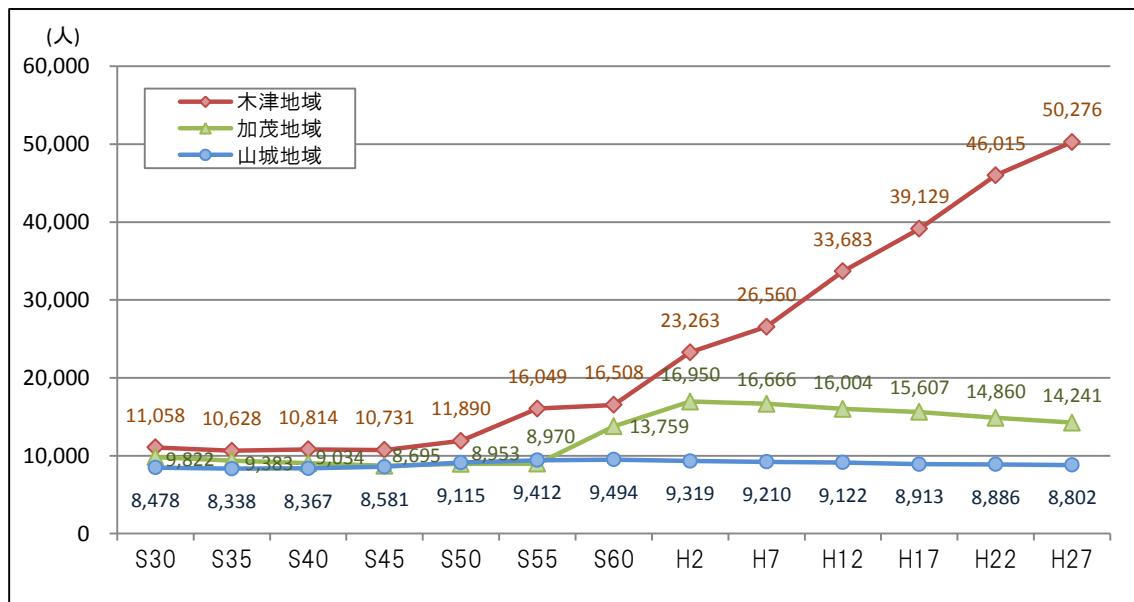


出典：国勢調査(S30～H22)・住民基本台帳(H23～H27)

② 地域別人口の推移

平成 19 年に木津町、加茂町、山城町が合併して木津川市となりましたが、その旧町地域単位の人口推移は下図のとおりで、木津地域は増加を続ける一方、加茂地域は平成 2 年より、山城地域では昭和 60 年より微減傾向にあります。

【図：地域別人口の推移】



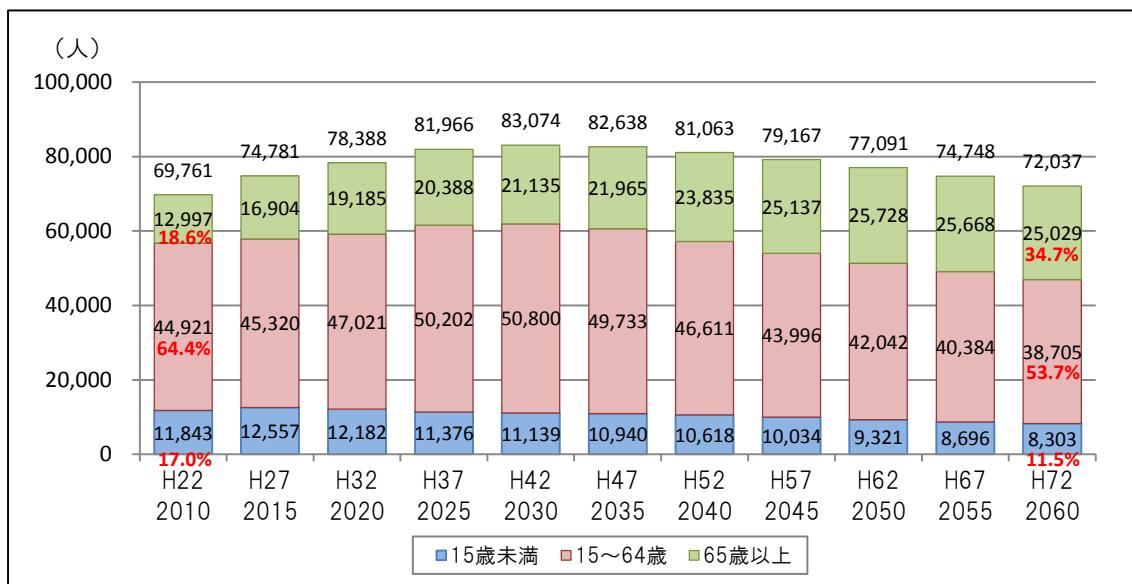
出典：国勢調査 (S30～H22)、市民課資料 (H27)

(2) 将来の人口推計

木津川市は全国的に人口が減少するなかで増加傾向にあり、将来推計人口においても、2030年（平成42年）までこの傾向が続くと推計されています。しかし、それ以降、人口は減少傾向となり2060年（平成72年）には72,000人まで減少すると考えられます。また、年齢階層別人口の推移を見ると、2010年には18.6%だった老齢人口（65歳以上）が2060年には34.7%、17.0%だった年少人口（15歳未満）は11.5%と人口減少とあわせ少子高齢化が進展していきます。

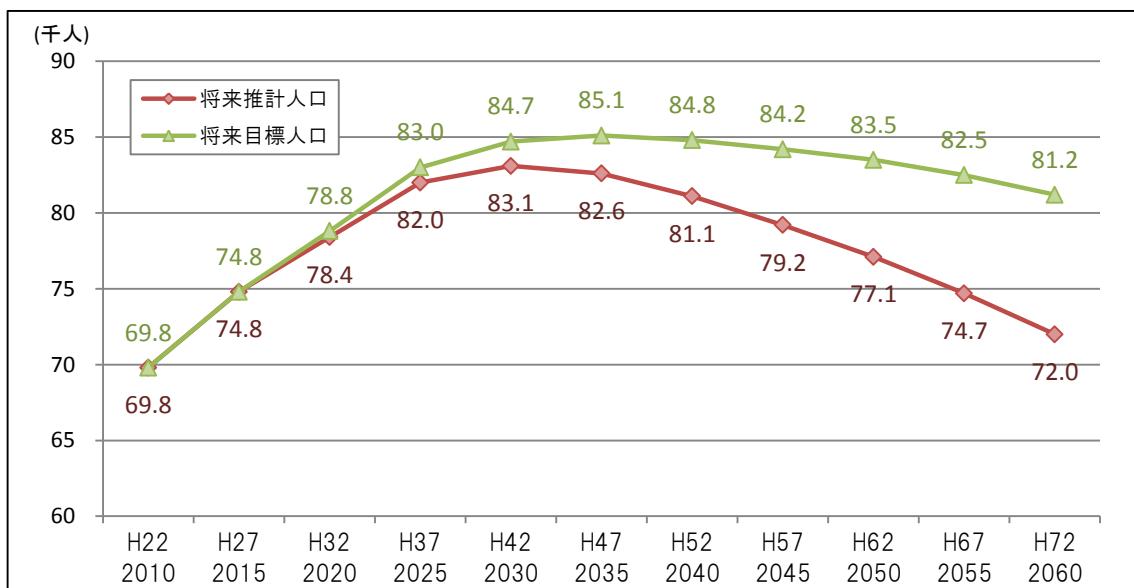
これに対し、平成27年10月に策定しました『木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」』において、木津川市が目指す将来目標人口を2030年に84,700人、2040年に84,800人、2060年に81,200人と設定しています。

【図：年齢階層別将来推計人口の推移】



出典：木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」

【図：将来目標人口と将来推計人口との比較】



出典：木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」

2. 公共施設等の現状

(1) 対象施設

本計画で対象とするものは、木津川市の保有する公共施設等のうち、公共建築物とインフラ資産とします。

公共建築物については、総務省の分類に基づく施設類型別に市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、上下水道施設、その他に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ資産については、類型別に道路、橋りょう、上水道、下水道に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

【表：対象施設の分類】

対象施設	公共施設等		
	公共建築物	インフラ資産	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化系施設 ・社会教育系施設 ・スポーツ・レクリエーション系施設 ・産業系施設 ・学校教育系施設 ・子育て支援施設 ・保健・福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政系施設 ・公営住宅 ・公園 ・供給処理施設 ・上下水道施設 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・橋りょう ・上水道 ・下水道

※公営住宅には、「特定公共賃貸住宅」、「改良住宅」を含む。

(2) 公共建築物の状況(上水道・下水道施設を除く)

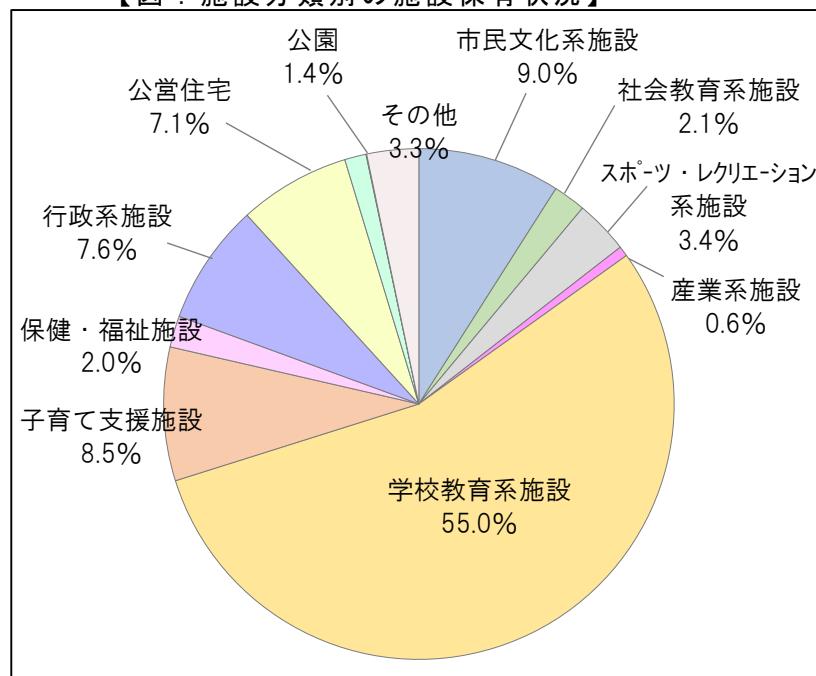
① 公共建築物の施設分類別保有状況

木津川市が保有する公共建築物は 237 施設、総延床面積で 237,605 m²になります。分類別に延床面積を見ると、小学校や中学校などの学校教育系施設が最も多く 130,725 m²と全体の 55%を占めています。次いで、集会所・公民館などの市民文化系施設が 9.0%、幼稚園・保育園などの子育て支援施設が 8.5%、市役所庁舎などの行政系施設が 7.6%となっています。

【表：施設分類別の施設保有状況】

施設分類	施設数	延床面積(m ²)	割合(%)
市民文化系施設	46	21,434.03	9.0%
社会教育系施設	7	4,891.78	2.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	7	8,071.67	3.4%
産業系施設	5	1,534.36	0.6%
学校教育系施設	21	130,724.53	55.0%
子育て支援施設	34	20,085.46	8.5%
保健・福祉施設	8	4,716.58	2.0%
行政系施設	30	18,222.74	7.6%
公営住宅	17	16,794.75	7.1%
公園	35	3,229.18	1.4%
供給処理施設	2	103.10	0.0%
その他	25	7,796.68	3.3%
合計	237	237,604.86	100.0%

【図：施設分類別の施設保有状況】



② 地域別の施設保有状況

地域別の施設保有状況を見ると、木津地域が最も多く、施設数で全体の 55%、延床面積で 62%となっています。次いで、加茂地域が施設数で 27%、延床面積で 26%、山城地域が施設数で 17%、延床面積で 12%となっています。

住民 1 人当たりの延床面積を見ると、加茂地域、山城地域、木津地域の順となっています。

【表：地域別の施設保有状況】

大分類		木津地域	加茂地域	山城地域	計
市民文化系施設	施設数	35 (76.1%)	9 (19.6%)	2 (4.3%)	46
	延床面積(m ²)	8,416 (39.3%)	8,943 (41.7%)	4,075 (19.0%)	21,434
社会教育系施設	施設数	2 (28.6%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	7
	延床面積(m ²)	2,015 (41.2%)	2,077 (42.4%)	800 (16.4%)	4,892
スポーツ・レクリエーション系施設	施設数	2 (28.6%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	7
	延床面積(m ²)	5,056 (62.6%)	1,593 (19.7%)	1,423 (17.6%)	8,072
産業系施設	施設数	0	5 (100.0%)	0	5
	延床面積(m ²)	0	1,534 (100.0%)	0	1,534
学校教育系施設	施設数	12 (57.1%)	5 (23.8%)	4 (19.0%)	21
	延床面積(m ²)	90,963 (69.6%)	25,609 (19.6%)	14,152 (10.8%)	130,725
子育て支援施設	施設数	23 (67.6%)	6 (17.6%)	5 (14.7%)	34
	延床面積(m ²)	12,227 (60.9%)	4,946 (24.6%)	2,912 (14.5%)	20,085
保健・福祉施設	施設数	5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	8
	延床面積(m ²)	2,936 (62.2%)	794 (16.8%)	987 (20.9%)	4,717
行政系施設	施設数	12 (40.0%)	7 (23.3%)	11 (36.7%)	30
	延床面積(m ²)	12,768 (70.1%)	4,049 (22.2%)	1,406 (7.7%)	18,223
公営住宅	施設数	5 (29.4%)	8 (47.1%)	4 (23.5%)	17
	延床面積(m ²)	9,027 (53.7%)	7,063 (42.1%)	704 (4.2%)	16,795
公園	施設数	26 (74.3%)	2 (5.7%)	7 (20.0%)	35
	延床面積(m ²)	2,048 (63.4%)	78 (2.4%)	1,104 (34.2%)	3,229
供給処理施設	施設数	0	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2
	延床面積(m ²)	0	76 (73.8%)	27 (26.2%)	103
その他	施設数	9 (36.0%)	13 (52.0%)	3 (12.0%)	25
	延床面積(m ²)	2,696 (34.6%)	3,899 (50.0%)	1,202 (15.4%)	7,797
合計	施設数	131 (55.3%)	65 (27.4%)	41 (17.3%)	237
	延床面積(m ²)	148,151 (62.4%)	60,663 (25.5%)	28,792 (12.1%)	237,605
	住民一人当たりの延床面積(m ²)	2.95	4.26	3.27	3.24

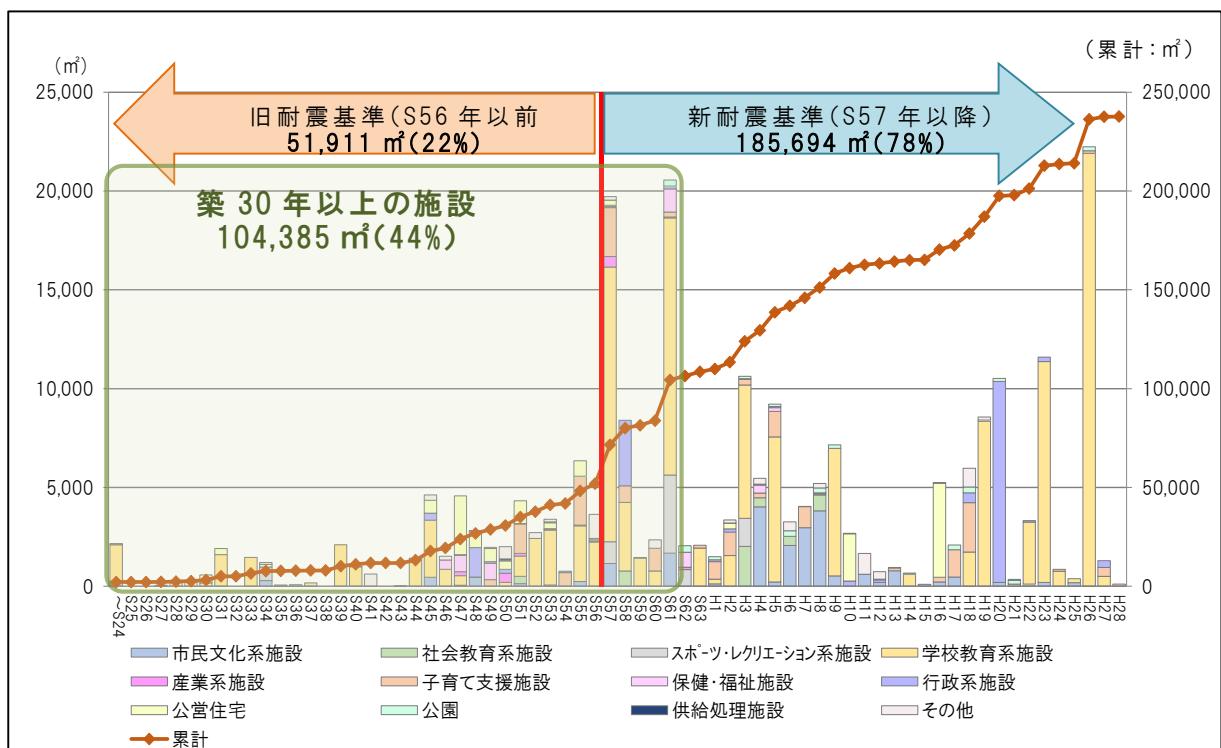
※各地域の住民人口は市民課資料(H27)より

③ 建築年別の施設整備状況

建築年別の整備状況を見ると、昭和 40 年代後半からだんだんと整備が進み、昭和 57 年から平成 9 年にかけて集中的に整備されました。その後、約 10 年間は整備が鈍化しましたが、平成 19 年以降、再び集中的な整備が進んでいます。

平成 19 年以降の集中的な整備は、行政系施設と学校教育系施設が大半を占めており、これは平成 20 年度の本庁舎の建設と合併後的小中学校の主に人口増加による建設・増改築のためです。

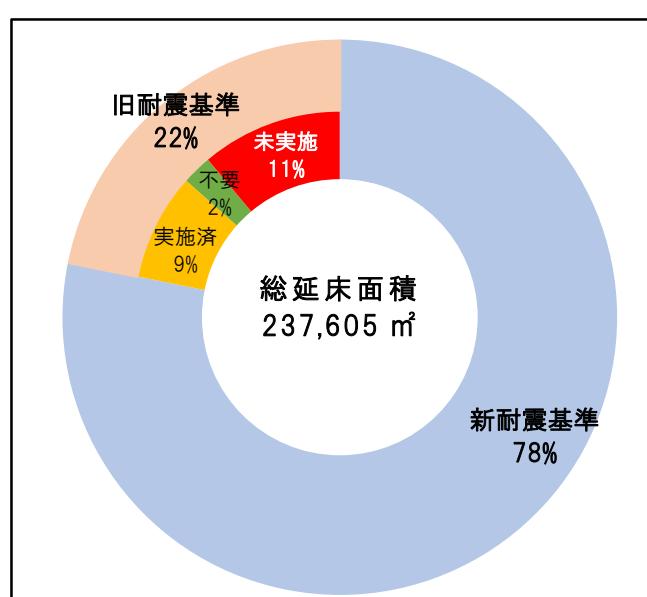
【図：建築年別の延床面積】



④ 耐震化の現状

昭和 56 年以前の旧耐震基準で整備された施設の割合は 22%、新耐震基準で整備された施設の割合は 78% となっています。旧耐震基準で整備された施設のうち、耐震改修が実施された施設は 19,971 m²、まだ実施されていない施設は 27,117 m² で全体の 11% の施設の耐震性が確保されていない状況です。

【図：耐震改修の実施状況】



⑤ 住民一人当たりの公共建築物の延床面積

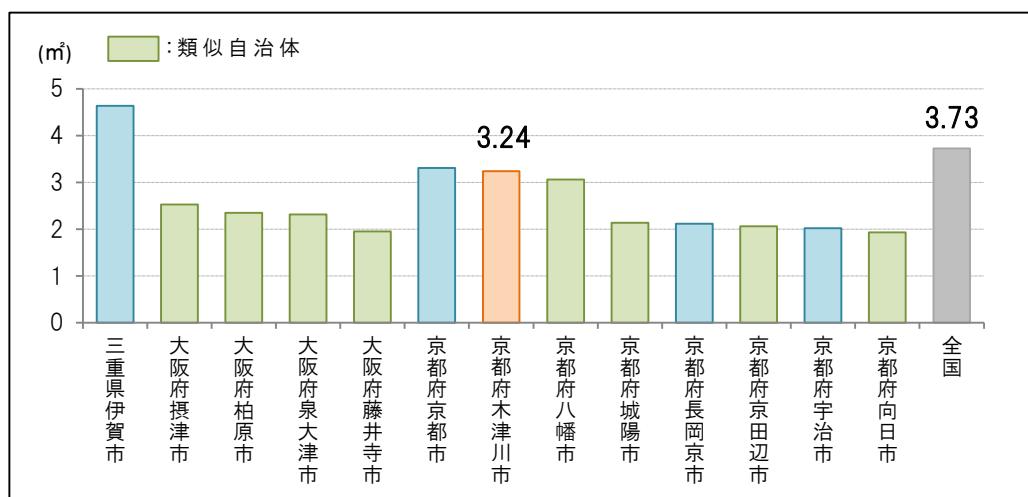
木津川市の人口 73,319 人に対して公共建築物の延床面積は 237,605 m²となっており、一人当たりの床面積は 3.24 m²となります。これは、全国平均の 3.73 m²と比較すると若干低い数値になっています。ただし、宇治・乙訓以南の 6 市と比較すると、最も高い数値となります。

住民一人当たりの延床面積について、類似自治体及び近隣自治体と比較すると下表・図のようになります。

【表：類似自治体等の一人当たり延床面積】

市町	行政財産 (m ²)	普通財産 (m ²)	合計 (m ²)	人口(人)	一人当たり面積(m ²)
三重県伊賀市	433,846	16,798	450,644	97,207	4.64
大阪府摂津市	198,534	13,159	211,693	83,720	2.53
大阪府柏原市	169,834	5,784	175,618	74,773	2.35
大阪府泉大津市	174,664	4,820	179,484	77,548	2.31
大阪府藤井寺市	129,148	—	129,148	66,165	1.95
京都府京都市	4,766,179	107,985	4,874,164	1,474,015	3.31
京都府木津川市	231,585	6,020	237,605	73,319	3.24
京都府八幡市	220,988	6,060	227,048	74,227	3.06
京都府城陽市	167,298	3,642	170,940	80,037	2.14
京都府長岡京市	169,034	137	169,171	79,844	2.12
京都府京田辺市	139,572	416	139,988	67,910	2.06
京都府宇治市	381,296	2,443	383,739	189,609	2.02
京都府向日市	104,880	52	104,932	54,328	1.93
全国	460,821,020	16,527,237	477,348,257	128,057,352	3.73

【図：類似自治体等の一人当たり延床面積】



出典：木津川市以外の面積は公共施設状況調査年比較表、人口は H22 年国勢調査

⑥ 複合施設の状況

複合施設とは同じ建物の中に異なる用途の施設が複数あるものをいいます。木津川市の複合施設は下表のとおりになります。

【表：複合施設の状況】

建物名	所在地	施設名	延床面積 (m ²)	所管課	大分類	中分類
加茂支所庁舎	加茂町里南古田156	加茂支所庁舎	3,345.6	総務課	行政系施設	庁舎等
		加茂図書館	750.0	社会教育課	社会教育系施設	図書館
木津小学校	木津町内垣外95	木津小学校	2,393.3	学校教育課	学校教育系施設	学校
		木津児童クラブ(第2)	62.7	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
相楽小学校	相楽清水1	相楽小学校	1,685.0	学校教育課	学校教育系施設	学校
		相楽児童クラブ(第1)	64.0	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
		相楽児童クラブ(第2)	64.0	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
相楽台小学校	相楽台5丁目17-1	相楽台小学校	4,265.0	学校教育課	学校教育系施設	学校
		相楽台児童クラブ(第2)	64.0	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
梅美台小学校	梅美台4丁目26	梅美台小学校	5,162.9	学校教育課	学校教育系施設	学校
		梅美台児童クラブ(第1)	58.1	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
城山台小学校	城山台6丁目1番地1	城山台小学校	7,858.7	学校教育課	学校教育系施設	学校
		城山台児童クラブ	132.5	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
恭仁小学校	加茂町例幣中切31、32	恭仁小学校	1,481.0	学校教育課	学校教育系施設	学校
		恭仁児童クラブ	41.0	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
南加茂台小学校	南加茂台12丁目11	南加茂台小学校	442.0	学校教育課	学校教育系施設	学校
		南加茂台児童クラブ	247.0	こども宝課	子育て支援施設	幼児・児童施設
山城保健センター	山城町椿井北代102	山城保健センター	389.7	健康推進課	保健・福祉施設	保健施設
		やすらぎコミュニティセンター	545.9	健康推進課	市民文化系施設	集会施設
		やましろ保育園分園	101.6	こども宝課	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園
女性センター	相楽台4丁目3	女性センター	853.3	人権推進課	市民文化系施設	集会施設
		相楽老人福祉センター	593.0	高齢介護課	保健・福祉施設	高齢福祉施設
山城総合文化センター	山城町平尾前田24	山城総合文化センター	3,372.6	社会教育課	市民文化系施設	文化施設
		山城図書館	800.0	社会教育課	社会教育系施設	図書館

(3) インフラ資産の状況

① 道路

木津川市における道路の保有量は次のとおりです。

一般道路の面積が約 278.6 万 m²で実延長は約 52 万 m、自転車歩行者道は面積が約 8.6 万 m²で実延長は約 1.4 万 m となっています。

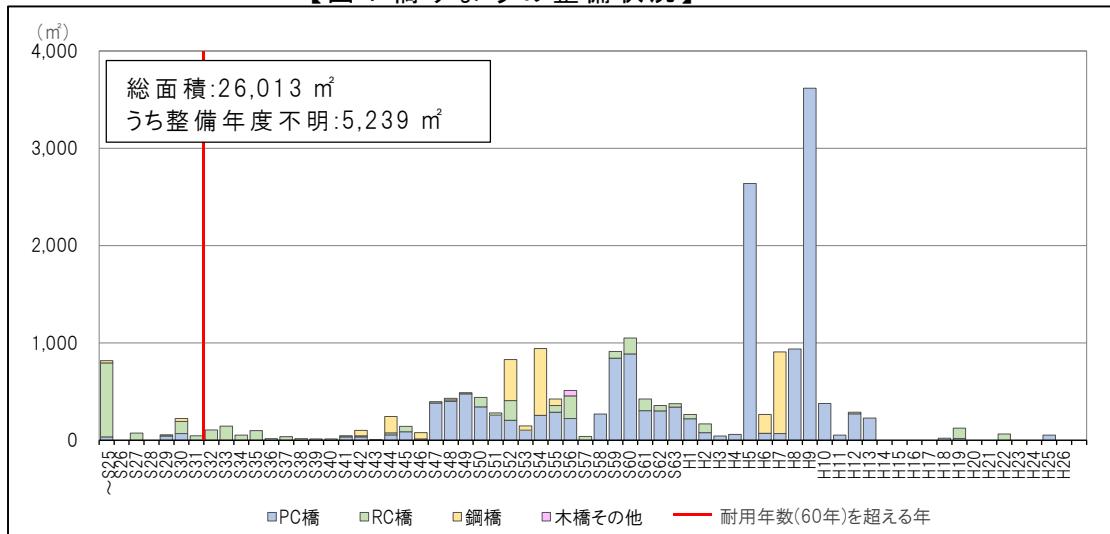
【表：道路の実延長と面積】

区分	項目	数量
一般道路	実延長	523,092m
	道路部分面積	2,786,415 m ²
自転車歩行者道	実延長	14,453m
	道路面積	85,827 m ²

② 橋りょう

木津川市における橋りょうの整備の推移は、昭和 47 年から平成 2 年頃まで随時整備が進められ、平成 5 年から 9 年にかけて集中的に整備が行われています。橋りょうの現在の整備状況は延長が 4,448m (面積 26,013 m²)、整備本数が 351 本となっています。現在、橋りょうのうち建設から耐用年数の 60 年を経過する橋りょうは約 9.4% ですが、今後 20 年で約 26.2%、40 年では約 52.7% となり、過半数を超える橋りょうが耐用年数を超えることになります。

【図：橋りょうの整備状況】

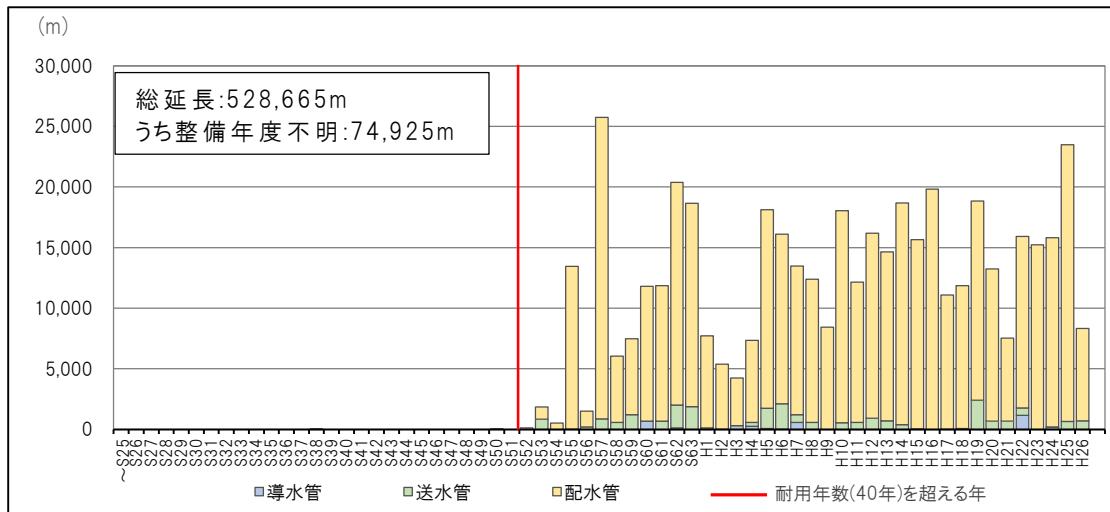


③ 上水道

木津川市における上水道の整備の推移は、昭和 10 年に創設以後、昭和 50 年代後半から急速に普及し、給水人口の増加に併せ着実に整備を進めています。

現在の整備延長は約 530 km となっており、耐用年数を超える上水道管はほとんどありませんが、これから 20 年で約 33%、30 年では約 61% が耐用年数を超え、更新が必要となります。

【図：上水道の整備状況】

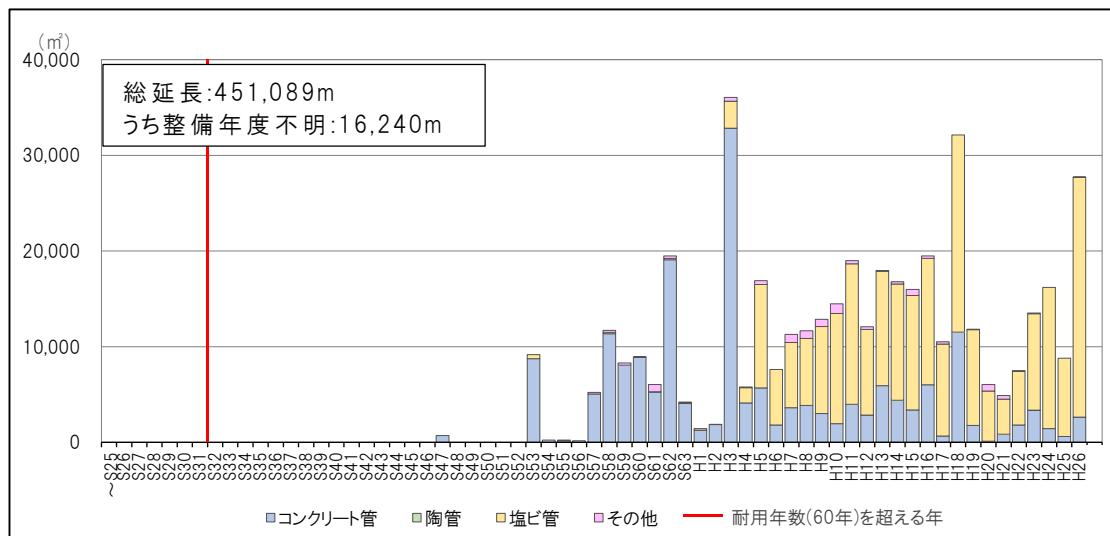


④ 下水道

下水道の整備状況は、昭和 53 年から整備が進められ平成 3 年頃まではコンクリート管での整備が主流でしたが、その後、現在に至るまで、順次、整備が進んでおり、主に塩ビ管での下水道整備が行われています。

現在の整備延長は約 451 km となっており、耐用年数を超える下水道管はありませんが、これから 20 年で約 6.1%、40 年では約 61.2% が耐用年数を超え、更新が必要となります。

【図：下水道の整備状況】

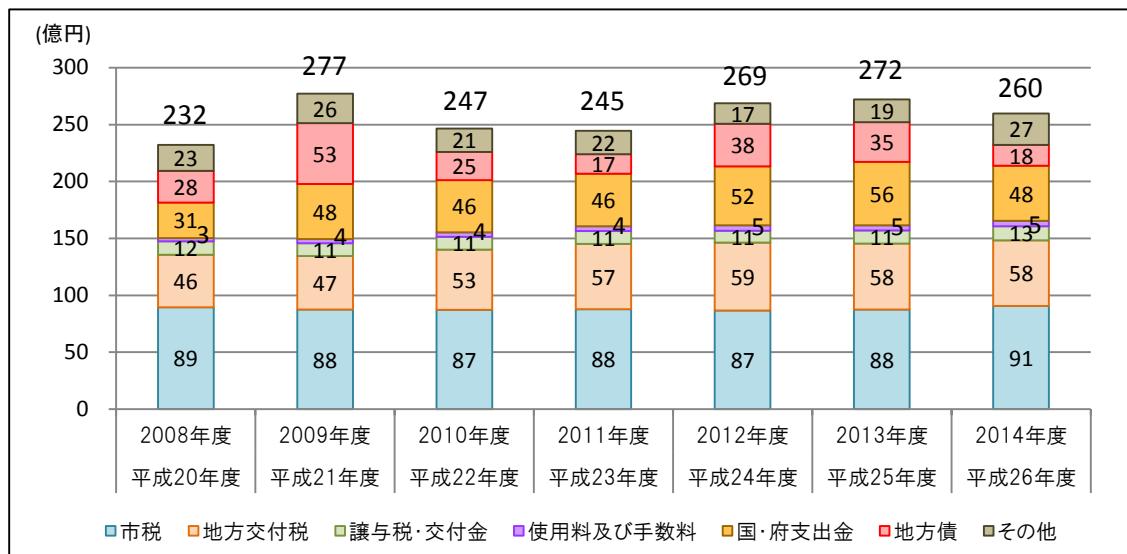


3. 財政の状況

(1) 島入の状況

島入については、平成 20 年度以降、約 230 億円から約 275 億円の間で推移しています。島入の内訳では、平成 21 年度に地方債の増加により、やや突出していますが、ほぼ同様の内訳比率です。また、国・府支出金は増加傾向にありますが、市税をはじめ、その他は横ばいの傾向にあります。

【図：島入の推移】

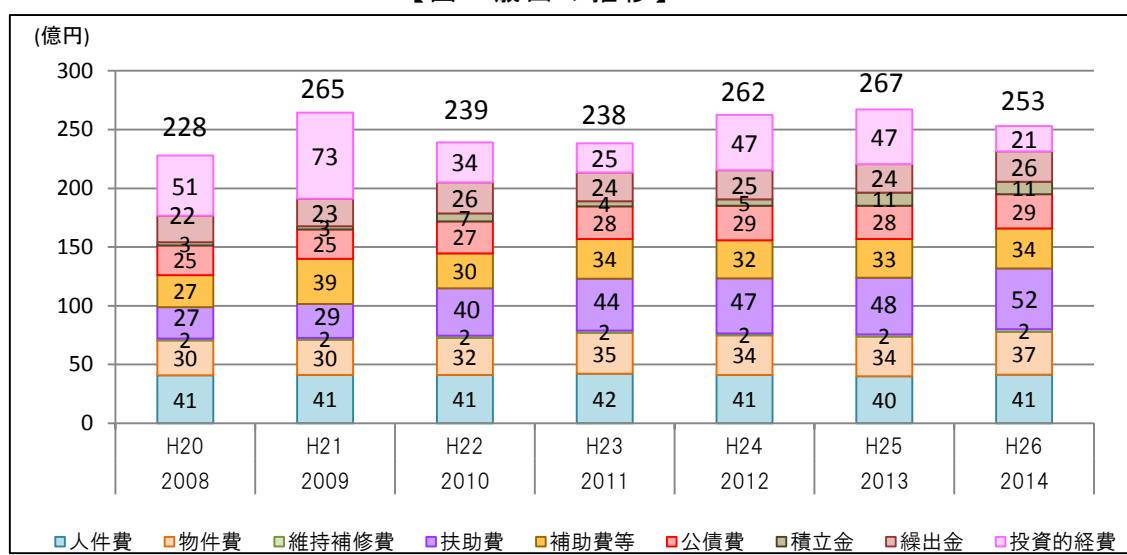


出典：木津川市統計書

(2) 島出の状況

島出については、島入と同様の傾向であり、この 3 年間は、約 262 億円、約 267 億円、約 253 億円となっています。増加傾向にある費目は物件費、扶助費となっており、平成 26 年度では、扶助費が約 20.5% と最も高い割合を占めています。

【図：島出の推移】



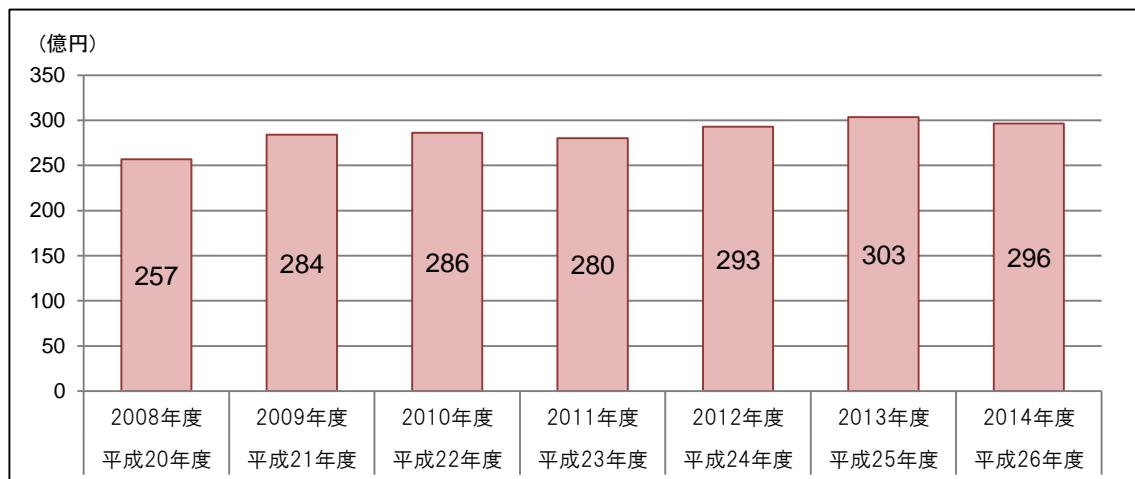
出典：木津川市統計書

(3) 市債残高と基金保有高の推移

市の借金といえる市債残高の推移を見ると、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて増加し、以降ほぼ横ばい傾向で推移し、平成 26 年度は約 296 億円となって います。

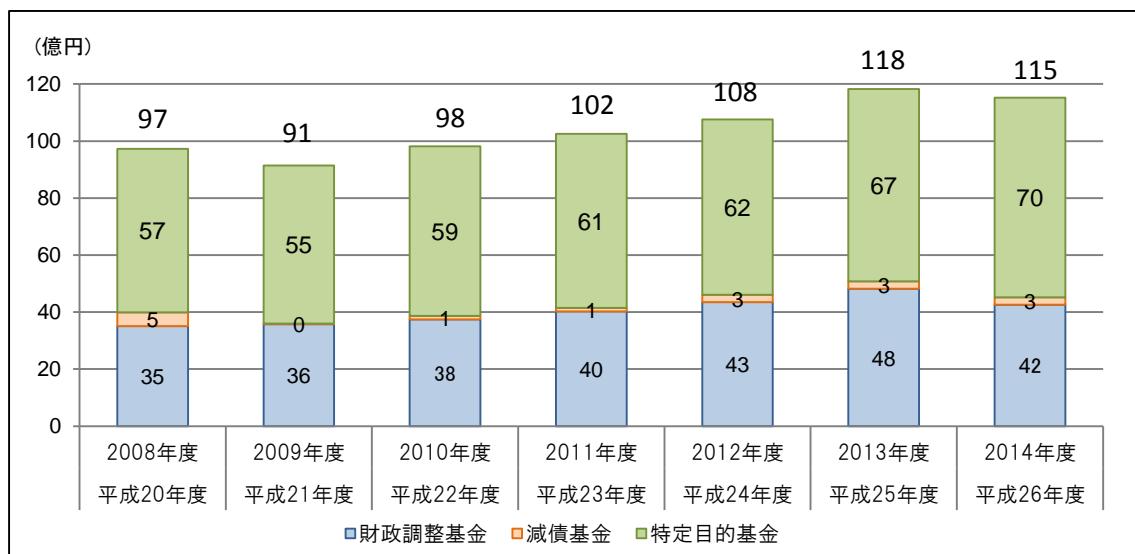
基金とは財産を維持し、資金を積立てたり、定額の資金を運用したりするために設けられた資金や財産のことです、家庭での貯金に当たります。基金の保有高の推移を見ると、平成 21 年度から増加傾向で推移し、平成 26 年度には約 115 億円となっています。

【図：市債残高の推移】



出典：木津川市統計書

【図：基金保有高の推移】



出典：木津川市統計書

(4) 健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全度を示す指標である健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を見ると、4指標とも早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営を行っているといえます。

実質赤字比率とは地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、木津川市の一般会計等は黒字であることから、健全な状態といえます。

連結実質赤字比率とは公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、木津川市の各会計の実質収支合計は黒字であることから、健全な状態といえます。

実質公債費率とは一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率であり、この数値が低いほど健全な状態であるといえます。木津川市においては、平成22年度の13.1%から年々減少しており、平成26年度には12.0%と京都府平均を下回りましたが、依然、全国平均や類似団体より高い比率になっています。

将来負担比率とは公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率であり、この数値が低いほど健全な状態といえます。木津川市においては、平成25年度から12.6ポイントと大幅に減少し、64.0%となっています。

【表：実質公債費比率の推移】

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
木津川市	13.1	12.8	12.3	12.5	12.0
京都府平均	12.3	12.4	12.0	11.8	12.1
全国平均	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0
類似団体順位	71/128位	133/195位	140/197位	150/198位	158/198位

出典：財政状況資料集

【表：将来負担比率の推移】

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
木津川市	97.6	79.8	70.1	76.6	64.0
京都府平均	167.1	164.8	161.0	154.9	155.1
全国平均	79.7	69.2	60.0	51.0	45.8
類似団体順位	78/128位	123/195位	127/197位	143/198位	133/198位

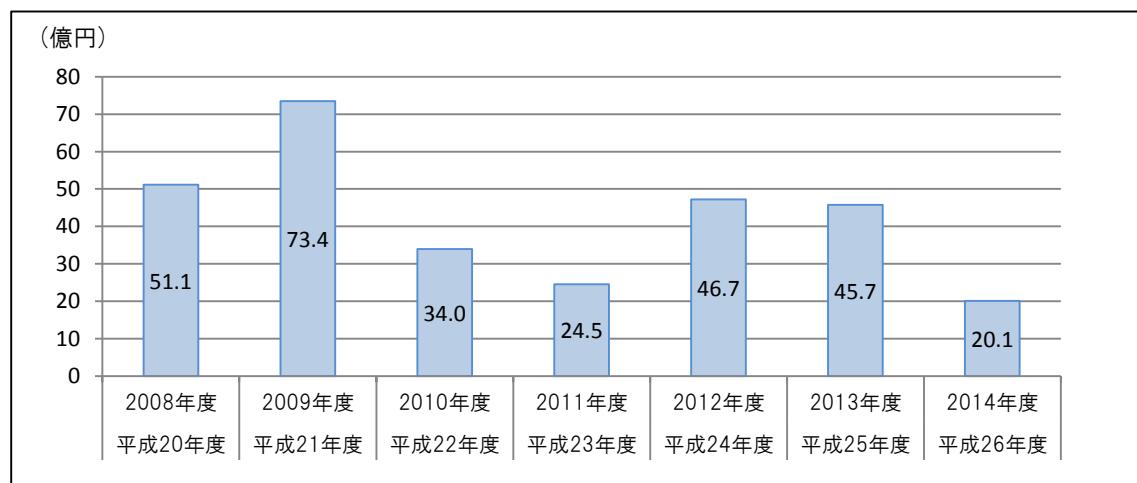
出典：財政状況資料集

(5) 公共施設等に係る経費の推移

道路、学校、公園などの公共施設の建設や用地取得などの投資的経費である普通建設事業費は、平成26年度は20.1億円と近年で最も低い値となっています。平成19年の合併以後、平成20年度から平成21年度にかけて本庁舎の建設、平成20年度に州見台小学校の関公費立替金の償還、平成21年度は木津川台小学校・州見台小学校・加茂小学校の校舎増築、平成24年度は木津南中学校の関公費立替金の償還、平成25年度は木津中学校の改築、城山台小学校の建設、梅美台小学校の増築と、主に小中学校の建設・増改築に事業費を費やしてきました。また、平成25年度には、新クリーンセンターの整備に着手しました。

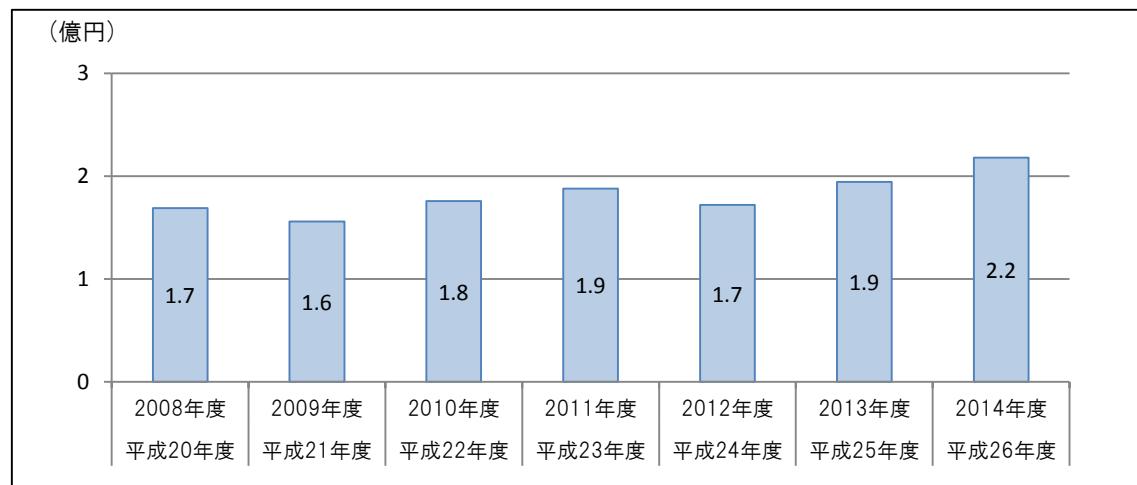
維持補修費は2億円前後で推移していますが、平成24年度から若干の増加傾向にあります。

【図：普通建設事業費の推移】



出典：木津川市統計書

【図：維持補修費の推移】



出典：木津川市統計書

4. 将来の公共施設更新費用の見通しと課題

(1) 更新費用推計の前提状況

更新費用の推計にあたっては、総務省「公共施設更新費用試算ソフト」を活用し、現在保有している施設、インフラと同じ面積、延長で更新することを前提に下記の条件で試算しました。

【表：公共建築物の更新費用の試算条件】

試算期間	平成 29 年から 40 年間		
更新の規模	現在の面積・延長等、同規模で改修及び建替えを実施		
建替えの時期	築 60 年時点で実施、建替えの期間：3 年間		
大規模改修の時期	築 30 年時点で実施、改修の期間：2 年間		
建替えの単価	分類	建替え単価	大規模改修単価
	市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設、産業系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	36 万円/㎡	20 万円/㎡
	学校教育系施設、子育て支援施設、公園	33 万円/㎡	17 万円/㎡
	公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡
その他	<ul style="list-style-type: none"> 試算時点で建替え時期または大規模改修時期を既に経過しているにも関わらず実施されていない場合は、平成 29 年から平成 38 年の 10 年間で実施する。 		

【表：インフラ資産の更新費用の試算条件】

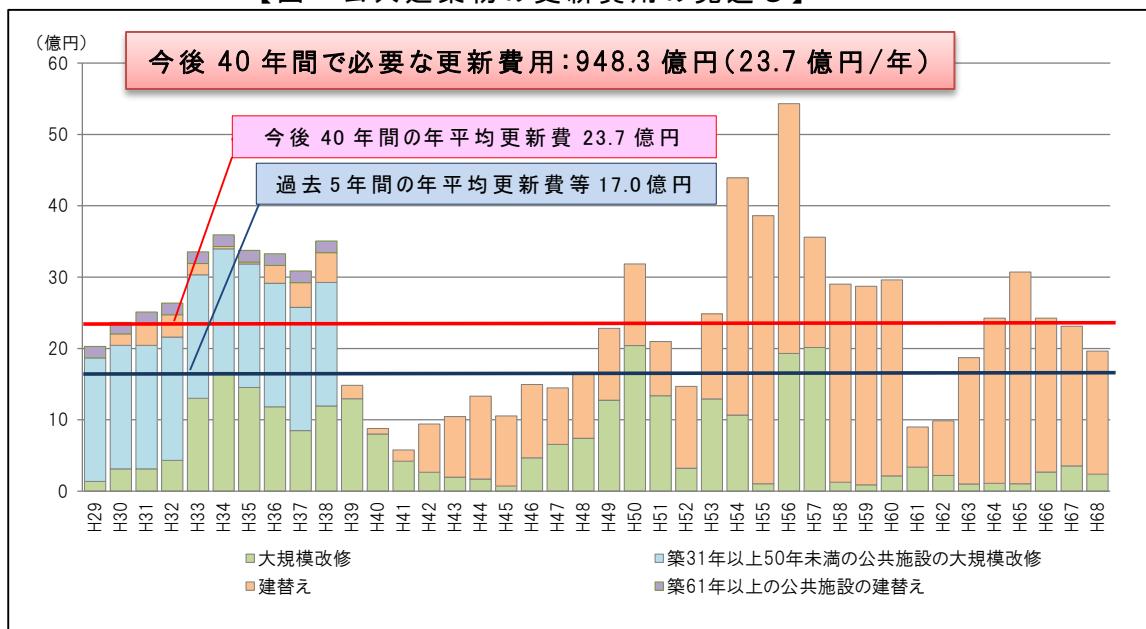
試算期間	平成 29 年から 40 年間		
更新の規模	現在の面積・延長等、同規模で更新を実施		
更新の時期	<ul style="list-style-type: none"> 道路：整備後 15 年経過時点 橋りょう：整備後 60 年経過時点 上水道：整備後 40 年経過時点 下水道：整備後 50 年経過時点 		
更新の単価	分類	更新単価	
	道路	一般道路	4,700 円/㎡
		自転車歩行者道路	2,700 円/㎡
		橋りょう	構造により 42 万 5000 円/㎡～50 万円/㎡
		上水道	管種・管径により 97 千円/㎡～161 千円/㎡
		下水道	管種・管径により 61 千円/㎡～2,347 千円/㎡
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路、上水道は整備面積・延長を更新年数で割った面積・延長を 1 年間の更新量と仮定して試算。 橋りょう、下水道は試算時点で更新時期を既に経過しているにも関わらず実施されていない場合は、平成 29 年から平成 33 年の 5 年間で実施する。 		

(2) 公共建築物の将来更新費用の推計

公共建築物の更新費用等については、過去 5 年間の平均は約 17 億円となって います。一方、今ある施設をすべて維持するためには、今後 40 年間に総額約 948.3 億円の更新費用等が必要となり、1 年当たりの更新費用等は約 23.7 億円と試算さ れます。これは、過去 5 年間の更新費用と新規整備費用の合計に対して約 1.4 倍 の額であり、財政的に大きな負担となることが懸念されます。

試算期間の最初の 10 年間は築 31 年以上で未改修の建物の大規模改修のための 費用が集中します。それ以降、費用は一時的に抑えられますが、平成 50 年ごろ から建替えのための費用が増加していきます。

【図 公共建築物の更新費用の見通し】

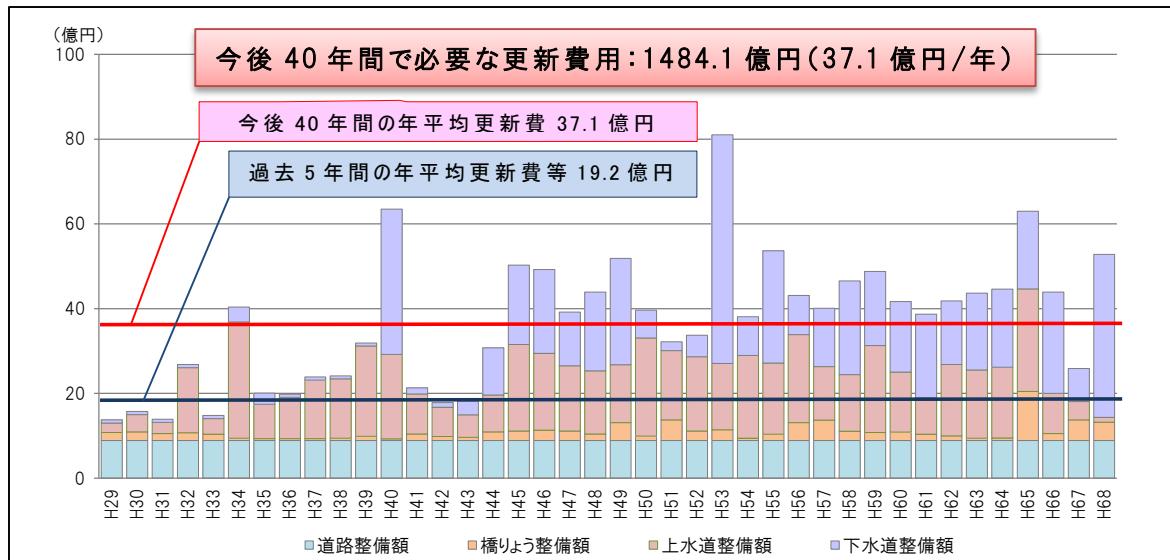


(3) インフラ資産の将来更新費用の推計

インフラ資産の更新費用等については、過去 5 年間※の平均が約 19.2 億円となっています。一方、今後 40 年間に発生する更新費用等の総額は約 1,484.1 億円となっており、その年間の平均額は約 37.1 億円と試算されます。これは、過去 5 年間の費用に対しては約 1.9 倍の額になります。

※橋りょうの更新費用等については、平成 24 年～平成 26 年間の 3 年間の平均

【図：インフラ資産の更新費用の見通し】

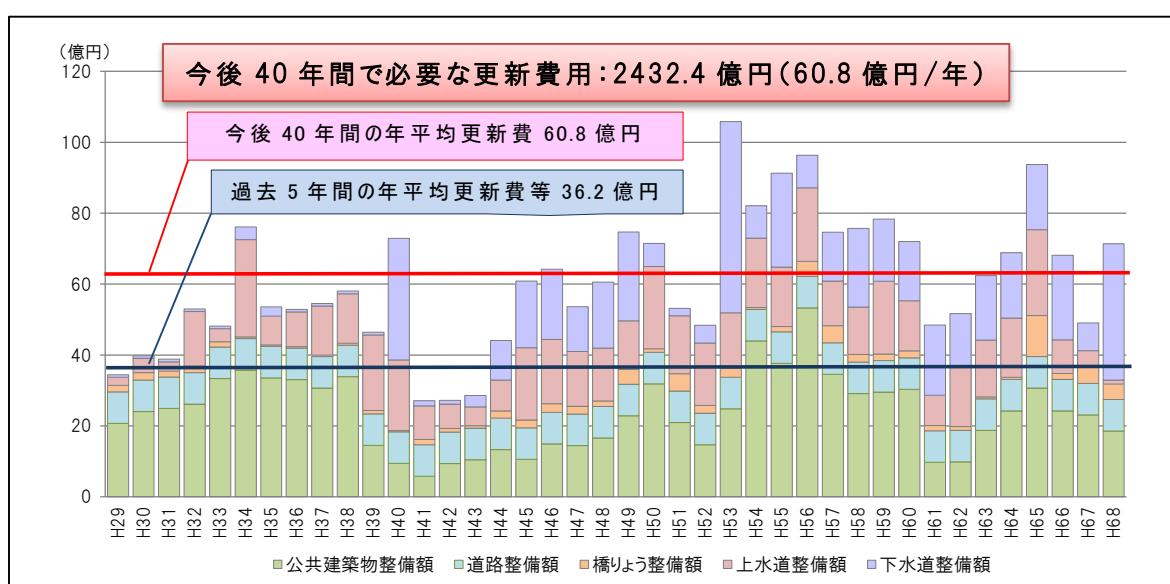


(4) 公共施設等全体の将来更新費用の推計

公共建築物・インフラ資産の全体の更新費用等については、今後 40 年間で約 2,432.4 億円が必要となり、その年間の平均額は約 60.8 億円と試算されます。これは、過去 5 年間※の平均費用約 36.2 億円の 1.7 倍の額になります。

※橋りょうの更新費用等については、平成 24 年～平成 26 年間の 3 年間の平均

【図：公共施設等全体の更新費用の見通し】



5. 市民意識

(1) アンケート調査の概要

本計画の作成にあたり、公共施設等に関する市民の意見を把握し、計画に反映するため、「木津川市公共施設に関する市民アンケート調査」を実施しました。

【表：調査の実施状況】

配布数・対象	木津川市内 18 歳以上を対象に 5,500 部配布
実施時期	平成 27 年 12 月 1 日発送 12 月 21 日回収締切
発送・回収方法	郵送による発送・回収
改修状況	総回収票数 2,571 部 回収率 46.8%

(2) 市民意識のまとめ

アンケート調査で把握した公共施設に関する市民意識は以下のとおりです。

【市民意識のまとめ】

- ・公共建築物の利用頻度は、庁舎等の利用が最も高く、対象者が 18 歳以上の市民ということから、幼児・児童施設は「ほとんど利用しない」「利用したことがない」との回答が 9 割を超えており、その他にも高齢福祉施設と博物館等で約 9 割の回答が「ほとんど利用しない」「利用したことがない」となっています。
- ・公共建築物の重要度は、学校、幼稚園・保育園、幼児・児童施設、高齢福祉施設は「高い」「やや高い」との回答が約 7 割となっています。
- ・公共建築物の今後の整備については、統合または縮減との回答が約 7 割、拡充は約 1 割未満となっています。
- ・インフラ資産の今後の整備については、現状維持または改良との回答が約 6 割、拡充が約 3 割となっています。
- ・公共建築物・インフラ資産の更新費用の増加が予測される中、施設を維持するために実施すべきこととして、「施設の統廃合や機能の複合化を進めると回答した人が全体の 5 割を超えています。
- ・公共建築物の統廃合が必要となった場合、統廃合してもよいと思われる施設は、「利用者が少ない施設」「一部の個人・団体しか利用していない施設」「同じ地域の中に目的や機能が重複した類似施設」が多くなっています。

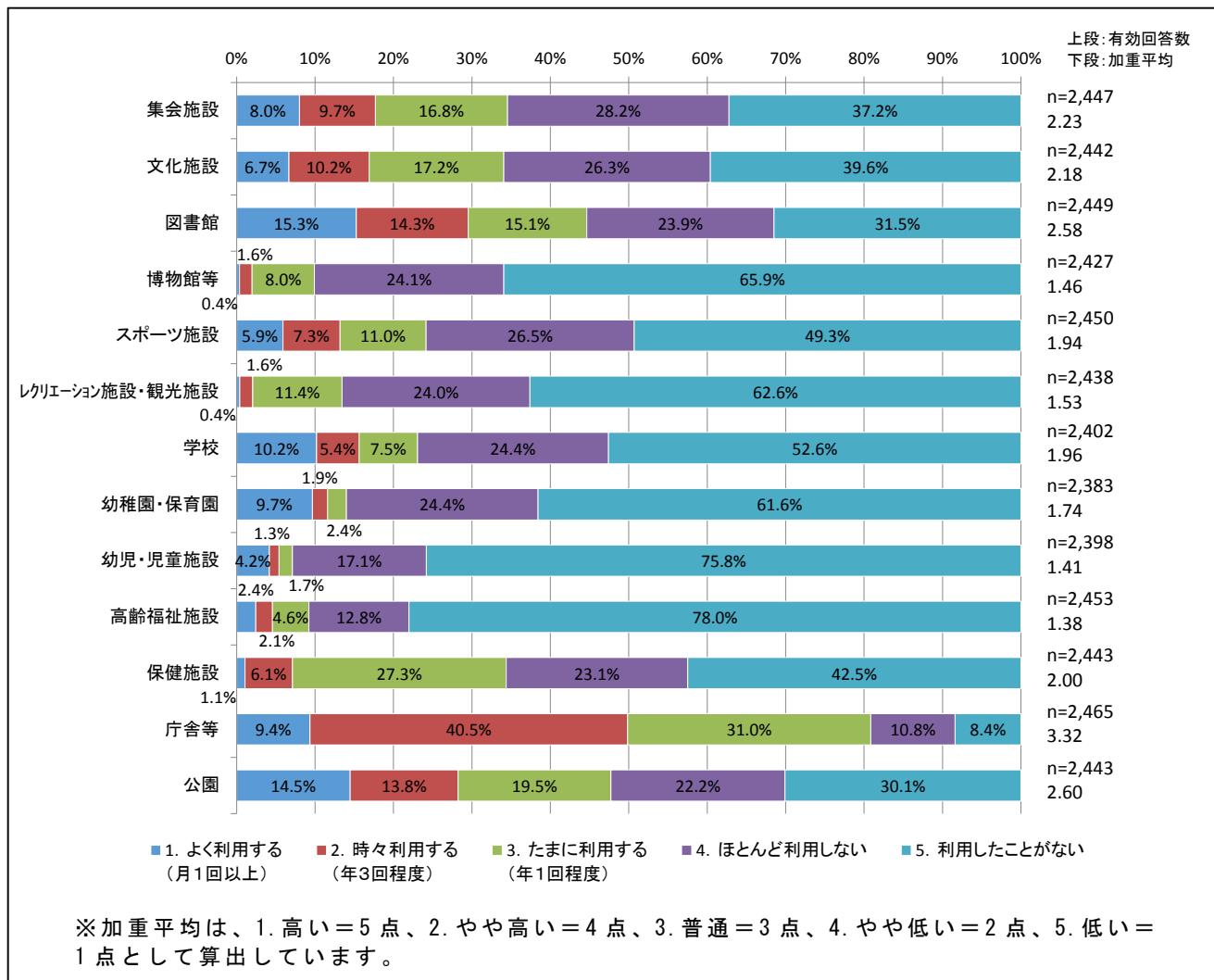
以上のとおり、今後の公共施設のあり方として、利用者が少ない施設や、目的や機能が重複した類似施設については、統廃合や機能の複合化を進め、ニーズや財政状況に見合った内容に削減していく多くの意見であることが把握できました。

(3) アンケート調査の主な結果

① 公共建築物の利用状況について

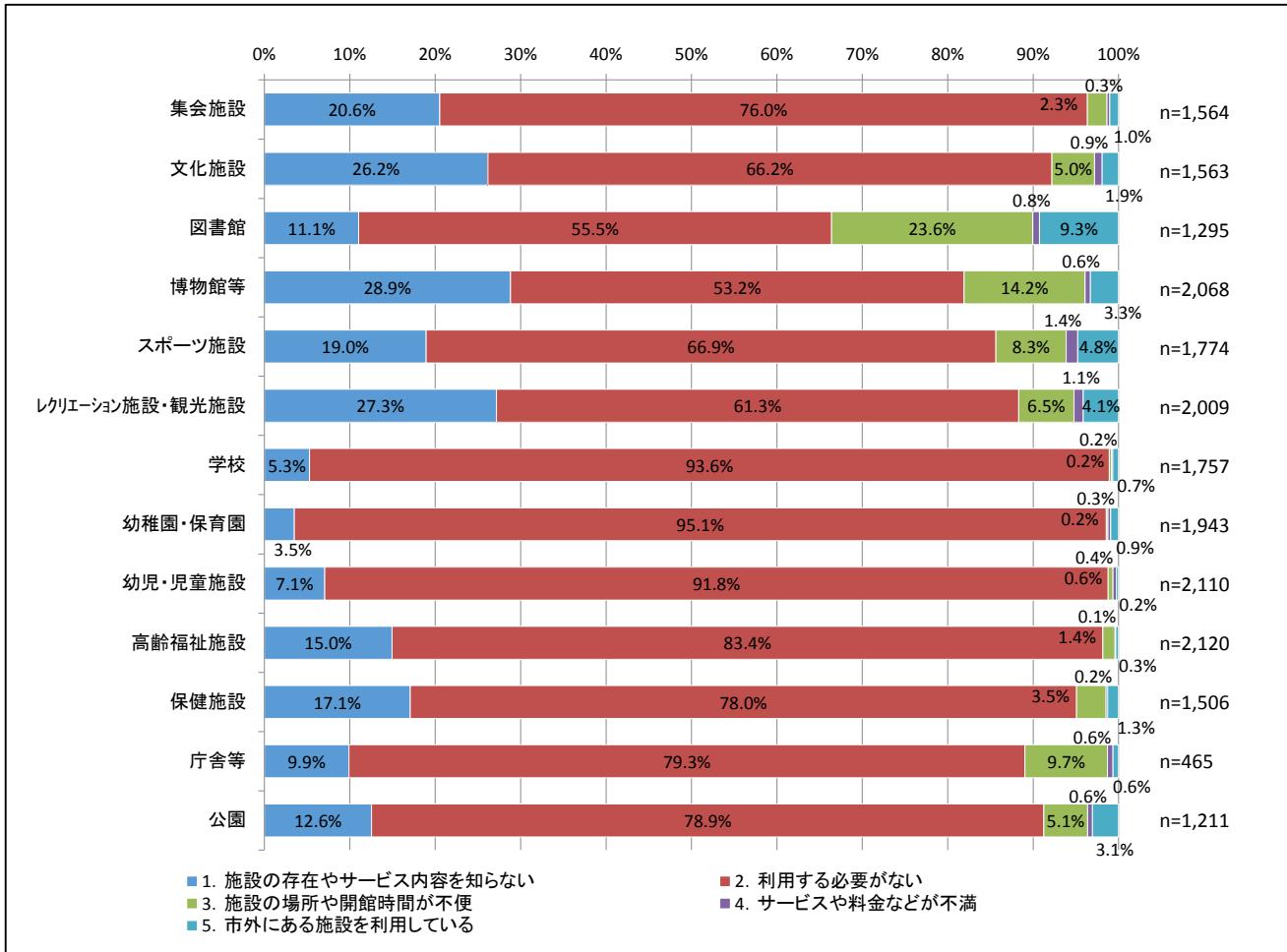
あなたは次の公共建築物をどのくらい利用していますか。または訪れたことがありますか。利用頻度を施設分類ごとに1つ選択してください。

○「庁舎等」の利用頻度が最も高く、「幼児・児童施設」、「高齢福祉施設」、「博物館等」は「ほとんど利用しない」「利用したことがない」との回答が約9割となっています。



また、利用頻度について「4. ほとんど利用しない」、「5. 利用したことがない」と回答された施設分類については、その代表的な理由を1つ選択してください。

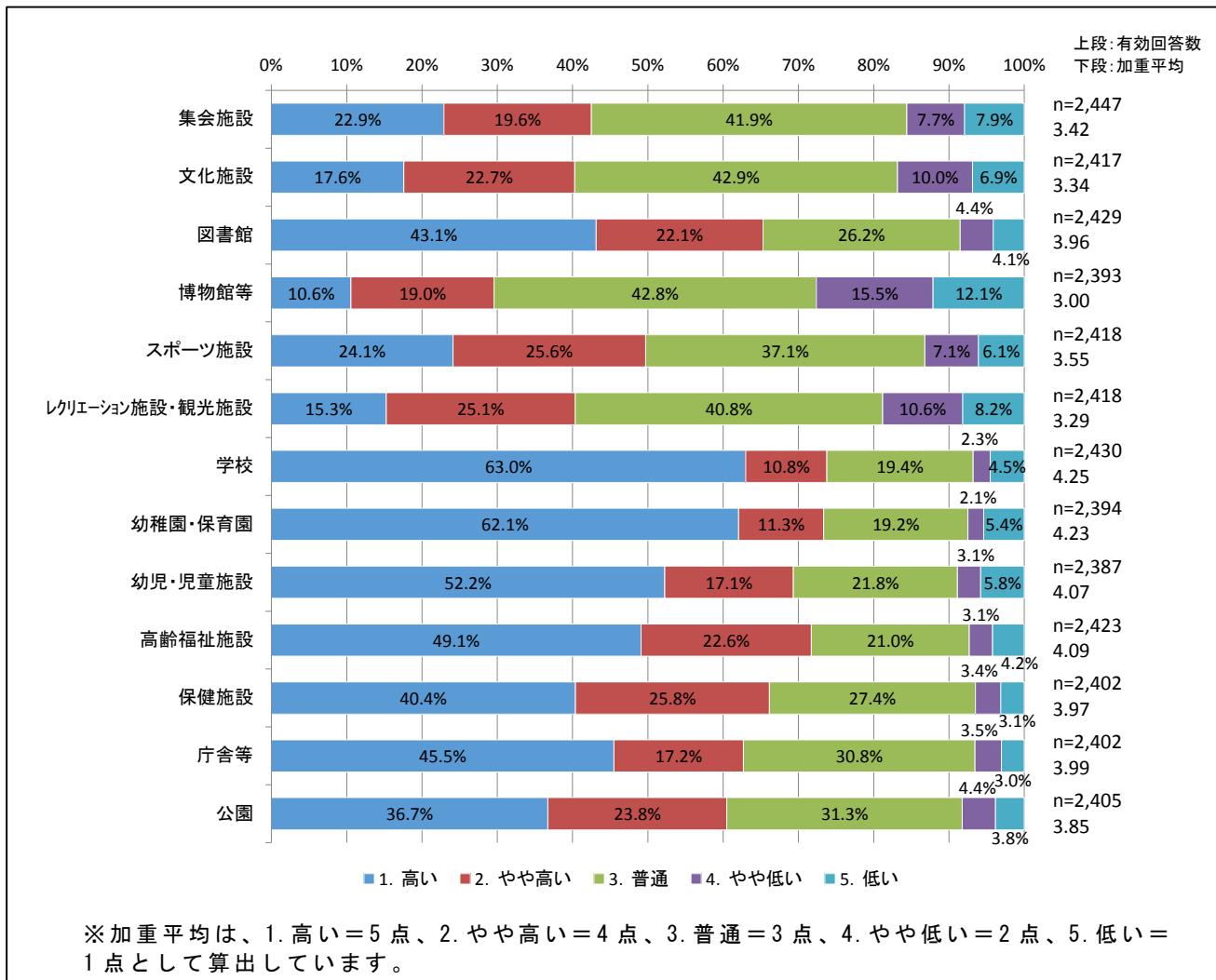
○利用しない代表的な理由は、すべての施設で「利用する必要がない」という回答が最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が多く、一方「サービスや料金などが不満」はほとんどありませんでした。



② 公共建築物の重要度について

あなたは次の公共建築物について、どのくらい重要な施設と思われますか。重要度を施設分類ごとに次の5つから1つ選択してください。

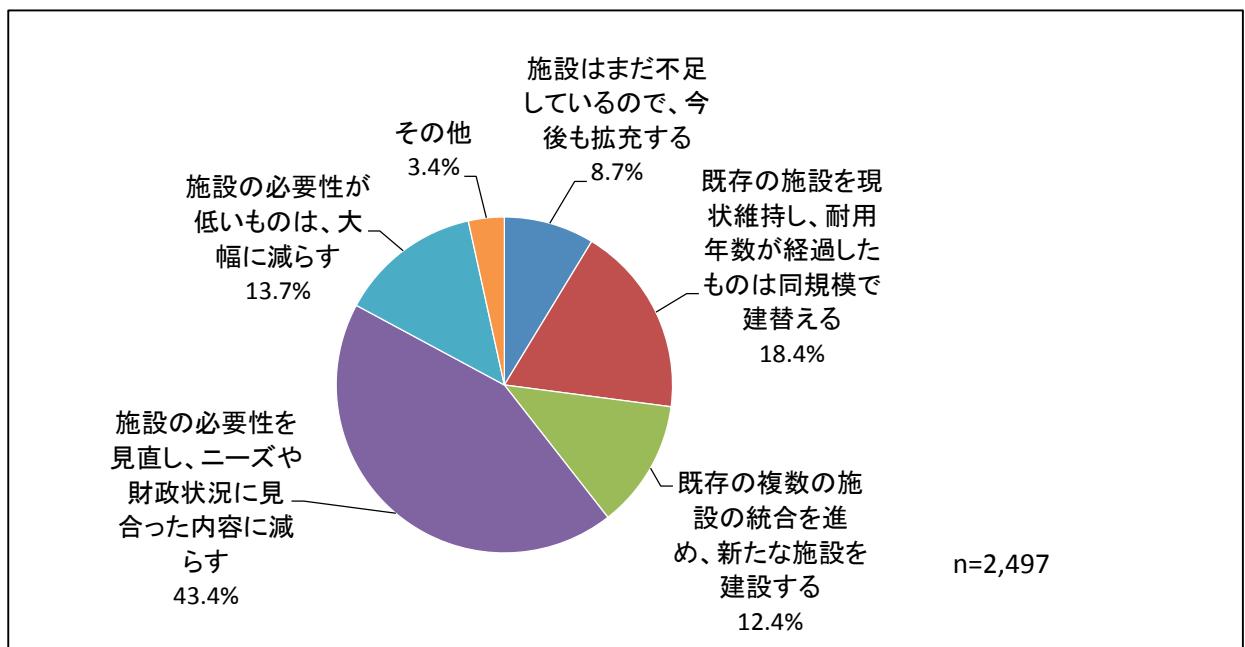
○「学校」「幼稚園・保育園」「幼児・児童施設」「高齢福祉施設」は重要度が「高い」「やや高い」と回答した人が約7割となり、「博物館等」は重要度が「やや低い」「低い」との回答が約3割となっています。



③ 公共建築物の今後の整備について

将来的な見通しを踏まえて公共建築物の整備については、今後どのように進めていくべきだと思いますか。(1つに○)

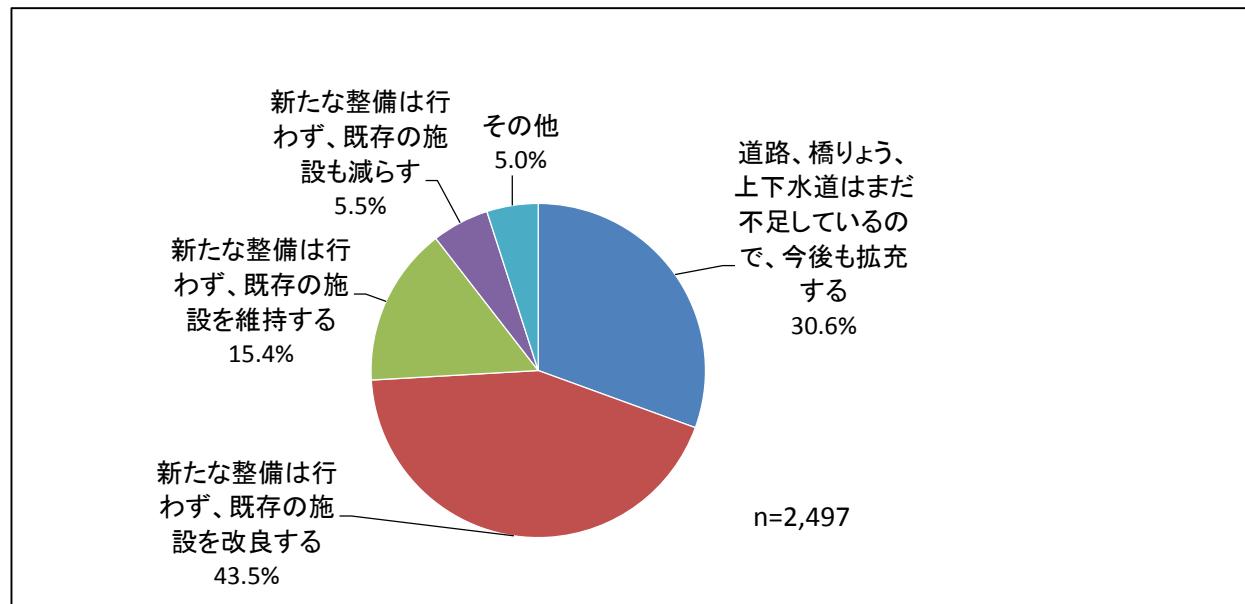
○「施設の必要性を見直し、ニーズや財政状況に見合った内容に減らす」(43.4%) という回答が最も多く、次いで「既存の施設を現状維持し、耐用年数が経過したものは同規模で建替える」(18.4%) となっています。



④ インフラ資産の今後の整備について

将来的な見通しを踏まえてインフラ資産の整備については、今後どのように進めていくべきだと思いますか。(1つに○)

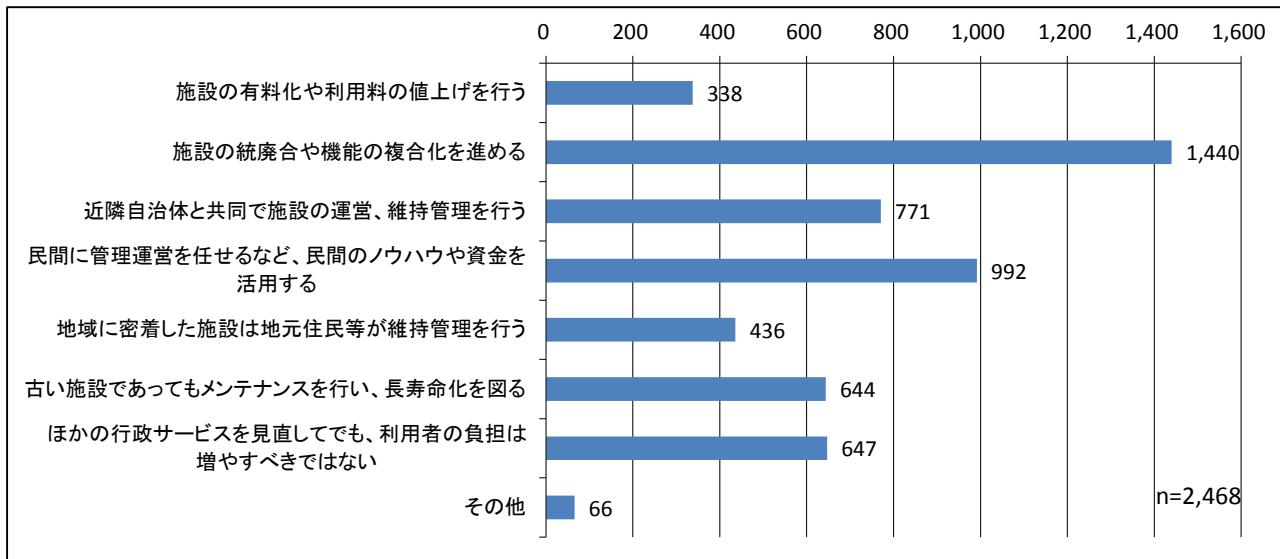
○「新たな整備は行わず、既存の施設を改良する」(43.5%) という回答が最も多く、次いで「道路、橋りょう、上下水道はまだ不足しているので、今後も拡充する」(30.6%) となっています。



⑤ 公共施設等の維持の実施について

公共建築物・インフラ資産の更新費用の増加が予測される中で、施設を維持するために実施すべきこととして、あなたがよいと思うものを選択してください。(3つまで○)

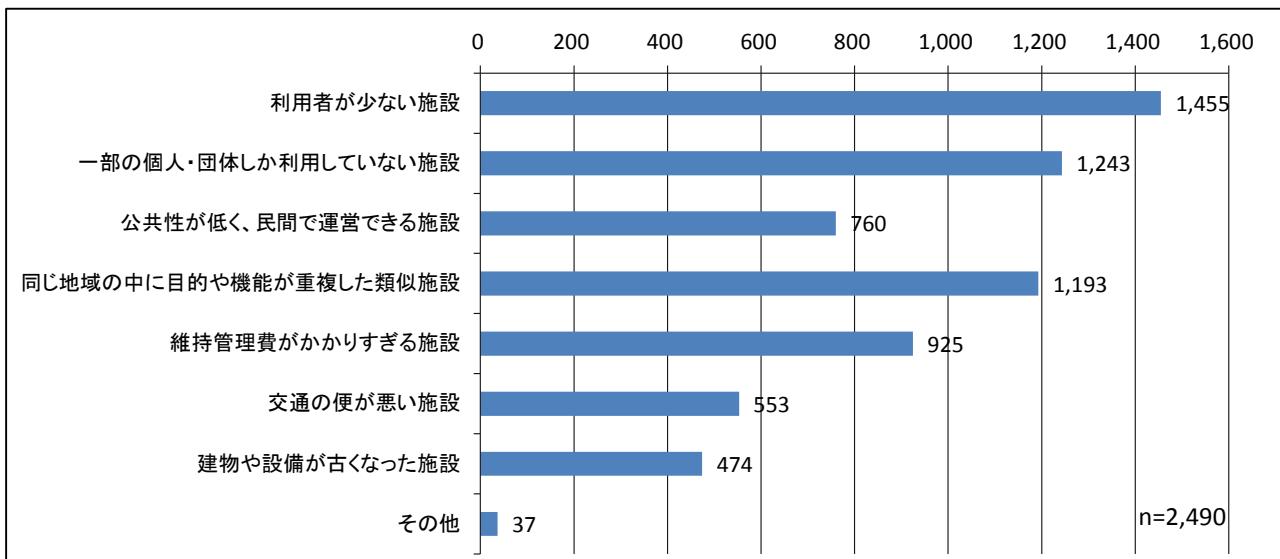
○「施設の統廃合や機能の複合化を進める」(58.3%) という回答が最も多く、次いで「民間に管理運営を任せると、民間のノウハウや資金を活用する」(40.2%) となっています。



⑥ 公共建築物の統廃合について

今後、公共建築物の統廃合が必要になった場合、あなたが統廃合してもよいと思われる施設を選択してください。(3つまで○)

○統廃合してもよいと思われる施設は「利用者が少ない施設」(58.4%) という回答が最も多く、次いで「一部の個人・団体しか利用していない施設」(49.9%)、「同じ地域の中に目的や機能が重複した類似施設」(47.9%) となっています。



6. 公共施設等を取り巻く現状と課題

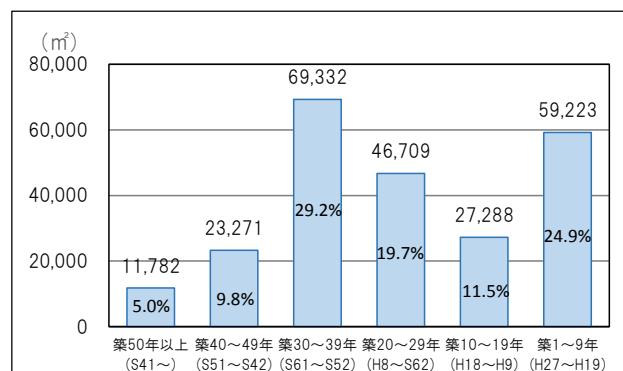
(1) 公共施設等の老朽化とそれに伴う更新費用の増大

木津川市の公共建築物については、昭和 57 年から平成 9 年にかけて集中的に整備がなされており、現在、築 30 年以上経過した公共建築物が 44% を、10 年後には 64% を占めることになります。

今後 10 年間でこれらの施設の大規模改修が集中し、過去 5 年間の平均費用を大きく上回る更新費用が必要になると予測されます。

インフラ資産についても同様に更新費用は増大していき、公共建築物・インフラ資産の更新にかかる費用は今後 40 年間で約 2,432.4 億円、年間の更新費用は約 60.8 億円と過去 5 年間の平均費用の 1.7 倍もの額になると予測されます。

【図：築年数別の延床面積】



(2) 人口構造や社会情勢の変化に伴うニーズへの対応

全国的に多くの自治体が人口減少・少子高齢化のサイクルに移行している中、木津川市においては、人口が増加傾向にあり、当面はこの傾向は続くとされています。しかし、将来的には、人口減少のサイクルに移行し、少子高齢化・生産年齢人口の減少が進むと推計されています。

また、関西文化学術研究都市を中心とした人口が増加している地域と中山間部の少子高齢化が既に進展しつつある地域では求められる公共サービスは異なってきます。

これからは人口構造や社会情勢の変化に合わせ、真に地域で求められるサービスを提供するために最適な施設配置や効率的な施設の管理・運営方法を検討していく必要があります。

(3) 公共施設等の更新にかかる財政的な制約

木津川市の財政状況を見ると、自主財源である市税による収入は近年、横ばいの傾向にあります。一方で歳出では、福祉や社会保障に用いる扶助費が増加傾向にあり、歳出全体の 20% を占める状況となっています。さらに将来の人口減少・少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少は市税収入の減少に、高齢者の増加は扶助費の増加につながっていきます。

このような財政状況を鑑みると、将来的にも公共施設等の更新等にかける投資的経費に対する制約は厳しいものになると考えられます。

(4) これからの公共施設等のあり方の検討

このような状況を踏まえると、現在、木津川市が保有する公共建築物・インフラ資産のすべてを将来的にも市民の皆様が安全に利用できる状態で維持し続けていくことは難しいといわざるを得ません。

そのため、長期的な視点に立ち、公共施設の役割、求められる機能、市民の皆様のニーズの変化等を踏まえ、施設の統廃合や複合化、長寿命化などを計画的に実施し、財政的な負担を軽減・平準化するとともに、必要なサービスを提供し続けられる持続可能性の高い公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 計画期間

公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠となることから、計画期間は、2017年度（平成29年度）から2046年度（平成58年度）までの30年間とします。ただし、取り組みの進捗状況、情報や知見の蓄積状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直し、取り組みを継続、発展させることとします。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（1）総合管理計画策定についての基本的な考え方

① 木津川市の将来像

『第1次木津川市総合計画』において、木津川市の将来像は以下のとおり設定しています。

水・緑・歴史が薫る文化創造都市
～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～

② 現状や課題に関する基本認識

木津川市の公共施設等の課題に対応し、次世代に大きな負担を残さないため、健全な施設運営や将来の施設更新等を円滑に進めていくことが重要となります。以下に、現状や課題に関する基本認識を整理します。

（1）持続可能性の高い公共施設サービスの提供

将来的に人口増加の停滞が予測され、高齢化の進行による扶助費の増大や公共施設等の維持更新費の増大が市財政に及ぼす将来的な影響が懸念される現状です。そのような中で、持続可能性の高い公共施設サービスの提供を進めるため、将来のまちの姿にあった公共施設等の更新のあり方を検討する必要があります。

（2）安全・安心・快適の確保

老朽化が進む公共施設等について、適切な維持管理により、安全・安心・快適に利用できるように保ち、できるだけ長期間使用できるように必要な対策を講じ、次世代に引き継いでいく必要があります。

（3）従来型の公共サービスからの脱却

従来からの「ハコモノありき」を前提とした行政サービスから脱却し、ハードに頼らないサービスの提供や民間を活用したサービスの運用・展開等、柔軟な考え方による新たなサービスのあり方を考えていく必要があります。また、変化する住民のニーズにも対応した公共サービスの提供を進めながら、施設運営の効率化が必要となります。

③ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

前述の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、木津川市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1:施設総量の適正化

将来的に予測される少子高齢化の進行による公共施設の利用需要の変化や厳しい財政状況を鑑みて、施設の統廃合を行います。また、施設の更新時は、複合化・多機能化を進めることにより、施設総量を縮減し、施設総量の適正化を図ります。

基本方針2:長寿命化の推進

「予防保全」の考え方による施設の点検と計画的な維持管理・修繕によるライフサイクルコストの縮減を図るため、施設の長寿命化を推進します。

基本方針3:サービスの質の維持・向上

指定管理者制度の活用による民間活力の導入や、地域との協働のもと、公共施設等の効率的・効果的な維持管理・運営に努め、人口構造や社会情勢の変化に伴う新たな住民ニーズに対応したサービスの質の維持・向上を図ります。

(2) 公共施設等の数量に関する数値目標の設定

基本方針1に掲げた『施設総量の適正化』に向けて、数値目標を設定します。数値目標については、公共建築物の更新に必要な財源に応じて施設保有量（公共建築物の延床面積）を削減することとし、以下のとおり設定します。

公共建築物の保有量（延床面積）を30年間で28%削減を目指す

※30年後には現在の更新費用水準（過去5年間）を上回らない

【参考】

年平均投資的経費の差（23.7億円-17.0億円）÷今後の年平均投資的経費（23.7億円）= 28%

■更新費用と投資的経費

（単位：億円）

	公共建築物	インフラ資産	合計
更新費用総額	1.4倍 948.3	1.9倍 1,484.1	1.7倍 2,432.4
年更新費用	23.7	37.1	60.8
直近5年の投資的経費の平均	17.0	19.2	36.2

なお、インフラ資産については、市民の生活や生活基盤を支えていくうえで必要不可欠なものであり、公共建築物と同様に複合化や統廃合による数量の削減は適切とはいえません。このため、長寿命化や適切な維持管理・補修により、安全確保に努めつつライフサイクルコストの圧縮を目指すものとして、保有量の削減目標は設定しません。

(3) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

点検未実施のものも含めた全対象施設において点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による故障の度に必要な修繕が行われてきました。

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進し、ライフサイクルコストの平準化に努めます。

また、災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によって、その健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることとします。

③ 安全確保の実施方針

市民の生活や社会経済活動の基盤である公共施設等は、時代とともに変化する住民ニーズを踏まえつつ、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

老朽化した公共建築物の外壁の落下や防災設備の故障など、利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、立入禁止措置等により安全確保に努めます。

また、他の用途での活用を十分に検討したうえで供用廃止が決定した施設について、跡地利用の検討を行い、跡地利用の見込みがない施設については、安全性等を踏まえながら解体の検討を行います。

④ 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、庁舎等では災害対策指示の拠点となります。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震補強が未実施の施設のうち、利用状況や危険度等を踏まえたうえで、必要に応じて施設の耐震化を推進していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設の機能の不具合や設備機器の劣化などに対して、すべてを従来のように改築していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口増加の鈍化、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。一方で、安全や環境への意識の高まりや防災など新たなニーズへの対応も必要となります。

「①点検・診断等の実施方針」のとおり、早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、機能面から長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を進め、財政負担の抑制と平準化に努めます。

⑥ 統合や廃止の推進方針

時代のニーズや利用状況等に照らして、必要性が低くなっている公共施設等については、利用者等に十分な説明を行い、調整を図ったうえで、廃止・撤去を進めます。

また、集会室、会議室など類似、重複した機能を有する施設や合併前の旧町がそれぞれ保有していた施設は、市全体の施設配置状況等を考慮したうえで統合を進めるほか、改築に際しては、集約化による機能統合を検討します。

市民のニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、用途転用や有効利活用に努めます。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の計画的な管理を推進していくにあたり、公共施設等の総量を管理し、効果的に進行管理を実施していくためには、財政・管財・行財政改革部門が総合調整を行い、各施設所管部署が連携して推進体制づくりに努めます。

3. 取組体制と情報管理

(1) 取組体制

現状では、公共施設等の管理は各施設所管部署において行っていますが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理にあたっては、公共施設等全体の最適化を目指す戦略的な取り組みが必要となるため、先の「⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」で示したとおり、財政・管財・行財政改革部門が総合調整を行い、各施設所管部署が連携して推進体制づくりに努めます。

(2) 情報管理・共有

公共施設等マネジメントを着実に推進していくため、施設の基本情報を正確に把握し、費用対効果や将来的な更新費用などを適切に分析していく必要があります。そのため、本計画の策定にあたり作成した公共施設データベースを活用し、今後の更新・修繕や所管部署において実施した点検履歴などの情報をデータベースに反映し、全庁で情報共有できる仕組みを構築します。

IV. 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針

大分類		中分類		掲載頁
1	市民文化系施設	(1)	集会施設	P.34
		(2)	文化施設	P.37
2	社会教育系施設	(1)	図書館	P.38
		(2)	博物館等	P.39
3	スポーツ・レクリエーション系施設	(1)	スポーツ施設	P.41
		(2)	レクリエーション施設・観光施設	P.43
4	産業系施設	(1)	産業系施設	P.44
5	学校教育系施設	(1)	学校	P.45
		(2)	その他教育施設	P.46
6	子育て支援施設	(1)	幼稚園・保育園・こども園	P.48
		(2)	幼児・児童施設	P.49
7	保健・福祉施設	(1)	高齢福祉施設	P.52
		(2)	障害福祉施設	P.53
		(3)	保健施設	P.54
8	行政系施設	(1)	庁舎等	P.56
		(2)	消防施設	P.57
		(3)	その他行政系施設	P.58
9	公営住宅	(1)	公営住宅	P.60
10	公園	(1)	公園	P.62
11	供給処理施設	(1)	供給処理施設	P.64
12	その他施設	(1)	その他施設	P.65
13	上水道施設	(1)	上水道施設	P.67
14	下水道施設	(1)	下水道施設	P.69

■本章の記載内容等について

延床面積…施設内の全ての棟を合算した延床面積

代表建築年…施設の主たる建物の建築年

構造…SRC 造：鉄筋コンクリート造、RC 造：鉄筋コンクリート造、

S 造：鉄骨造、CB 造：コンクリートブロック造、

PC 造：プレキャストコンクリート造、W 造：木造

耐震補強…新耐震基準：建築年が昭和 57 年以後であるため耐震補強の対象外施設

未実施：旧耐震基準（建築年が昭和 56 年以前）であるが耐震補強が

不要と認められる建物、または、耐震補強が未実施の建物

運営方法…直営：市が直轄して運営している施設

指定管理：指定管理者を指定している施設

包括委託：日常業務の運営をすべて業務委託による施設

地元管理：地元地域が維持管理を行っている施設

※施設は平成 28 年度末（見込）。

ただし、利用状況は平成 26 年度実績としております。

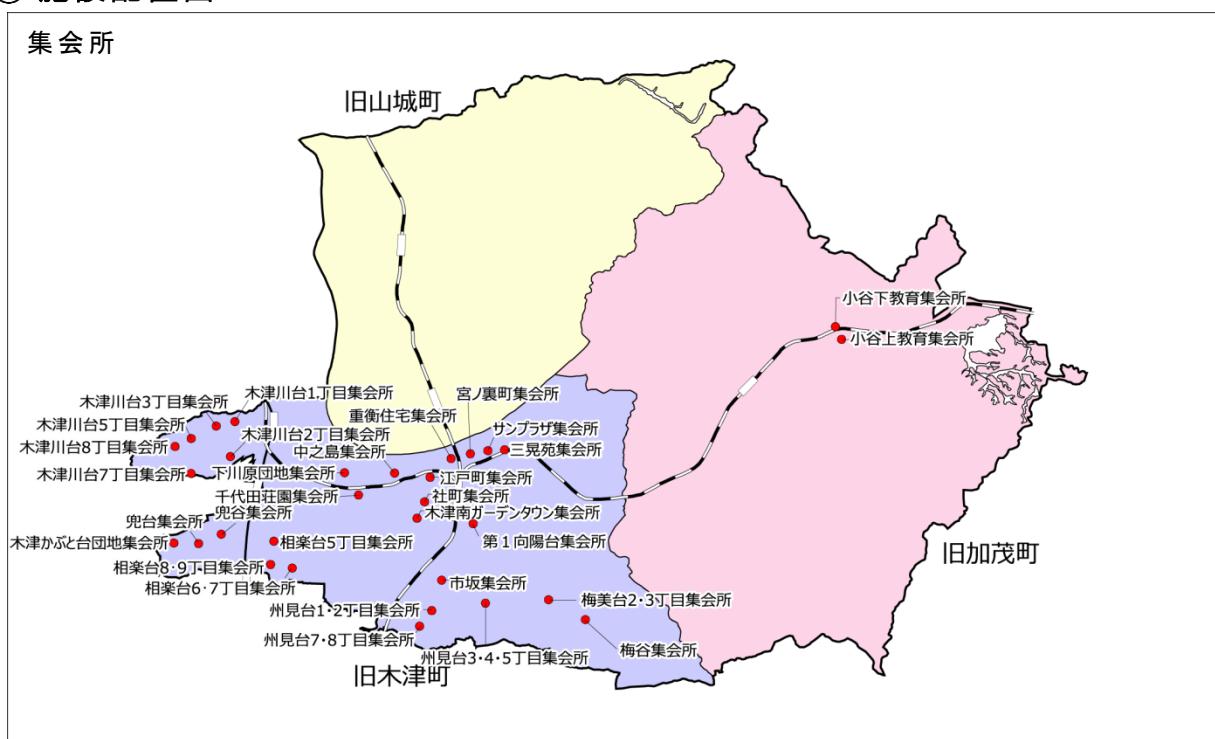
1. 市民文化系施設の管理に関する基本方針

(1) 集会施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：34施設 加茂地域：8施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・43施設のうち17施設が築30年以上経過しています。 ・耐震性が確保されていない施設は以下の11施設になります。 社町集会所、第1向陽台集会所、中之島集会所、江戸町集会所、重衡住宅集会所、小谷上教育集会所、小谷下教育集会所、当尾公民館、瓶原公民館、木津人権センター、加茂人権センター
利用状況	・年間利用者が多い施設は中央交流会館（年間49,737人）、南加茂台公民館（年間41,983人）となっています。
運営状況	・木津地域の集会所は全て地元に管理が移管されています。 ・中央交流会館、西部交流会館、やすらぎコミュニティセンターの3施設が指定管理者制度で運営されています。

② 施設配置図



集会所以外の施設



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
集会所	木津南ガーデンタウン集会所	木津	198.9	H12	W造	新耐震基準	地元管理
	社町集会所	木津	72.1	S55	W造	未実施	地元管理
	第1向陽台集会所	木津	56.0	S47	W造	未実施	地元管理
	中之島集会所	木津	53.0	S45	W造	未実施	地元管理
	江戸町集会所	木津	59.0	S45	W造	未実施	地元管理
	重衡住宅集会所	木津	34.3	S45	W造	未実施	地元管理
	下川原団地集会所	木津	150.7	H16	S造	新耐震基準	地元管理
	千代田荘園集会所	木津	63.6	H16	W造	新耐震基準	地元管理
	宮ノ裏町集会所	木津	68.9	S57	W造	新耐震基準	地元管理
	三晃苑集会所	木津	51.0	S57	W造	新耐震基準	地元管理
	サンプラザ集会所	木津	104.3	S57	W造	新耐震基準	地元管理
	兜谷集会所	木津	216.5	H5	RC造	新耐震基準	地元管理
	兜台集会所	木津	212.8	H7	W造	新耐震基準	地元管理
	木津かぶと台団地集会所	木津	262.0	H7	SRC造	新耐震基準	地元管理
	相楽台5丁目集会所	木津	199.6	H6	W造	新耐震基準	地元管理
	相楽台6・7丁目集会所	木津	199.9	H8	W造	新耐震基準	地元管理
	相楽台8・9丁目集会所	木津	207.9	H17	S造	新耐震基準	地元管理
	木津川台1丁目集会所	木津	128.4	H1	W造	新耐震基準	地元管理
	木津川台2丁目集会所	木津	97.3	H6	W造	新耐震基準	地元管理
	木津川台3丁目集会所	木津	129.6	H6	W造	新耐震基準	地元管理
	木津川台5丁目集会所	木津	124.2	H17	W造	新耐震基準	地元管理
	木津川台7丁目集会所	木津	126.7	H11	W造	新耐震基準	地元管理
	木津川台8丁目集会所	木津	129.2	H17	W造	新耐震基準	地元管理

IV 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
集会所	市坂集会所	木津	281.1	H11	RC造	新耐震基準	地元管理
	州見台1・2丁目集会所	木津	184.4	H25	S造	新耐震基準	地元管理
	州見台3・4・5丁目集会所	木津	200.0	H11	RC造	新耐震基準	地元管理
	州見台7・8丁目集会所	木津	115.6	H22	S造	新耐震基準	地元管理
	梅美台2・3丁目集会所	木津	198.3	H20	S造	新耐震基準	地元管理
	梅谷集会所	木津	192.0	H23	S造	新耐震基準	地元管理
	小谷上教育集会所	加茂	135.1	S51	S造	未実施	直営
	小谷下教育集会所	加茂	172.3	S55	RC造	未実施	直営
公民館 交流会館	中央交流会館	木津	1,635.9	H6	RC造	新耐震基準	指定管理
	東部交流会館	木津	781.7	H13	RC造	新耐震基準	直営
	西部交流会館	木津	523.4	H9	RC造	新耐震基準	指定管理
	当尾公民館	加茂	262.8	S4	W造	未実施	直営
	瓶原公民館	加茂	280.0	S34	W造	未実施	直営
	南加茂台公民館	加茂	944.1	S57	RC造	新耐震基準	直営
	当尾の郷会館	加茂	2,495.0	H7	RC造	新耐震基準	直営
センター	木津人権センター	木津	414.9	S48	RC造	未実施	直営
	女性センター	木津	853.3	S61	RC造	新耐震基準	直営
	加茂青少年センター	加茂	820.4	S61	S造	新耐震基準	直営
	加茂人権センター	加茂	355.6	S45	RC造	未実施	直営
	やすらぎコミュニティセンター	山城	545.9	H4	SRC造	新耐震基準	指定管理

④ 管理に関する基本方針

○集会所

集会所（地元管理）は、施設整備後に市へ移管され、市の保有となっていますが、地域において維持・管理される施設であり、本来の所有を明確にするため、地元への移管（譲渡）を進め、必要に応じて、地縁認可団体の設置等の支援に努めます。

○公民館・交流会館・当尾の郷会館・人権センター・女性センター・やすらぎコミュニティセンター・青少年センター・教育集会所

公民館・交流会館・各センター等は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、老朽化した施設は、利用者数や地域の特性を踏まえつつ、それぞれにおいて施設のあり方を検討し、類似した利用状況や設置目的を有する施設への集約化・複合化等、計画的な再編を進めます。

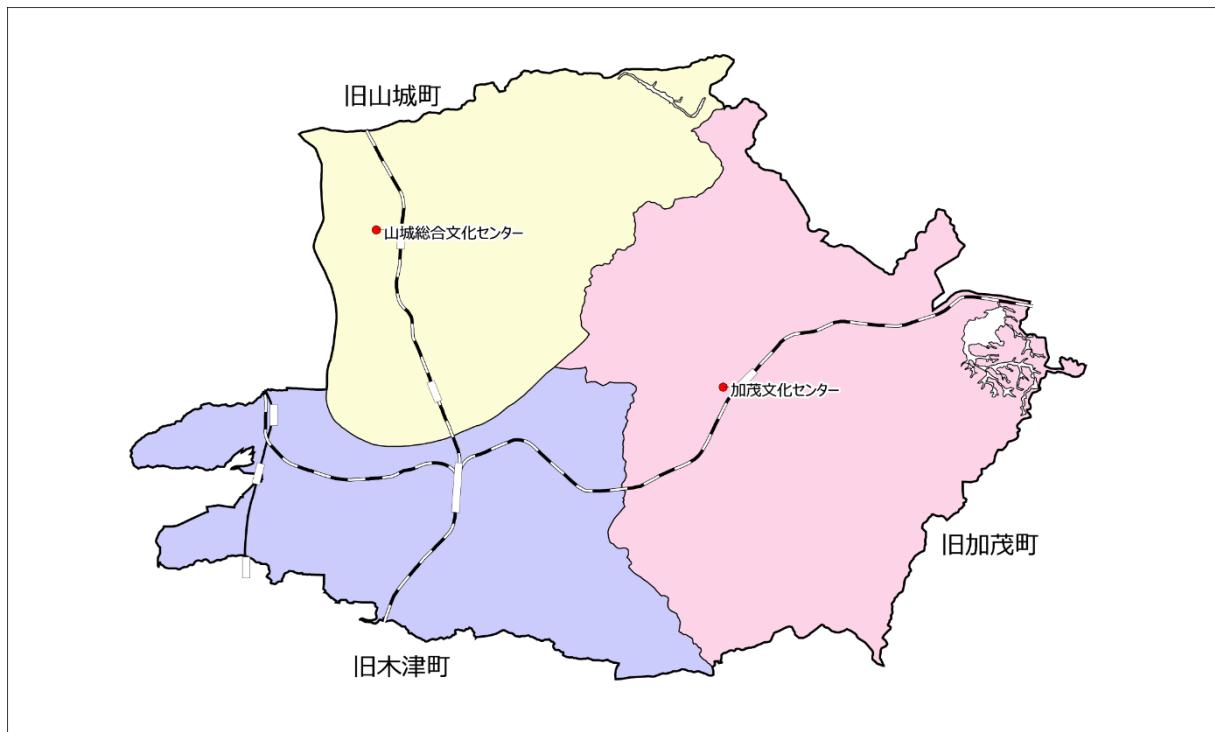
また、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを検討します。

(2) 文化施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：0 施設 加茂地域：1 施設 山城地域：1 施設
老朽化・耐震性の状況	・2 施設とも新耐震基準で整備されています。
利用状況	・年間利用者は山城総合文化センターが年間 49,232 人、加茂文化センターが年間 39,931 人となっています。
運営状況	・2 施設とも指定管理者制度で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
加茂文化センター	加茂	3,478.0	H4	RC造	新耐震基準	指定管理
山城総合文化センター	山城	3,529.2	H8	RC造	新耐震基準	指定管理

④ 管理に関する基本方針

○文化施設

文化施設は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図りつつ、利用者数や地域の特性を踏まえ、他の公共施設との連携を含めた複合化等を進めます。

また、運営管理については、引き続き民間のノウハウの活用も含めた指定管理者制度の採用等、施設の運営管理のあり方を検討します。

加えて、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを検討します。

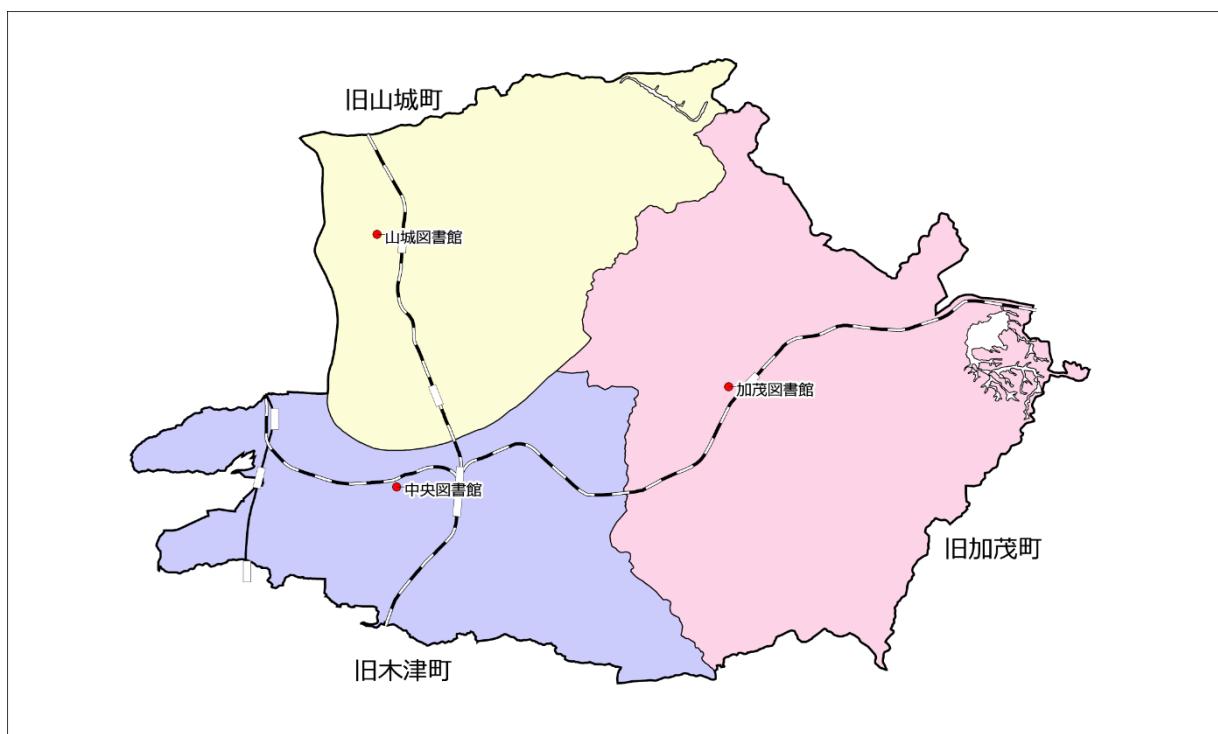
2. 社会教育系施設の管理に関する基本方針

(1) 図書館

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：1施設 加茂地域：1施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・全ての施設が新耐震基準で整備されています。
利用状況	・年間利用者は中央図書館が年間 82,296 人、加茂図書館が年間 41,848 人、山城図書館が年間 32,077 人となっています。
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
中央図書館	木津	1,905.2	H3	RC造	新耐震基準	直営
加茂図書館	加茂	750.0	S58	SRC造	新耐震基準	直営
山城図書館	山城	800.0	H8	RC造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○図書館

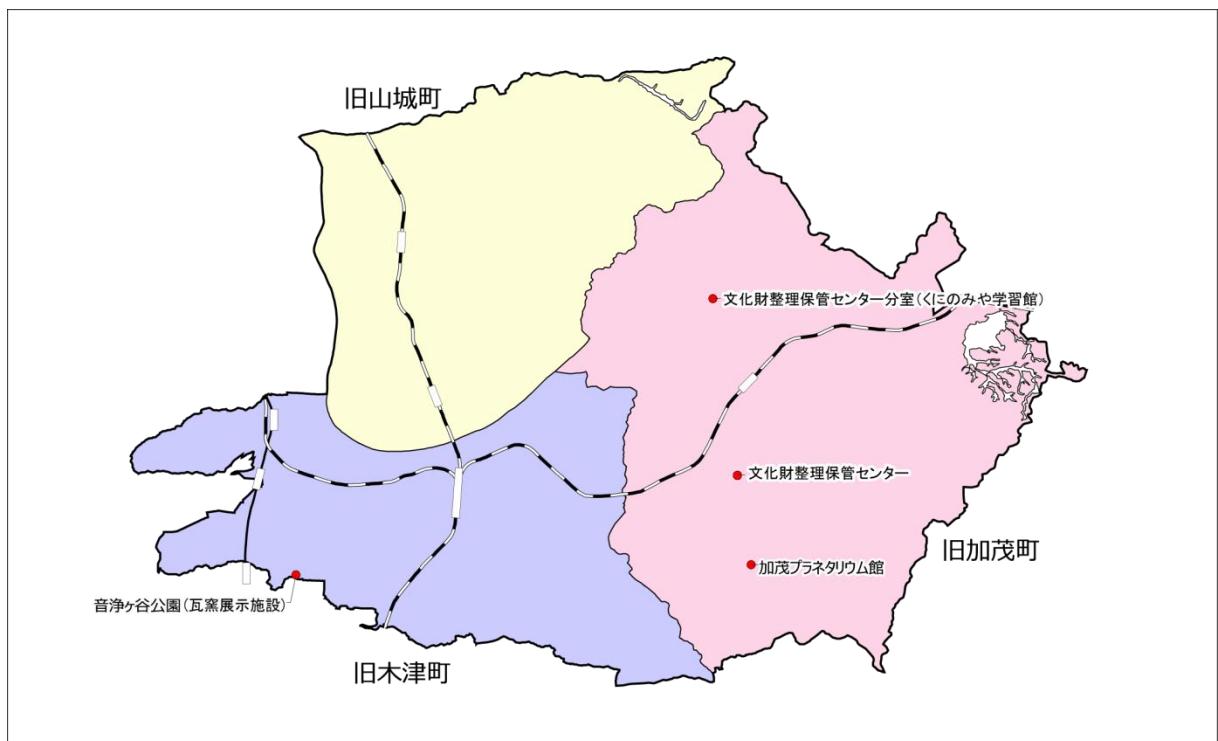
図書館は、施設の長寿命化を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 博物館等

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：1施設 加茂地域：3施設 山城地域：0施設
老朽化・耐震性の状況	・文化財整理保管センター分室（くにのみや学習館）は築30年以上経過していますが、平成21年に改修を行っています。
利用状況	・年間利用者が多い施設は加茂プラネタリウム館（年間5,049人）、文化財整理保管センター分室（くにのみや学習館）（年間4,600人）となっています。
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
音淨ヶ谷公園(瓦窯展示施設)	木津	110.0	H3	RC造	新耐震基準	直営
加茂プラネタリウム館	加茂	458.5	H4	SRC造	新耐震基準	直営
文化財整理保管センター	加茂	466.6	H6	RC造	新耐震基準	直営
文化財整理保管センター分室(くにのみや学習館)	加茂	371.5	S51	S造	未実施	直営

※上記施設は、博物館に類似する施設

④ 管理に関する基本方針

○文化財関連施設

文化財関連施設（文化財整理保管センター等）は、市の文化財を後世に伝えるため、引き続き利用者ニーズに応じた施設の適正な維持管理に努めます。

○プラネタリウム館

加茂プラネタリウム館は、引き続き利用者の増加に向けた取り組みを進めるとともに、地域の活性化も含め、施設の運営方法の見直し等、施設のあり方を検討します。

3. スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針

(1) スポーツ施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：2施設 加茂地域：3施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・やすらぎタウン山城プールを除く5施設が築30年以上経過しています。 ・耐震性が確保されていない施設は加茂プール、加茂体育館、赤田川グランド附属施設の3施設になります。
利用状況	・年間利用者が多い施設は中央体育館（年間60,979人）、加茂体育館（年間53,245人）、市民スポーツセンター（年間28,345人）となっています。
運営状況	・やすらぎタウン山城プールは指定管理者制度で、それ以外の施設は直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
市民スポーツセンター	木津	1,100.6	S57	RC造	新耐震基準	直営
中央体育館	木津	3,960.0	S61	RC造	新耐震基準	直営
加茂プール	加茂	71.9	S36	W造	未実施	直営
加茂体育館	加茂	682.0	S34	S造	未実施	直営
赤田川グランド附属施設	加茂	87.3	S53	S造	未実施	直営
やすらぎタウン山城プール	山城	1,422.6	H3	SRC造	新耐震基準	指定管理

④ 管理に関する基本方針

○ スポーツ施設

スポーツ施設は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、老朽化した施設は、利用状況を踏まえつつ、同じ目的を有する施設への集約化等、スポーツ施設全体で施設のあり方を検討し、計画的な再編を進めます。

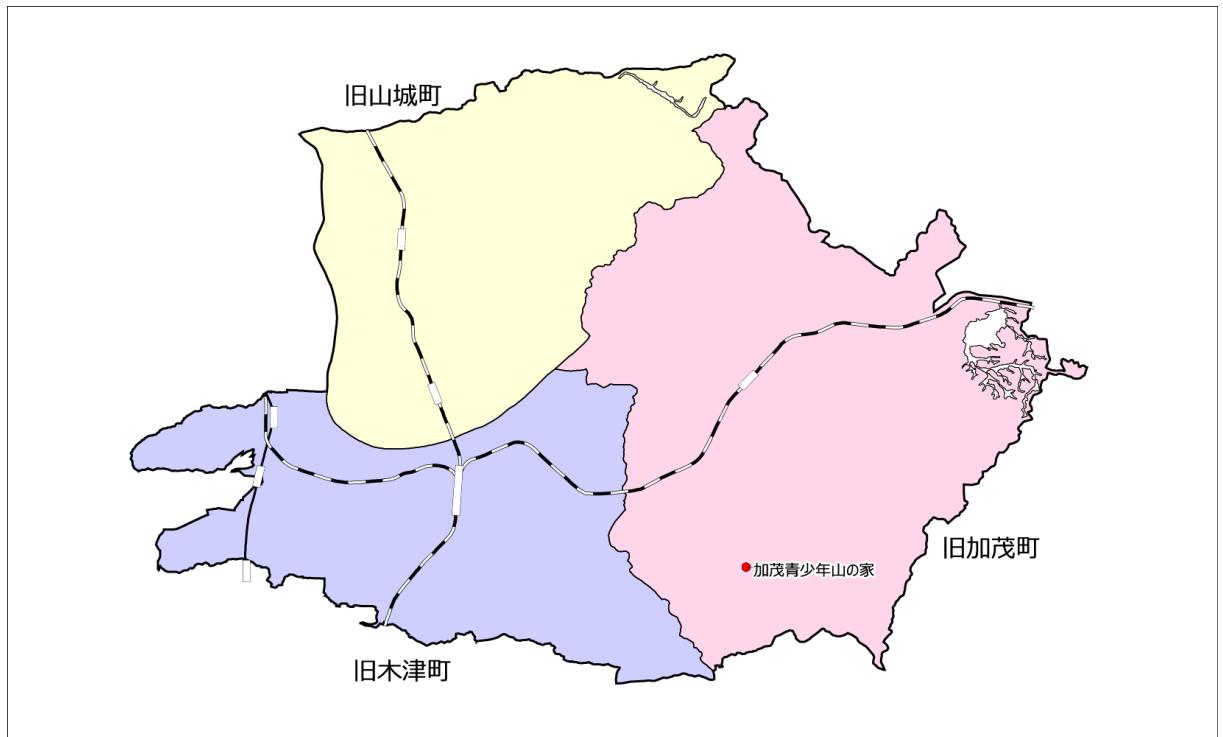
また、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを検討します。

(2) レクリエーション施設・観光施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：0 施設 加茂地域：1 施設 山城地域：0 施設
老朽化・耐震性の状況	・加茂青少年山の家の耐震性は確保されています。
利用状況	・加茂青少年山の家の年間利用者数は 9,324 人となっています。
運営状況	・加茂青少年山の家は直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
加茂青少年山の家	加茂	752.2	S62	その他	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○青少年山の家

加茂青少年山の家は、引き続き利用者の増加に向けた取り組みを進めるとともに、地域の活性化も含め、施設の運営方法の見直し等、施設のあり方を検討します。

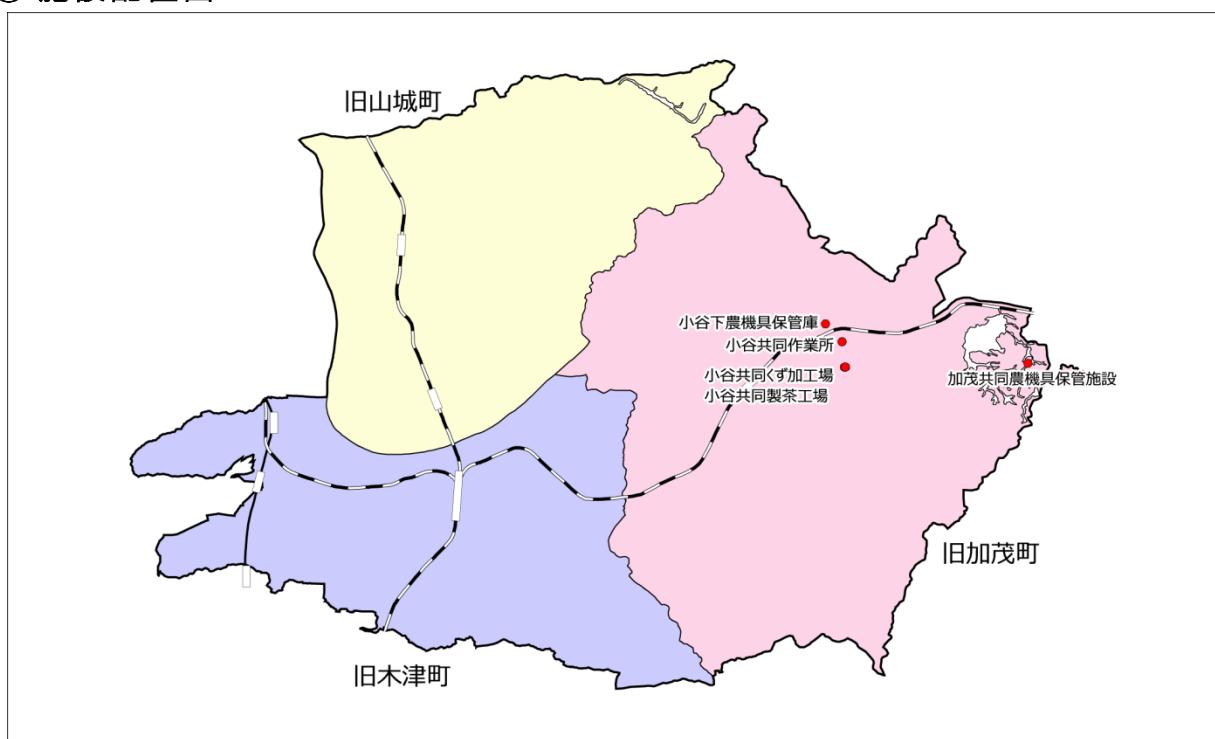
4. 産業系施設の管理に関する基本方針

(1) 産業系施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：0施設 加茂地域：5施設 山城地域：0施設
老朽化・耐震性の状況	<ul style="list-style-type: none"> 5施設のうち4施設が築30年以上経過しています。残りの1施設についても築29年と老朽化が進んでいます。 耐震性が確保されていない施設は小谷共同製茶工場、小谷共同作業所、小谷共同くず加工場の3施設になります。
利用状況	・製茶及びくず加工就労者が利用されています。
運営状況	・全ての施設が利用者に管理が移管されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
工場・ 作業所	小谷共同製茶工場	加茂	996.4	S50	その他	未実施	包括委託
	小谷共同作業所	加茂	138.0	S51	S造	未実施	包括委託
	小谷共同くず加工場	加茂	230.0	S47	S造	未実施	包括委託
農機具 保管庫	小谷下農機具保管庫	加茂	50.0	S61	その他	新耐震基準	包括委託
	加茂共同農機具保管施設	加茂	120.0	S62	その他	新耐震基準	包括委託

④ 管理に関する基本方針

○ 産業系施設

産業系施設は、利用者が維持管理に関するコストを担うこととしており、将来的には、利用者への譲渡等も含めて、施設のあり方を検討します。

5. 学校教育系施設の管理に関する基本方針

(1) 学校

① 施設配置状況

施設配置状況	小学校 … 木津地域 : 8 施設 加茂地域 : 3 施設 山城地域 : 2 施設 中学校 … 木津地域 : 3 施設 加茂地域 : 1 施設 山城地域 : 1 施設
老朽化・耐震性の状況	・ 小学校 13 施設のうち 7 施設が、中学校 5 施設のうち 3 施設が築 30 年以上経過しています。 ・ 校舎・体育館は耐震性が確保されています。
利用状況	・ 児童、生徒数が 500 人以上の規模の大きな施設は、小学校では梅美台小学校 (1,035 人)、州見台小学校 (775 人)、木津川台小学校 (579 人)、中学校では木津南中学校 (673 人)、木津第二中学校 (571 人) となっています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
小学校	木津小学校	木津	6,224.3	S31	RC造	実施済み	直営
	相楽小学校	木津	5,381.0	S33	RC造	実施済み	直営
	高の原小学校	木津	7,376.0	S61	RC造	新耐震基準	直営
	相楽台小学校	木津	5,407.0	H5	RC造	新耐震基準	直営
	木津川台小学校	木津	7,106.3	H3	RC造	新耐震基準	直営
	梅美台小学校	木津	9,127.9	H9	RC造	新耐震基準	直営
	州見台小学校	木津	9,097.6	H19	RC造	新耐震基準	直営
	城山台小学校	木津	9,273.9	H26	RC造	新耐震基準	直営
	加茂小学校	加茂	5,174.6	S44	RC造	実施済み	直営
	恭仁小学校	加茂	2,181.5	S11	W造	実施済み	直営
	南加茂台小学校	加茂	8,122.0	S57	RC造	新耐震基準	直営
	上狹小学校	山城	3,720.3	S53	RC造	実施済み	直営
	棚倉小学校	山城	4,988.6	H28	RC造	新耐震基準	直営
中学校	木津中学校	木津	11,541.0	H26	RC造	新耐震基準	直営
	木津第二中学校	木津	7,871.5	S61	RC造	新耐震基準	直営
	木津南中学校	木津	11,172.0	H23	RC造	新耐震基準	直営
	泉州中学校	加茂	8,499.0	S57	RC造	新耐震基準	直営
	山城中学校	山城	5,621.0	S45	RC造	実施済み	直営

④ 管理に関する基本方針

○小・中学校

小・中学校は、児童・生徒の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、将来の児童・生徒数の減少を見据え、教育的視点や通学距離等を総合的に判断して、適正な規模や配置を検討します。

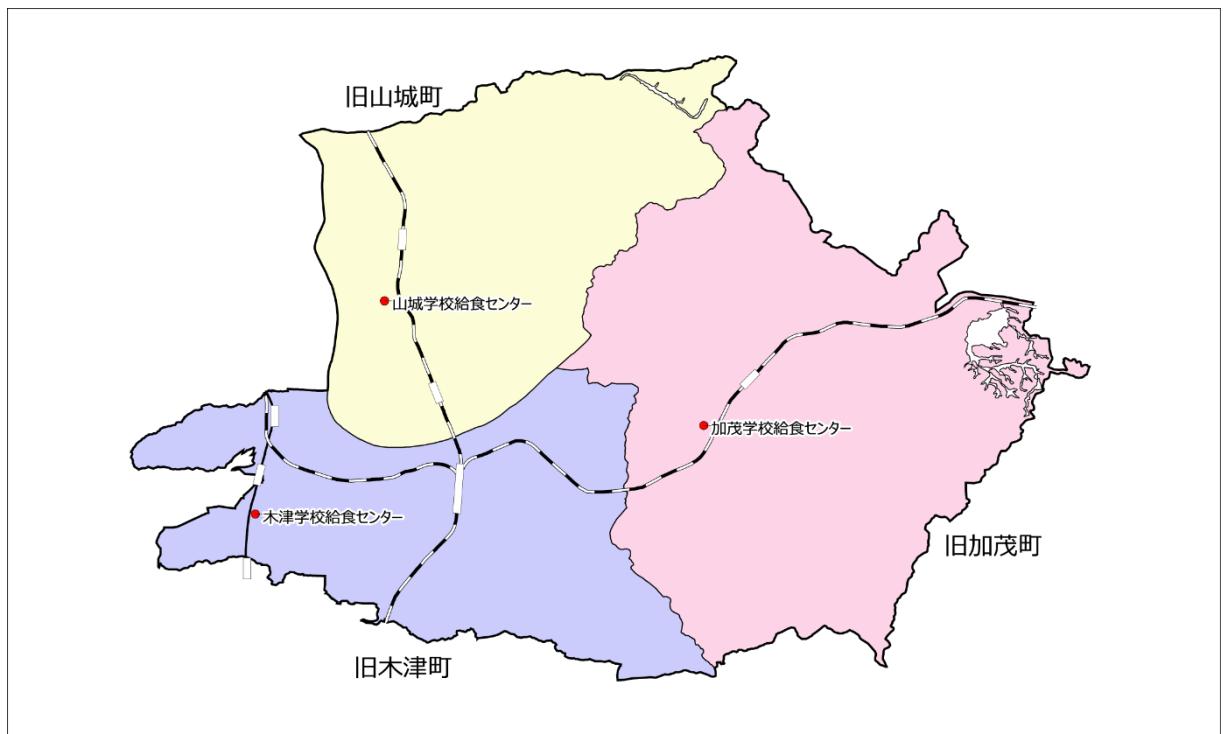
また、小・中学校の空き教室や体育館は、学校本体の使用を最優先としながらも、他の使用目的による複合化等の有効活用を進めます。

(2) その他教育施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：1施設 加茂地域：1施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・木津学校給食センターは築30年近く経過しています。 ・全ての施設で耐震性が確保されています。
運営状況	・木津学校給食センター、加茂学校給食センターは包括委託、 山城学校給食センターは直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
木津学校給食センター	木津	1,437.8	S62	RC造	新耐震基準	包括委託
加茂学校給食センター	加茂	1,655.7	H22	S造	新耐震基準	包括委託
山城学校給食センター	山城	607.9	H14	S造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 給食センター

給食センターは、児童・生徒への安全な給食の提供ができる施設管理に努めるとともに、今後の給食需要を勘案し、市内給食センター全体で計画的な再編を進めます。

また、運営方式については、引き続き給食サービスの充実と安定した給食の提供の観点から、民間委託等の活用を進めます。

6. 子育て支援施設の管理に関する基本方針

(1) 幼稚園・保育園・こども園

① 施設配置状況

施設配置状況	<p>幼稚園 … 木津地域：3 施設 加茂地域：0 施設 山城地域：0 施設 保育園 … 木津地域：8 施設 加茂地域：2 施設 山城地域：2 施設</p>
老朽化・耐震性の状況	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 3 施設のうち 2 施設が、保育園 10 施設のうち 5 施設が築 30 年以上経過しています。 やましろ保育園は築 30 年以上経過していますが、平成 15 年に大規模改修を行っています。また平成 4 年に園舎を増築しています。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用園児数が多い施設はやましろ保育園（260 人）、木津幼稚園（237 人）、梅美台保育園及びいづみ保育園（187 人）となっています。
運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 兜台保育園、梅美台保育園は包括委託、他の 13 施設は直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
幼稚園	木津幼稚園	木津	945.0	S58	RC造	新耐震基準	直営
	相楽幼稚園	木津	749.0	S57	RC造	新耐震基準	直営
	高の原幼稚園	木津	1,170.0	H1	RC造	新耐震基準	直営
保育園	相楽保育園	木津	1,045.8	S51	RC造	実施済み	直営
	清水保育園	木津	347.0	S49	RC造	実施済み	直営
	木津保育園	木津	1,057.1	H7	RC造	新耐震基準	直営
	相楽台保育園	木津	1,126.7	S60	RC造	新耐震基準	直営
	木津川台保育園	木津	1,182.1	H2	RC造	新耐震基準	直営
	兜台保育園	木津	1,284.7	H5	RC造	新耐震基準	包括委託
	梅美台保育園	木津	1,388.3	H17	RC造	新耐震基準	包括委託
	梅美台保育園分園	木津	99.7	H24	RC造	新耐震基準	包括委託
	いづみ保育園	加茂	2,186.8	H18	S造	新耐震基準	直営
	南加茂台保育園	加茂	1,728.4	S57	SRC造	新耐震基準	直営
	やましろ保育園	山城	1,795.8	S55	RC造	未実施	直営
	やましろ保育園分園	山城	101.6	H4	SRC造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 幼稚園

幼稚園は、園児の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

○ 保育園

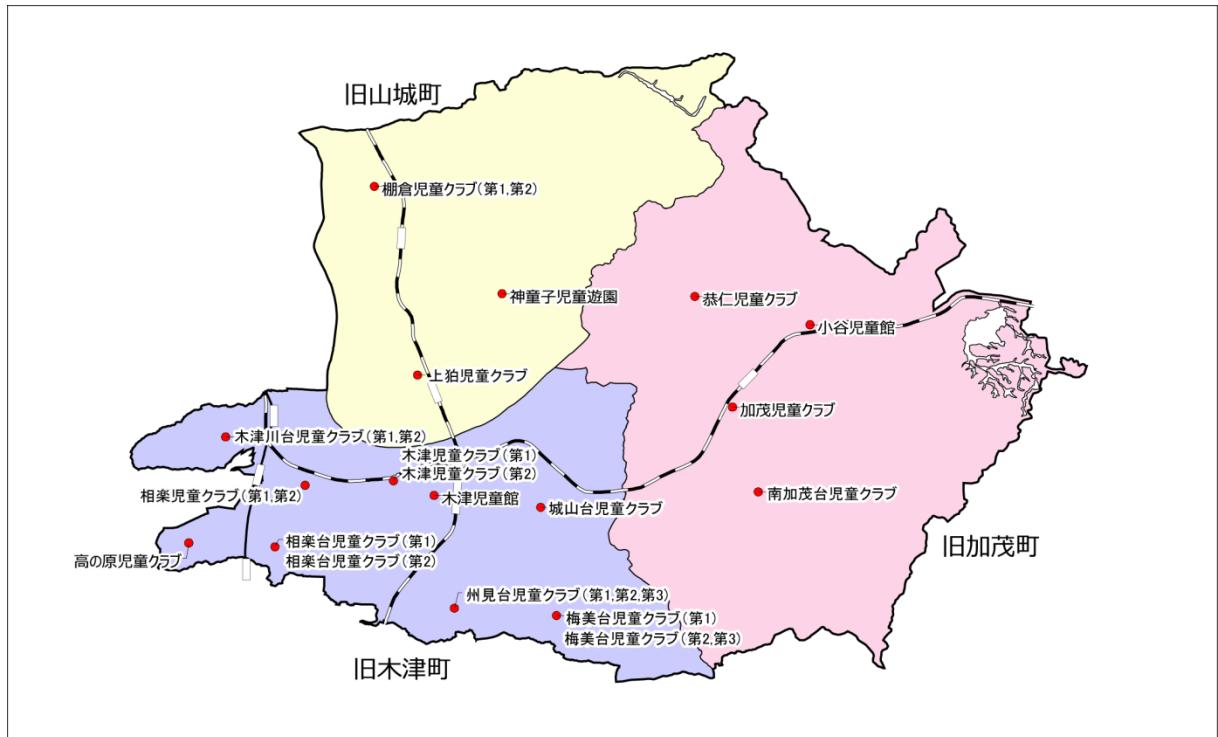
保育園は、園児の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、平成28年度に策定を進めている「公立保育所民営化等実施計画」との整合を図り、公民協働による保育園の運営を目指し、公設保育園の民間への譲渡や、園児数の減少等も見据えた計画的な統廃合を進めます。

(2) 幼児・児童施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：12施設 加茂地域：4施設 山城地域：3施設
老朽化・耐震性の状況	・19施設のうち7施設が築30年以上経過しています。 ・耐震性が確保されていない施設は、木津児童館、小谷児童館の2施設となっています。
利用状況	・利用児童数が多い児童クラブは州見台児童クラブ（第1, 第2（122人）、梅美台児童クラブ（93人）、木津児童クラブ（87人）となっています。
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
児童 クラブ	木津児童クラブ(第1)	木津	141.1	H16	S造	新耐震基準	直営
	木津児童クラブ(第2)	木津	62.7	S51	RC造	実施済み	直営
	相楽児童クラブ(第1,第2)	木津	128.0	S54	RC造	実施済み	直営
	高の原児童クラブ	木津	138.2	S63	S造	新耐震基準	直営
	木津川台児童クラブ(第1,第2)	木津	193.7	H13	S造	新耐震基準	直営
	相楽台児童クラブ(第1)	木津	66.3	H4	S造	新耐震基準	直営
	相楽台児童クラブ(第2)	木津	64.0	H4	RC造	新耐震基準	直営
	梅美台児童クラブ(第1)	木津	58.1	H8	RC造	新耐震基準	直営
	梅美台児童クラブ(第2,第3)	木津	172.9	H27	S造	新耐震基準	直営
	城山台児童クラブ	木津	132.5	H26	RC造	新耐震基準	直営
	州見台児童クラブ(第1,第2,第3)	木津	293.9	H18	RC造	新耐震基準	直営
	南加茂台児童クラブ	加茂	247.0	S61	RC造	新耐震基準	直営
	恭仁児童クラブ	加茂	41.0	S11	W造	実施済み	直営
	加茂児童クラブ	加茂	160.8	H18	S造	新耐震基準	直営
児童 館	棚倉児童クラブ(第1,第2)	山城	192.5	H28	S造	新耐震基準	直営
	上狛児童クラブ	山城	108.6	H28	RC造	新耐震基準	直営
その他	木津児童館	木津	379.9	S51	RC造	未実施	直営
	小谷児童館	加茂	559.0	S54	S造	未実施	直営
その他	神童子児童遊園	山城	29.2	S60	その他	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○児童クラブ

児童クラブは、児童の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、小学校の空き教室の有効活用を優先としつつ、今後の利用者数等を総合的に判断して、民間による児童クラブの開園も含めて、適正な規模や配置を検討します。

○児童館

児童館は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、利用状況を踏まえ、施設更新等においては、周辺公共施設との連携を含めた集約化・複合化等、施設のあり方を検討します。

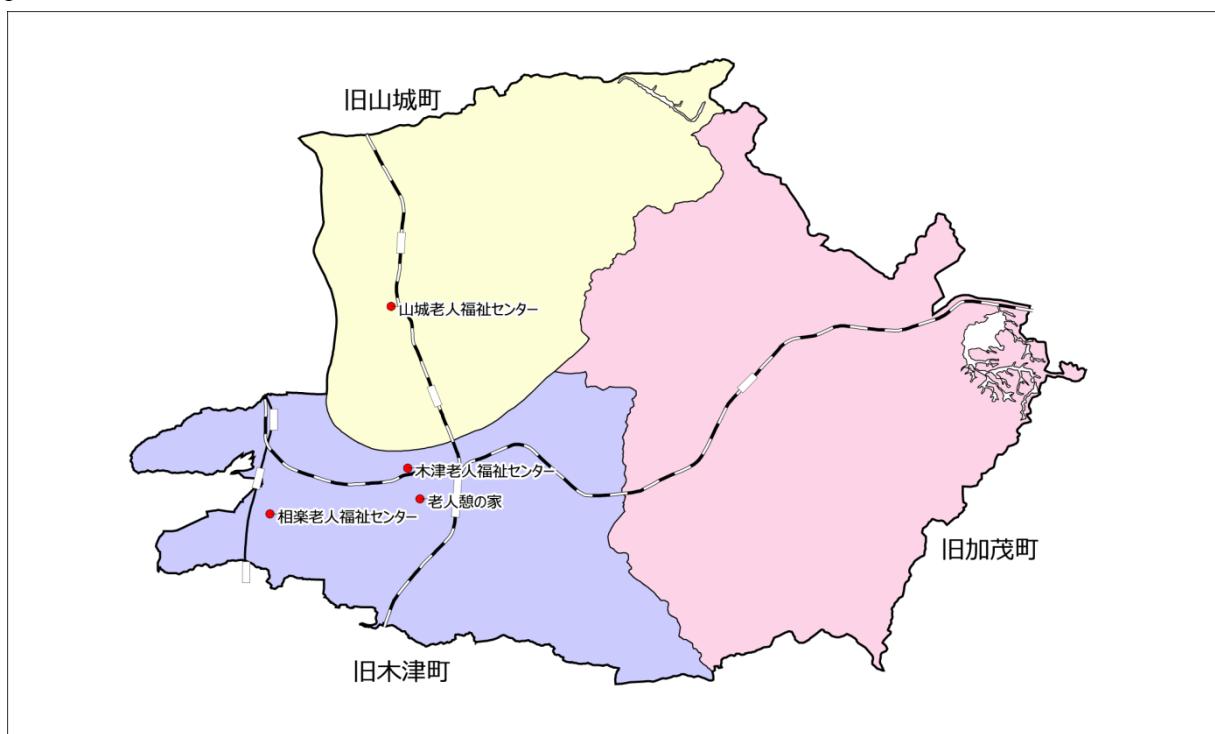
7. 保健・福祉施設の管理に関する基本方針

(1) 高齢福祉施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：3施設 加茂地域：0施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・4施設のうち3施設が築30年以上経過しています。 ・木津老人福祉センターの耐震性が確保されていません。
利用状況	・年間利用者が多い施設は木津老人福祉センター（年間11,731人）、老人憩の家（年間7,736人）となっています。
運営状況	・木津老人福祉センターは指定管理、老人憩の家は包括委託、他の2施設は直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
老人福祉センター	木津老人福祉センター	木津	963.3	S49	RC造	未実施	指定管理
	相楽老人福祉センター	木津	593.0	S61	RC造	新耐震基準	直営
	山城老人福祉センター	山城	597.0	S61	S造	新耐震基準	直営
老人憩の家	老人憩の家	木津	190.9	H5	S造	新耐震基準	包括委託

④ 管理に関する基本方針

○高齢福祉施設

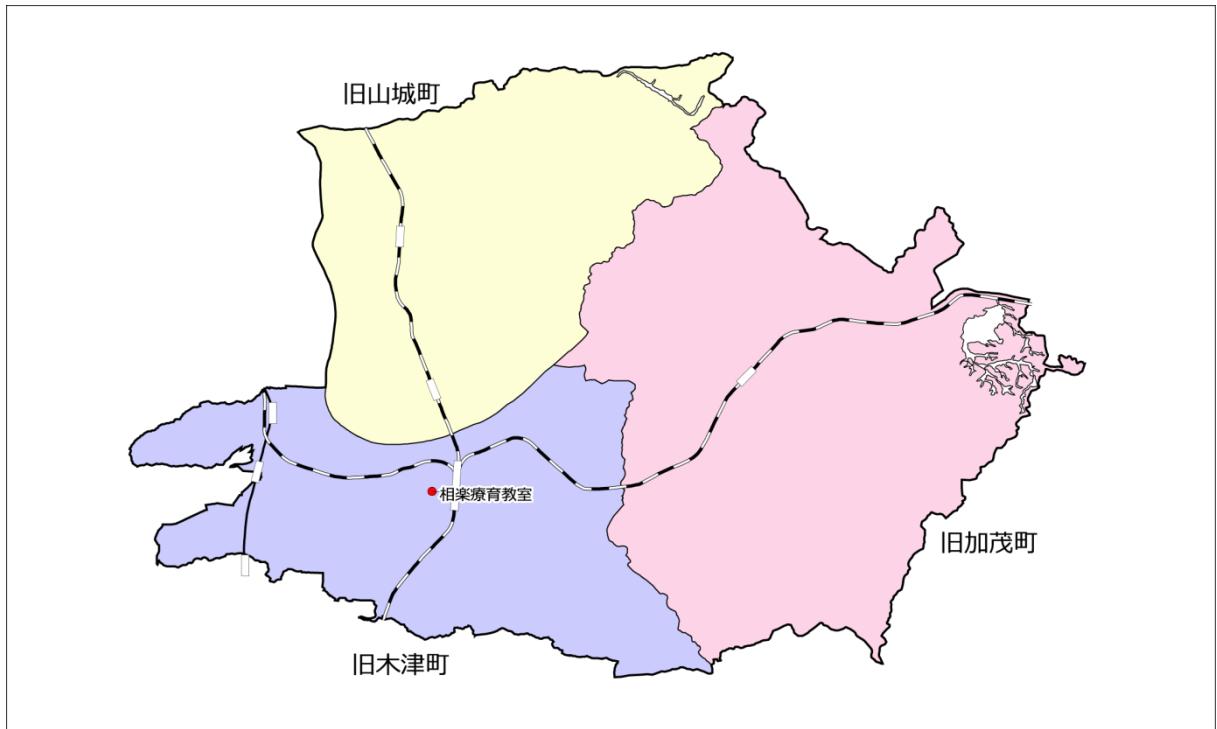
高齢福祉施設は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化を図りながら、利用者数や地域の特性を踏まえ、他の公共施設との連携を含めた集約化・複合化等も含めて、施設のあり方を検討します。

(2) 障害福祉施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：1施設 加茂地域：0施設 山城地域：0施設
老朽化・耐震性の状況	・相楽療育教室は築30年以上経過していますが、耐震性は確保されています。
利用状況	・相楽療育教室の年間利用者数は1,587人となっています。
運営状況	・相楽療育教室は直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
相楽療養教室	木津	436.3	S46	RC造	未実施	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 障害福祉施設

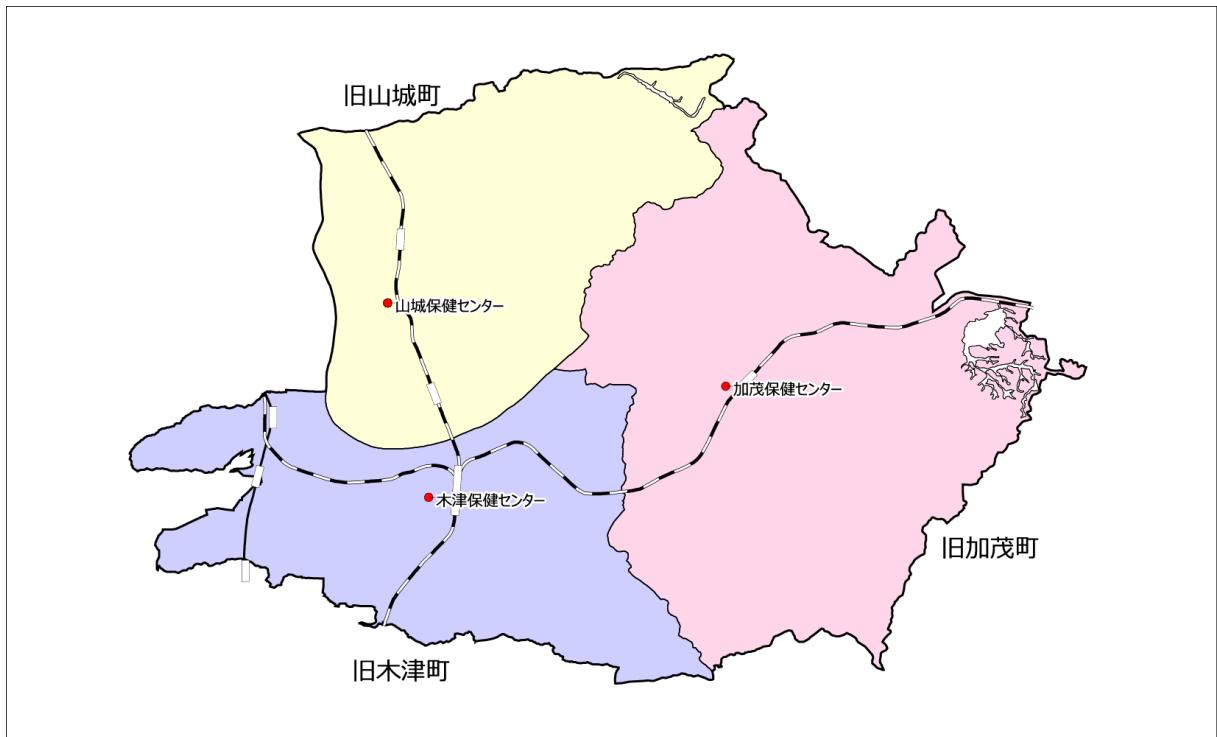
障害福祉施設（相楽療養教室）は、市の保有となっていますが、相楽地域における広域的施設であり、構成市町村とともに利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

（3）保健施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：1施設 加茂地域：1施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・加茂保健センターは築30年以上経過しており、耐震性も確保されていません。
利用状況	・年間利用者は木津保健センターが年間17,250人、加茂保健センターが年間4,702人、山城保健センターが年間4,207人となっています。
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
木津保健センター	木津	752.4	S62	RC造	新耐震基準	直営
加茂保健センター	加茂	794.0	S47	RC造	未実施	直営
山城保健センター	山城	389.7	H4	SRC造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 保健施設

保健施設は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化を図りながら、利用者数や地域の特性を踏まえ、他の公共施設との連携を含めた集約化・複合化等、施設のあり方を検討します。

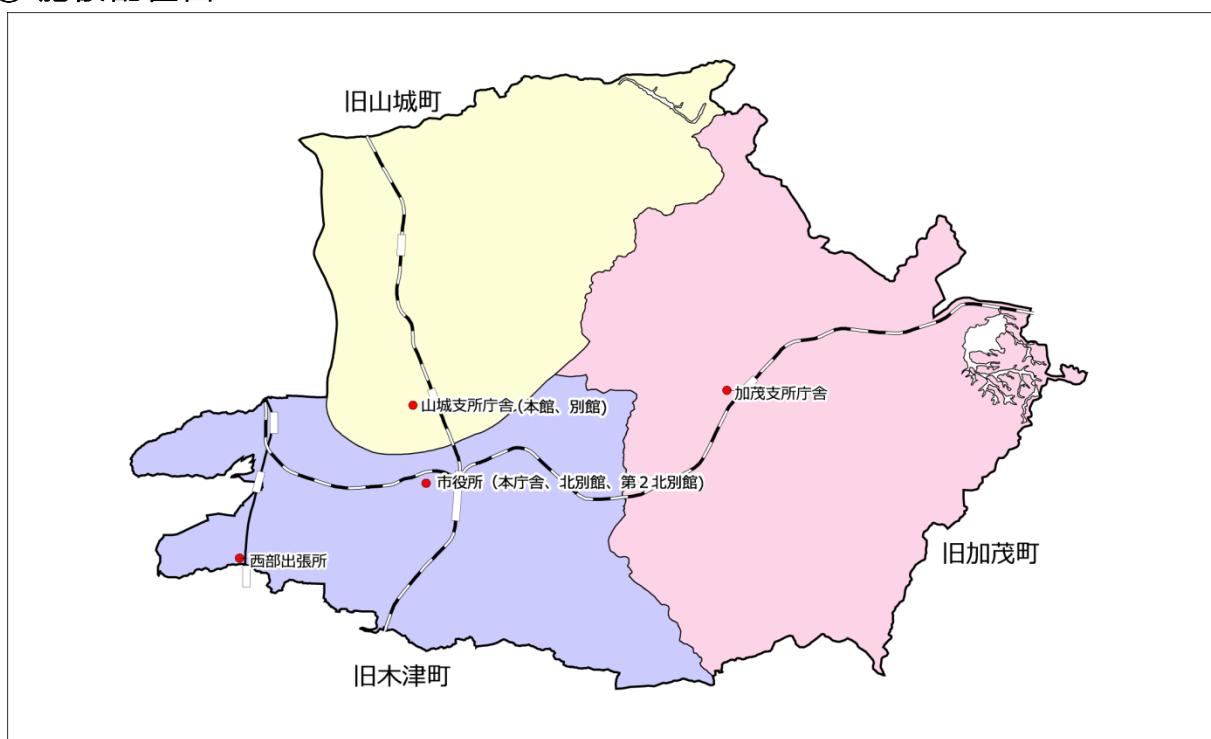
8. 行政系施設の管理に関する基本方針

(1) 庁舎等

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：2施設 加茂地域：1施設 山城地域：1施設
老朽化・耐震性の状況	・加茂支所庁舎が築30年以上経過しています。 ・全ての施設で耐震性が確保されています。
利用状況	・年間利用者は木津川市役所が年間168,518人、加茂支所が年間60,000人、山城支所が年間18,000人、西部出張所が年間31,237人となっています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
市役所 (本庁舎、北別館、第2北別館)	木津	10,612.2	H20	SRC造	新耐震基準	直営
西部出張所	木津	46.8	H19	S造	新耐震基準	直営
加茂支所庁舎	加茂	3,794.8	S58	SRC造	新耐震基準	直営
山城支所庁舎(本館、別館)	山城	956.4	H23	S造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 庁舎等

庁舎等は、庁舎機能の向上と施設の長寿命化に努めるとともに、市民ニーズに応じた利用しやすい環境づくりを目指します。

また、支所については、空きスペースの有効活用による市民の利便性の向上や地域の活性化に向けた施設の複合化等を進めます。

(2) 消防施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：9施設 加茂地域：5施設 山城地域：5施設
老朽化・耐震性の状況	・19施設のうち7施設が築30年以上経過しています。 ・耐震性が確保されていない施設は、以下の2施設になります。木津第1分団第2部詰所、消防車庫（小谷上）
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
木津第1分団第1部詰所(曾根山)	木津	55.1	H1	S造	新耐震基準	直営
木津第1分団第2部詰所(大里)	木津	85.1	S54	S造	未実施	直営
木津第1分団第3部詰所(北之庄)	木津	41.0	S58	S造	新耐震基準	直営
木津第1分団第4部詰所(吐師)	木津	44.6	S63	S造	新耐震基準	直営
木津第2分団第1部詰所(本町)	木津	71.9	H22	W造	新耐震基準	直営
木津第2分団第2部詰所(木津)	木津	53.0	H2	W造	新耐震基準	直営
木津第3分団第1部詰所(鹿背山)	木津	53.0	S57	S造	新耐震基準	直営
木津第3分団第2部詰所(梅谷)	木津	51.9	S57	S造	新耐震基準	直営
木津第3分団第3部詰所(市坂)	木津	104.8	H15	W造	新耐震基準	直営
消防車庫(小谷上)	加茂	42.2	S47	S造	未実施	直営
消防車庫及び詰所 (加茂第1分団第6部、小谷下)	加茂	56.0	S61	S造	新耐震基準	直営
コミュニティ消防センター (加茂第2分団第4部、例幣)	加茂	52.3	H4	S造	新耐震基準	直営
コミュニティ消防センター (加茂第3分団第1部、東小)	加茂	53.0	H1	S造	新耐震基準	直営
コミュニティ消防センター (加茂第3分団第2部、辻)	加茂	53.0	H1	S造	新耐震基準	直営
山城第1分団第1部詰所(上狛南部)	山城	45.8	H3	CB造	新耐震基準	直営
山城第1分団第2部詰所(上狛北部)	山城	55.4	S58	その他	新耐震基準	直営
山城第3分団第4部詰所(南平尾)	山城	41.5	H18	W造	新耐震基準	直営
北平尾コミュニティ消防センター	山城	51.5	H8	RC造	新耐震基準	直営
南平尾防災コミュニティセンター	山城	127.5	H12	W造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 消防施設

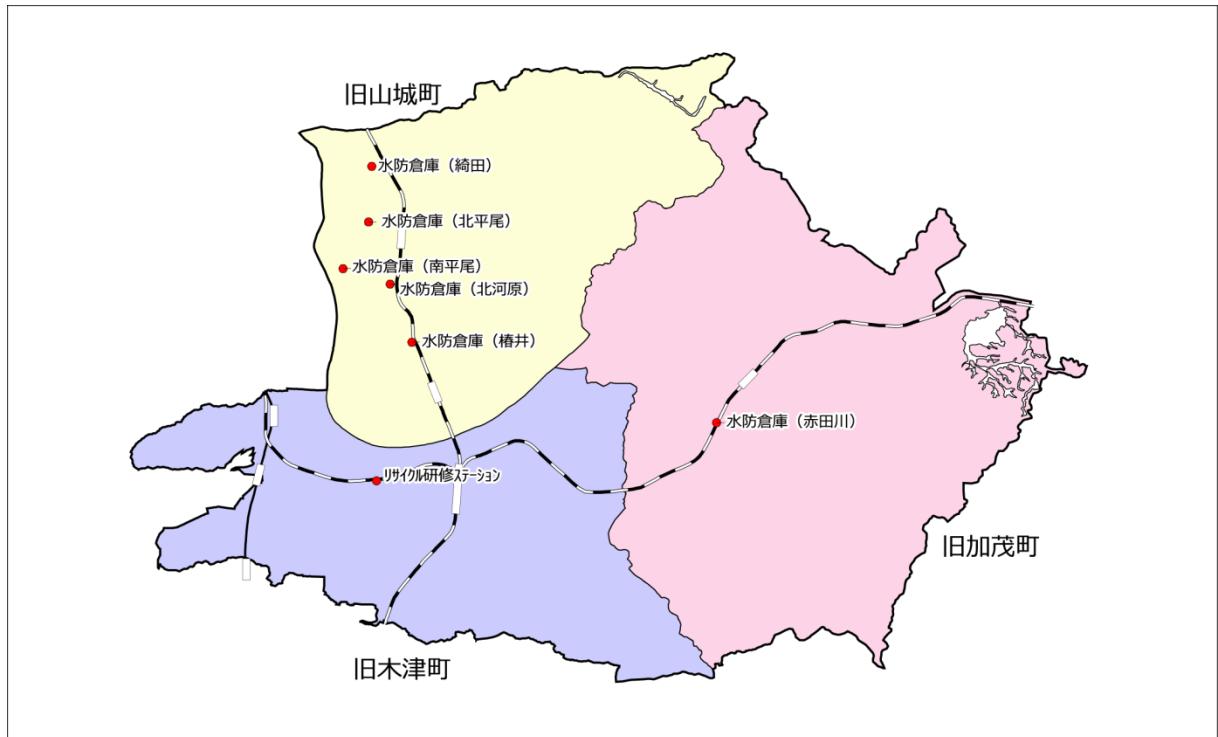
消防施設（消防詰所等）は、消防団や自主防災組織等を中心とした地域防災拠点として、施設の維持管理と機能性の向上に努めます。

(3) その他行政系施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：1施設 加茂地域：1施設 山城地域：5施設
老朽化・耐震性の状況	・7施設のうち4施設が築30年以上経過しています。 ・耐震性が確保されていない施設は、以下の4施設になります。 リサイクル研修ステーション、水防倉庫（椿井）、水防倉庫（北河原）、 水防倉庫（南平尾）
利用状況	・リサイクル研修ステーションの年間利用者数は13,662人となっています。
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
リサイクル	リサイクル研修ステーション	木津	1,577.2	S48	RC造	未実施	直営
水防倉庫	水防倉庫(赤田川)	加茂	28.0	H13	S造	新耐震基準	直営
	水防倉庫(椿井)	山城	19.4	S50	CB造	未実施	直営
	水防倉庫(北河原)	山城	33.3	S50	W造	未実施	直営
	水防倉庫(南平尾)	山城	16.6	S51	S造	未実施	直営
	水防倉庫(北平尾)	山城	12.2	H5	S造	新耐震基準	直営
	水防倉庫(綺田)	山城	46.3	H5	W造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ リサイクル研修ステーション

リサイクル研修ステーションは、老朽化した施設の現状も踏まえて、他の公共施設との連携を含めた集約化・複合化等、施設のあり方を検討します。

9. 公営住宅の管理に関する基本方針

(1) 公営住宅

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：5施設 加茂地域：8施設 山城地域：4施設
老朽化・耐震性の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・17施設のうち15施設が築30年以上経過しています。（※） ・耐震性が確保されていない施設は、以下の15施設になります。 <p>市営住宅中之島団地、市営住宅重衡団地、市営住宅清水団地、市営住宅第2中之島団地、市営住宅尻枝団地、市営住宅大野団地、市営住宅小谷上団地、市営住宅小谷下団地、小谷下団地（改良住宅）、北団地（改良住宅）、市営住宅例幣団地、市営住宅鈴畠団地、市営住宅一本木団地、市営住宅南河原団地、市営住宅高島団地</p>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・入居戸数の多い施設は、市営住宅下川原団地（65戸）、市営住宅清水団地（39戸）、市営住宅兎並団地（34戸）となっています。
運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設が直営で運営されています。

（※）代表建築年の建築物による

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
市営住宅中之島団地	木津	112.4	S27	W造	未実施	直営
市営住宅下川原団地	木津	4,764.7	H16	RC造	新耐震基準	直営
市営住宅重衡団地	木津	396.7	S29	W造	未実施	直営
市営住宅清水団地	木津	2,705.0	S47	RC造	未実施	直営
市営住宅第2中之島団地	木津	1,048.3	S49	CB造	未実施	直営
市営住宅尻枝団地	加茂	49.5	S28	W造	未実施	直営
市営住宅大野団地	加茂	1,259.7	S51	CB造	未実施	直営
市営住宅小谷上団地	加茂	288.8	S53	S造	未実施	直営
市営住宅小谷下団地	加茂	294.4	S51	S造	未実施	直営
小谷下団地(改良住宅)	加茂	654.5	S45	S造	未実施	直営
北団地(改良住宅)	加茂	2,090.6	S47	S造	未実施	直営
市営住宅兎並団地	加茂	2,401.1	H10	RC造	新耐震基準	直営
市営住宅例幣団地	加茂	24.7	S28	W造	未実施	直営
市営住宅鈴畠団地	山城	311.9	S31	W造	未実施	直営
市営住宅一本木団地	山城	138.6	S30	W造	未実施	直営
市営住宅南河原団地	山城	138.6	S34	W造	未実施	直営
市営住宅高島団地	山城	86.5	S28	W造	未実施	直営

④ 管理に関する基本方針

○公営住宅

公営住宅は、「市営住宅ストック総合活用計画」との整合を図り、基本的な方向性は、昭和30年代以前に建築された公営住宅施設は、承継者がいなくなった時点で撤去を進めるとともに、施設更新等においては、できる限り集積化・高層化を進め、駐車場用地の確保等の土地の有効活用を検討します。

10. 公園の管理に関する基本方針

(1) 公園

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：27施設 加茂地域：2施設 山城地域：7施設
老朽化・耐震性の状況	・36施設のうち13施設が築30年以上経過しています。それらの多くはパーゴラや四阿などの小規模な建物で、規模の大きなものは不動川公園の休憩所のみとなっています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強
城址公園(管理棟他)	木津	199.6	H26	W造	新耐震基準
上人ヶ平遺跡公園(休養施設他)	木津	199.1	H21	S造	新耐震基準
音淨ヶ谷公園(休養施設他)	木津	38.0	H1	S造	新耐震基準
市坂公園(休養施設)	木津	28.0	S50	W造	未実施
瓦谷公園(休養施設)	木津	40.0	S56	W造	未実施
清水公園(休養施設)	木津	17.2	S48	RC造	未実施
下川原公園(休養施設)	木津	28.8	S49	RC造	未実施
土師山公園(休養施設他)	木津	131.1	S62	RC造	新耐震基準
大里公園(休養施設他)	木津	248.1	S62	CB造	新耐震基準
兜谷公園(管理事務室他)	木津	110.3	H1	RC造	新耐震基準

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強
相楽台1号公園(さがらか山公園)(休養施設)	木津	25.2	S53	S造	未実施
相楽台2号公園(みはらし台公園)(休養施設)	木津	14.4	S53	S造	未実施
木津川台公園(休養施設他)	木津	171.4	H8	RC造	新耐震基準
木津川台1号公園(木津川台中央公園)(休養施設)	木津	60.7	S61	S造	新耐震基準
木津川台2号公園(木馬公園)(休養施設)	木津	16.0	S61	S造	新耐震基準
木津川台3号公園(わんぱく公園)(休養施設)	木津	6.2	S61	S造	新耐震基準
木津川台4号公園(どんぐり公園)(休養施設)	木津	24.5	S61	S造	新耐震基準
木津川台5号公園(川舟公園)(休養施設)	木津	15.2	S61	S造	新耐震基準
市役所南公園(休養施設)	木津	47.0	H9	SRC造	新耐震基準
梅美台公園(管理棟他)	木津	470.6	H18	W造	新耐震基準
州見台公園(休養施設他)	木津	65.6	H20	SRC造	新耐震基準
木津南1号公園(桺公園)(休養施設)	木津	10.5	H20	S造	新耐震基準
木津南3号公園(山吹公園)(休養施設)	木津	24.8	H20	W造	新耐震基準
木津南5号公園(茜公園)(休養施設)	木津	27.5	H20	W造	新耐震基準
木津南6号公園(紫公園)(休養施設)	木津	13.0	H20	W造	新耐震基準
木津南7号公園(紅公園)(休養施設)	木津	15.1	H20	W造	新耐震基準
城山台公園(大仏鉄道公園)(休養施設他)	木津	48.0	H27	RC造	新耐震基準
瓶原親水公園(休憩施設)	加茂	11.3	H16	W造	新耐震基準
塚穴公園(休養施設他)	加茂	66.3	S56	RC造	未実施
やすらぎタウン天神川北広場(休養施設他)	山城	16.3	H8	W造	新耐震基準
不動川公園(休養施設他)	山城	245.9	S61	RC造	新耐震基準
上狛駅東公園(休養施設他)	山城	72.2	H18	W造	新耐震基準
なでしこ公園(休養施設他)	山城	30.1	H14	W造	新耐震基準
上狛南部公園(便益施設)	山城	3.1	H2	その他	新耐震基準
やすらぎタウン棚倉広場(便益施設)	山城	36.4	H12	その他	新耐震基準
山城町森林公園(総合案内施設他)	山城	699.9	H5	W造	新耐震基準

④ 管理に関する基本方針

○公園

公園は、利用者の安全性を最優先にしながら、各地域のまちづくりや歴史にふさわしい公園施設を維持するとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

施設の維持管理等については、地域住民の皆様に愛着を持っていただきながら利用いただけるよう公園自主管理活動による市民協働型事業を推進します。

また、山城町森林公園については、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、利用者が自然に身近に触れるこことできるレクリエーション施設としての活用を進めながら、施設の長寿命化を図ります。

加えて、山城町森林公園の運営管理については、引き続き民間のノウハウの活用も含めた指定管理者制度の採用等、施設の運営管理のあり方を検討します。

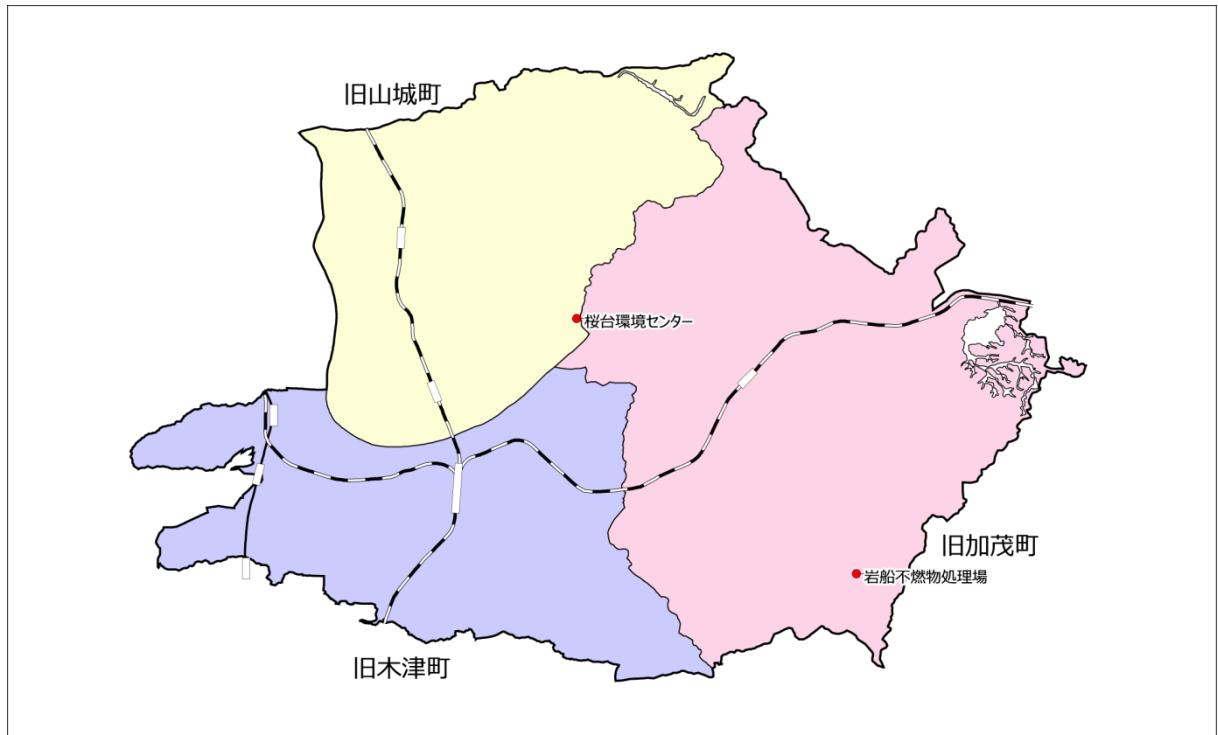
11. 供給処理施設の管理に関する基本方針

(1) 供給処理施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：0 施設 加茂地域：1 施設 山城地域：1 施設
老朽化・耐震性の状況	・2 施設とも築 30 年以上経過しています。
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
処理場	岩船不燃物処理場	加茂	76.1	S50	S造	未実施	直営
環境センター	桜台環境センター	山城	27.0	S56	S造	未実施	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 供給処理施設

桜台環境センターは、機能的に稼働可能期間内の運用を継続し、利用状況等を踏まえ、施設のあり方を検討します。

また、岩船不燃物処理場は、廃棄物の搬入を終えており、施設のあり方を検討します。

12. その他施設の管理に関する基本方針

(1) その他施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：10施設 加茂地域：13施設 山城地域：4施設
老朽化・耐震性の状況	<ul style="list-style-type: none"> 27施設のうち12施設が築30年以上経過しています。 耐震性が確保されていない施設は、以下の8施設になります。社会体育倉庫、社会教育資料室、梅谷埋蔵文化財収蔵庫、旧検察庁庁舎、旧鹿背山分校、加茂ふれあいセンター、旧当尾保育園、旧棚倉児童クラブ、旧なでしこコミュニティセンター
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場は加茂駅前第1駐車場が年間6,113人、東口駐車場が年間19,801人となっています。 共同浴場はいずみ湯が年間44,633人、やすらぎの湯が年間29,292人となっています。 加茂ふれあいセンター、旧清水集会所は社会福祉法人やシルバー人材センターに貸し付けており、年間利用者は加茂ふれあいセンターが12,159人、旧清水集会所が649人となっています。
運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 加茂駅前第1駐車場、東口駐車場、共同浴場いずみ湯、共同浴場やすらぎの湯は包括委託で、その他の施設は直営で運営されています。

② 施設配置図



③ 施設一覧

小分類	施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
駐車場	加茂駅前第1駐車場	加茂	381.6	H12	RC造	新耐震基準	包括委託
	加茂駅前東口駐車場	加茂	435.2	H11	RC造	新耐震基準	包括委託
駐輪場	やすらぎタウン上泊広場	山城	428.8	S60	S造	新耐震基準	直営
倉庫	教育委員会倉庫	木津	128.0	H6	S造	新耐震基準	直営
	社会体育倉庫	加茂	130.0	S53	その他	未実施	直営
	社会教育資料室	加茂	198.0	S46	RC造	未実施	直営
トイレ	淨瑠璃寺前公衆トイレ	加茂	38.9	H21	W造	新耐震基準	直営
	岩船寺前公衆トイレ	加茂	14.3	H16	RC造	新耐震基準	直営
	海住山寺前公衆トイレ	加茂	9.3	S59	CB造	新耐震基準	直営
共同浴場	共同浴場いづみ湯	木津	287.7	H6	RC造	新耐震基準	包括委託
	共同浴場やすらぎの湯	加茂	209.1	H8	RC造	新耐震基準	包括委託
排水機場	渦之樋排水機場	加茂	274.0	H4	RC造	新耐震基準	直営
文化財 収蔵庫	梅谷埋蔵文化財収蔵庫	木津	613.4	S50	S造	未実施	直営
	加茂埋蔵文化財収蔵庫	加茂	66.8	H6	S造	新耐震基準	直営
	埋蔵文化財収蔵庫	山城	151.6	H2	S造	新耐震基準	直営
道路施設	市道199号曾根山大里東線道路 付帯施設	木津	20.3	H8	W造	新耐震基準	直営
通路	JR木津駅自由通路	木津	948.6	H18	S造	新耐震基準	直営
	JR木津駅東西連絡通路	木津	157.5	H19	RC造	新耐震基準	直営
	JR加茂駅東西連絡通路	加茂	624.5	H11	S造	新耐震基準	直営
樋門	木津合同樋門	木津	94.0	H27	S造	新耐震基準	直営
その他	旧検察庁庁舎	木津	264.3	S45	RC造	未実施	直営
	旧清水集会所	木津	176.0	S57	W造	新耐震基準	直営
	旧鹿背山分校	木津	100.0	S34	W造	未実施	直営
	加茂ふれあいセンター	加茂	1,214.5	S56	RC造	未実施	直営
	旧当尾保育園	加茂	302.8	S52	S造	未実施	直営
	旧棚倉児童クラブ	山城	208.3	S36	RC造	未実施	直営
	旧なでしこコミュニティセンター	山城	621.6	S41	SRC造	未実施	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場は、利用しやすい環境づくりを目指し、施設の長寿命化を図るとともに、利用状況や施設の設置経過等を踏まえ、適正な施設管理のあり方を検討します。

○ 公衆トイレ

公衆トイレは、利用しやすい衛生環境づくりに努めるとともに、利用状況等を踏まえ、適正な施設管理のあり方を検討します。

○ 共同浴場

共同浴場は、公衆衛生の観点から、近隣の市営住宅における浴場整備が完了した時点で、利用状況や地域の特性を踏まえ、今後のあり方を検討します。

また、管理運営については、引き続き市民協働型による地元団体等への民間委託等の活用を進めます。

○ その他

その他の施設は、各施設における利用状況や施設の設置目的等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。

また、貸付施設については、老朽化が進んだ際に貸付団体等への譲渡や更地としての売却等の有効活用を検討します。

13. 上水道施設の管理に関する基本方針

(1) 上水道施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：8 施設	加茂地域：7 施設	山城地域：2 施設
老朽化・耐震性の状況	・17 施設のうち 11 施設が築 30 年以上経過しています。 ・耐震性が確保されていない施設が 10 施設あります。		
運営状況	・全ての施設が直営で運営されています。		

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
吐師受水場	木津	2,709.5	S52	RC造	未実施	直営
宮ノ裏浄水場	木津	537.2	H25	RC造	新耐震基準	直営
相楽西配水池	木津	120.0	S60	RC造	新耐震基準	直営
兜台受水場	木津	67.3	H2	RC造	新耐震基準	直営
木津南配水池	木津	468.0	H11	RC造	新耐震基準	直営
木津東配水池	木津	89.6	H21	RC造	新耐震基準	直営
木津中央配水池	木津	406.8	H21	RC造	新耐震基準	直営
木津受水場	木津	342.4	H14	RC造	新耐震基準	直営
河原浄水場	加茂	34.3	S44	RC造	未実施	直営
船屋浄水場	加茂	148.9	S51	RC造	未実施	直営
当尾中継ポンプ所	加茂	23.5	S56	CB造	未実施	直営
尻枝加圧ポンプ所	加茂	32.4	S56	CB造	未実施	直営
勝風配水池	加茂	14.3	S56	CB造	未実施	直営
辻配水池	加茂	14.1	S56	CB造	未実施	直営
観音寺浄水場	加茂	1,106.0	S51	RC造	未実施	直営
山城浄水場	山城	932.1	S39	RC造	未実施	直営
神童子第1加圧ポンプ場	山城	22.5	S39	RC造	未実施	直営

※工作物のみの施設は除く

④ 管理に関する基本方針

○上水道施設

上水道施設は、策定を進めている「アセットマネジメント」を踏まえ、水需要量とのバランスを考慮しつつ、施設の統廃合を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

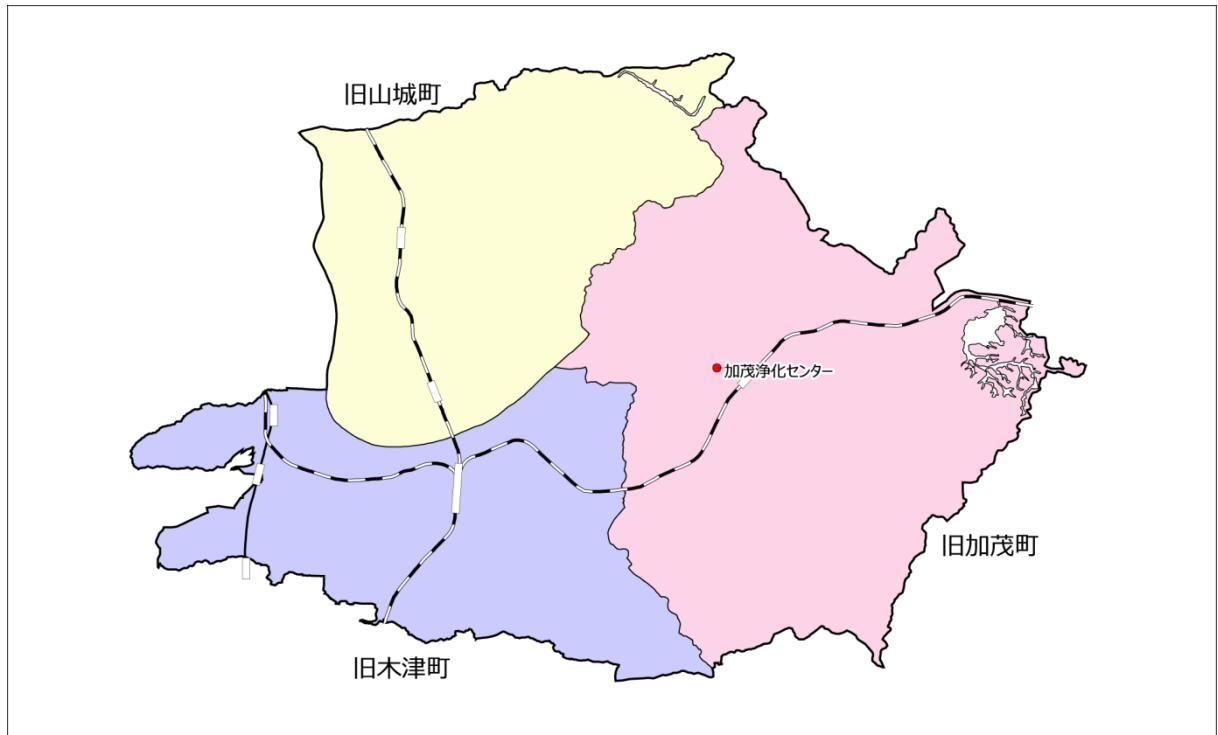
14. 下水道施設の管理に関する基本方針

(1) 下水道施設

① 施設配置状況

施設配置状況	・木津地域：0 施設	加茂地域：1 施設	山城地域：0 施設
老朽化・耐震性の状況	・加茂浄化センターの耐震性は確保されています。		
運営状況	・加茂浄化センターは直営で運営されています。		

② 施設配置図



③ 施設一覧

施設名	地域	延床面積 (m ²)	代表建築年	構造	耐震補強	運営方法
加茂浄化センター	加茂	2,015.4	H4	RC造	新耐震基準	直営

④ 管理に関する基本方針

○ 下水道施設

下水道施設（加茂浄化センター）は、「ストックマネジメント計画」の策定を進め、計画的な点検や修繕による長寿命化を図ります。

V. インフラ資産における管理に関する基本方針

1. 道路の管理に関する基本方針

道路は、「道路舗装長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化と適切な維持管理を進め、施設更新等に要するコストの縮減と平準化を図ります。

施設の維持管理については、日常のパトロールを強化するとともに、市民との連携による安心・安全で快適な道路づくりを進めます。

2. 橋りょうの管理に関する基本方針

橋りょうは、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策等の長寿命化を進め、修繕及び架替えに要するコストの縮減と平準化を図ります。

3. 上水道の管理に関する基本方針

上水道管路、配水池及び浄水施設等は、京都府の水道に関する計画や木津川市で策定を進めている「アセットマネジメント」を踏まえて、計画的な点検・修繕により長寿命化を図ります。

また、災害対策と施設更新費用の抑制を両立するため、排水区域の見直し、施設の耐震化、施設規模の適正化を検討します。

加えて、経営の効率化を図り、必要に応じて使用料や加入金等のあり方について検討します。

4. 下水道の管理に関する基本方針

下水道管路は、「ストックマネジメント計画」の策定を進め、計画的な長寿命化に努めるとともに、「京都府水洗化総合計画」に基づき、公共下水道未普及地域の解消に向けて整備等を推進します。

加えて、受益者負担の適正化の観点から、必要に応じて使用料の見直しを検討します。

VI. 計画の推進体制

本計画の全序的な推進機関としては、木津川市の行財政改革を計画的かつ全序的に推進する木津川市行財政改革推進本部とし、定期的に公共施設等の管理に対する情報管理・共有を図りながら、計画の進捗状況を検証することとします。

また、計画の進捗状況については、ホームページ等を活用し、市民の皆様に公表してまいります。

加えて、計画の見直し時においては、策定時と同様、木津川市行財政改革推進委員会に諮問を行うとともに、市民アンケートやパブリックコメント等の実施を通じて、市民参画の推進に努めてまいります。

資 料 編

■用語集

五十音	用語	意味
あ	四阿	公園などで眺望、休憩などの目的で設置される簡素な建屋のこと。
	アセットマネジメント	資産を効率よく管理・運用する手法のこと。
い	一般道路	自動車、原動機付自転車、自転車、軽車両、歩行者など、あらゆる交通の用に供する道路の通称のこと。
か	改良住宅	旧小集落地区等改良事業制度要綱に規定する住宅及びその附帯施設のこと。
	関公費立替金	独立行政法人都市再生機構が立替施行を行った債務のこと。
	関西文化学術研究都市	京都府、大阪府、奈良県の3府県(7市1町)にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一體的に整備することを目的として建設する都市のこと。
	元利償還金	地方債の償還金のこと、借りたお金(元金)と、それに対する利子を支払う金額のこと。
き	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。
く	国・府支出金	国や府が特定の事業などに対して交付する負担金や補助金などのこと。
	繰出金	他の会計に対して支出する経費などのこと。
け	減債基金	市債の償還に関する財源を確保し、健全な財政運営を図るための基金のこと。
	健全化判断比率	自治体の財政状況を判断する4つの基準で、具体的には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のこと。
こ	公園自主管理活動	より親しみの持てる魅力ある公園緑地施設となることを目的に、公園の管理を市民の皆様に委ね、行政がその活動を支援する制度のこと。
	公共施設	道路・公園・下水道・学校・図書館などの公共事業によって供給される施設のこと。
	公共施設更新費用試算ソフト	総務省が地方公共団体向けに作成した公共施設の将来更新費用を簡便に推計する手法ソフトのこと。
	公共施設状況調査年比較表	総務省が地方公共団体の公共施設の現況を明らかにする「公共施設状況調査」の調査結果を集約し、累年データとしてまとめた資料のこと。
	公債費	過去に借り入れた市債の元利金償還などに要する経費のこと。
	高度成長期	日本経済が飛躍的に発展し、実質成長率が年平均約10%の高水準を達成した昭和30年(1955年)から昭和48年(1973年)までの時期のこと。
	交付金	国や地方自治体が、法令等に基づいて、特定の目的をもって交付するお金のこと。
さ	財政調整基金	年度間の財源の調整を行うために財源を積み立てるための基金のこと。
し	市債	大規模な事業などを行うために国や金融機関などから長期にわたり借り入れるお金(地方債)のこと。
	自主財源	市が自主的に収入できる財源のこと。
	自主防災組織	地域住民が自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害などの防止や軽減を図るための組織のこと。
	市税	市民の皆様から市に納めていただいている税金(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税など)のこと。
	実質赤字比率	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」などに生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合のこと。
	実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合のこと。
	指定管理者制度	公の施設の管理・運営について、民間の能力や活力を活用し、行政の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定を受けた民間事業者、NPO法人等が管理できる制度のこと。
	自転車歩行者道	自転車の交通を前提とした幅の広い歩道のこと。
	譲与税	形式上、国税として徴収する収入の全額、または、一定割合を一定の基準に基づいて地方公共団体に譲与されるお金のこと。

五十音	用語	意味
し	将来推計人口	国連や各國政府が推計した将来の人口のこと。日本では、直近の国勢調査による人口数をもとに、出生率や死亡率などを考慮して推計し、国立社会保障・人口問題研究所がほぼ5年ごとに作成・公表している。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合のこと。
	将来目標人口	地方公共団体が目指すべき将来の方向や将来推計人口を踏まえて、長期的目標とする人口規模のこと。
	使用料及び手数料	条例などの規定に基づき、個々の行政サービスの対価として、利用者から徴収する料金のこと。
	人件費	市職員の給与、市議会議員及び教育委員などの各種委員の報酬及び共済費のこと。
す	stkマネジメント	既存の建築物や施設等のstkを有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
そ	送水管	浄水場から配水場に浄水を送るための水道管のこと。
た	耐震基準	公共施設等が地震に対して備えるべき強度の基準のこと。建築物については建築基準法に定められており、昭和56年に大規模な改正が行われた。改正後の基準を「新耐震基準」、改正以前の基準を「旧耐震基準」としている。
	耐用年数	法律などにより定められた公共施設等を使用できる期間のこと。
ち	地縁認可団体	自治会などの地域社会全般の維持や形成を目的とした団体・組織のなかでも、地方自治法などに定められた要件を満たし、行政的手続きを経て法人格を得た団体のこと。
	地方交付税	国税(所得税等)の一部から、地方公共団体の財政力に応じて国から交付されるお金のこと。
	地方債	地方公共団体が行う長期の借入金のこと。
つ	積立金	地方公共団体が条例の定めるところにより、特定目的のために資金を積み立てるための経費のこと。
と	投資的経費	公共施設等の建設や改修、用地取得など、その支出の効果が固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。
	導水管	川や貯水池などから浄水場へ原水を送るための水道管のこと。
	特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅法第18条に規定する住宅及びその附帯施設のこと。
	特定目的基金	財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金のこと。
は	パーゴラ	公園などで、つる性の植物を絡ませる木材などで組んだ日陰棚(ひかげだな)、つる棚、緑廊(りょくろう)のこと。
	配水管	配水場から家庭などの前まで浄水を送るための水道管のこと。
ひ	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額のこと。
ふ	扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令等に基づいて支出される生活保護費や諸手当、医療費助成などの経費のこと。
	普通建設事業費	道路や学校などの公共施設の整備に要する費用のこと。
	物件費	需用費(消耗品費や光熱水費など)、役務費(通信運搬費や手数料など)、臨時職員賃金、旅費、委託料などの消費的性質の経費の総称のこと。
ほ	補助費等	各種負担金や団体への補助金などの経費のこと。
ら	ライフサイクルコスト	公共施設等の企画設計、建設、維持管理及び最終的な廃止まで要する費用の総額のこと。
る	類似団体	人口及び産業構造等により、グループごとに分類された地方公共団体のこと。
れ	連結実質赤字比率	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合のこと。
ろ	ローリング方式	長期計画が実現されるよう、施策の見直しや部分的な修正を定期的に行うこと。

■木津川市行財政改革推進委員会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 231 号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変革に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革推進に関する重要事項を調査及び審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関して、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、9人以内で組織する。

- 2 委員は、市民及び優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

■木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

委員氏名 (敬称略)	所 属 等	備 考
さわい まさる 澤井 勝	奈良女子大学名誉教授	会長
にいかわ たつろう 新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究所教授	副会長
きむら しげひろ 木村 茂浩	㈱南都銀行公務・地域活力創造部 副部長	平成27年10月1日 就任
のむら しんじ 野村 真史	㈱南都銀行公務部公務グループ グループ長	平成27年9月30日 退任
やまおか 山岡 ナオミ	税理士	
やまぐち とよひろ 山口 豊博	特定社会保険労務士、経営士	
かち しんいちろう 可知 伸一郎	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 人事総務部RVK人事総務グループ マネージャー	平成28年8月1日 就任
やまもと たかお 山本 孝男	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 研究開発本部開発総務グループ マネージャー	平成28年7月31日 退任
さかもと としのり 坂本 利紀	公募委員	平成28年4月1日 就任
ふじた ひろし 藤田 弘志	公募委員	平成28年4月1日 就任
みずの かつお 水野 勝夫	公募委員	平成28年4月1日 就任
あさだ たけゆき 浅田 武之	公募委員	平成28年3月31日 任期満了
うらべ ていすけ 占部 稔佑	公募委員	平成28年3月31日 任期満了
ふじた ただお 藤田 忠雄	公募委員	平成28年3月31日 任期満了

(敬称略・順不同・退任委員の役職名は在任当時のもの)

■策定経過

○行財政改革推進委員会・行財政改革推進本部会議・公共施設マネジメントワーキンググループ
(略称：公共施設WG)

会議	開催日	主な議題
第1回公共施設WG	平成 27 年 7 月 3 日	・公共施設マネジメントの必要性 ・計画の概要
平成27年度第1回行財政改革推進本部会議	平成 27 年 8 月 5 日	・計画の策定方針とスケジュール
平成27年度第1回行財政改革推進委員会	平成 27 年 8 月 18 日	・計画の概要
第2回公共施設WG	平成 27 年 9 月 28 日	・計画に係る現状報告と今後の課題 ・市民アンケート調査
諮問	平成 27 年 11 月 4 日	
平成27年度第2回行財政改革推進委員会	平成 27 年 11 月 4 日	・市民アンケート調査
平成27年度第3回行財政改革推進委員会	平成 28 年 1 月 13 日	・市民アンケート調査中間集計結果
第3回公共施設WG	平成 28 年 5 月 31 日	・計画素案 I
平成28年度第1回行財政改革推進本部会議	平成 28 年 8 月 8 日	・計画素案 I
平成28年度第1回行財政改革推進委員会	平成 28 年 8 月 25 日	・計画素案 I
第4回公共施設WG	平成 28 年 10 月 18 日	・計画(案)
平成28年度第2回行財政改革推進本部会議	平成 28 年 11 月 2 日	・計画(案)
平成28年度第2回行財政改革推進委員会	平成 28 年 11 月 10 日	・計画(案)
平成28年度第3回行財政改革推進委員会	平成 29 年 1 月 13 日	・計画答申(案)
答申	平成 29 年 2 月	
平成28年度第3回行財政改革推進本部会議	平成 29 年 2 月	・計画決定

○市民参加の取り組み

取り組み	期間	内容
市民アンケート調査	平成 27 年 12 月 1 日 ～平成 27 年 12 月 21 日	・公共施設等総合管理計画の策定にあたり、市民の皆様の公共施設に関するニーズや意見を聞くために調査を行いました。 有効回収数 / 配布数 = 2,571 / 5,500 有効回収率 46.8% (未着8通を除く)
パブリックコメント	平成 28 年 12 月 7 日 ～平成 29 年 1 月 10 日	・パブリックコメントの実施及び計画案概要版の配布を行い、市民への周知及び意見把握に努めました。

■ 質問

7木財第 147 号
平成27年11月4日

木津川市行財政改革推進委員会

会長 澤井 勝 様

木津川市長 河井 規子

木津川市公共施設等総合管理計画について（質問）

木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）第2条の規定により、下記の事項について質問いたします。

記

1. 質問事項

木津川市公共施設等総合管理計画の策定に関するこ

2. 質問趣旨

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新の時期を迎える中で、施設等の老朽化の現状があり、地方自治体の財政状況は厳しさを増しています。それに加えて、人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

そのような全国の傾向は木津川市でも例外ではなく、更新を迎える木津川市内の公共施設等については、長期的な視点を持ち、更新、統廃合、長寿命化などの施設の方向性を打ち出すことで計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指します。その目的のために、公共施設等総合管理計画を策定する必要があるものです。

以上

■答申

9行革委第 1 号
平成29年1月 日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市行財政改革推進委員会
会長 澤井 勝

木津川市公共施設等総合管理計画について（答申）

平成27年11月4日付け5木財第147号で諮問のことについて、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての諮問を受け、当委員会において、慎重に審議を重ね、審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

記

木津川市公共施設等総合管理計画（答申） 別冊のとおり

以上

平成28年度木津川市事業仕分け実施要領（案）

（平成28年度第4回 木津川市行財政改革推進委員会）

1. 趣旨等： 木津川市行財政改革推進委員会が実施する事業仕分けは、木津川市が行っている行政サービスなどについて、施策そのものの必要性や仕事の進め方を議論し、現状における問題点や今後のあり方を考えいくためのものです。

指摘事項や結果については、今後の政策形成等への活用を図るため、市長に提言します。

2. 日 時： 平成29年1月29日（日）
午後1時30分～午後5時00分

3. 会 場： 木津川市役所1階 住民活動スペース

4. 参加者： • 行財政改革推進委員会委員
(コーディネーター【会長】・仕分け人【委員】)
• 市職員（説明者）

5. 対象事業： 4事業

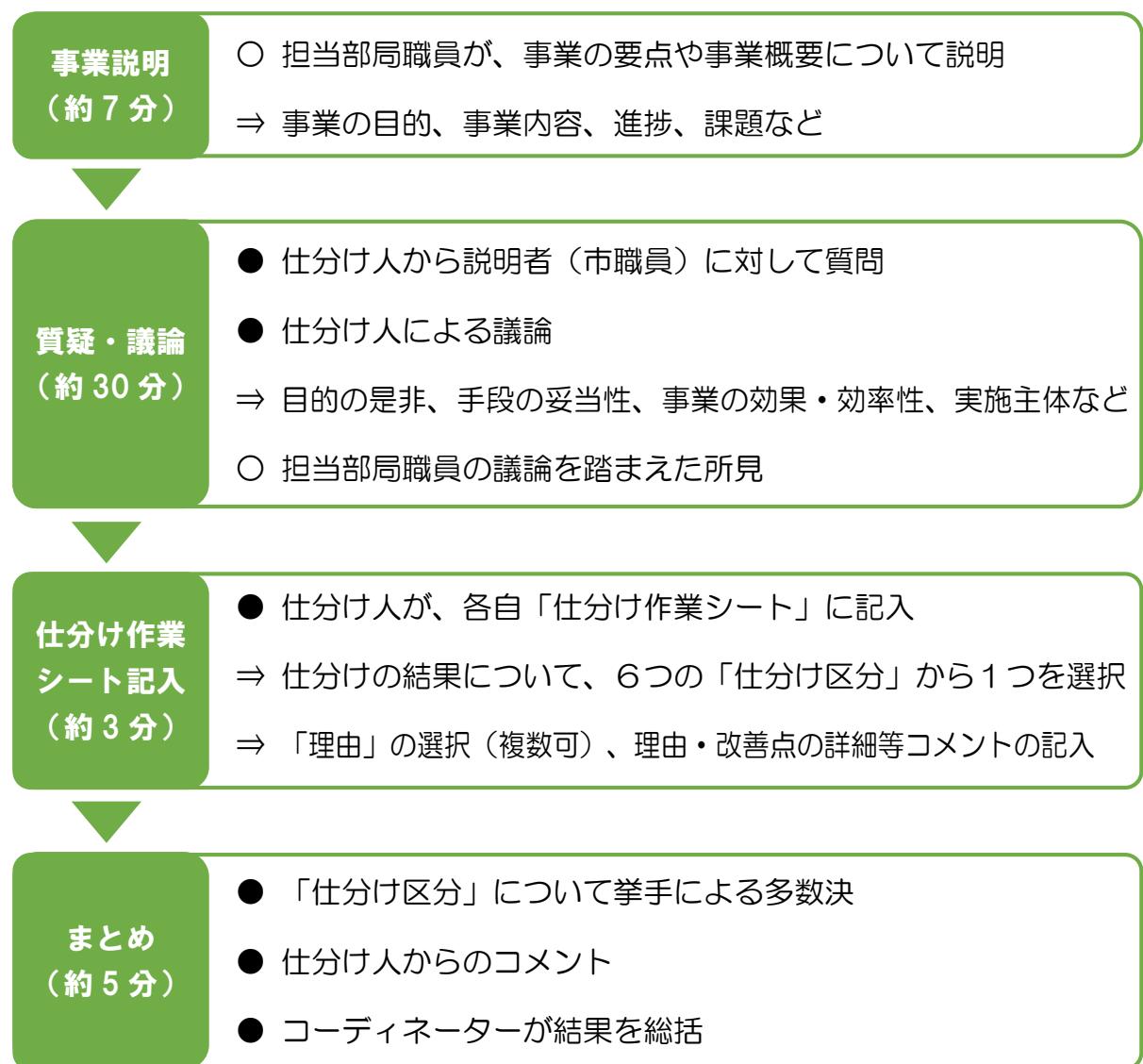
6. タイムスケジュール：

No.	項目	時間
	開 会	午後1時30分～
1	職員労務管理事業費	1時35分～2時20分
2	職員研修事業費	2時25分～3時10分
	休 憩	3時10分～3時25分
3	公園維持管理事業費	3時25分～4時10分
4	街路樹等管理事業費	4時15分～5時00分

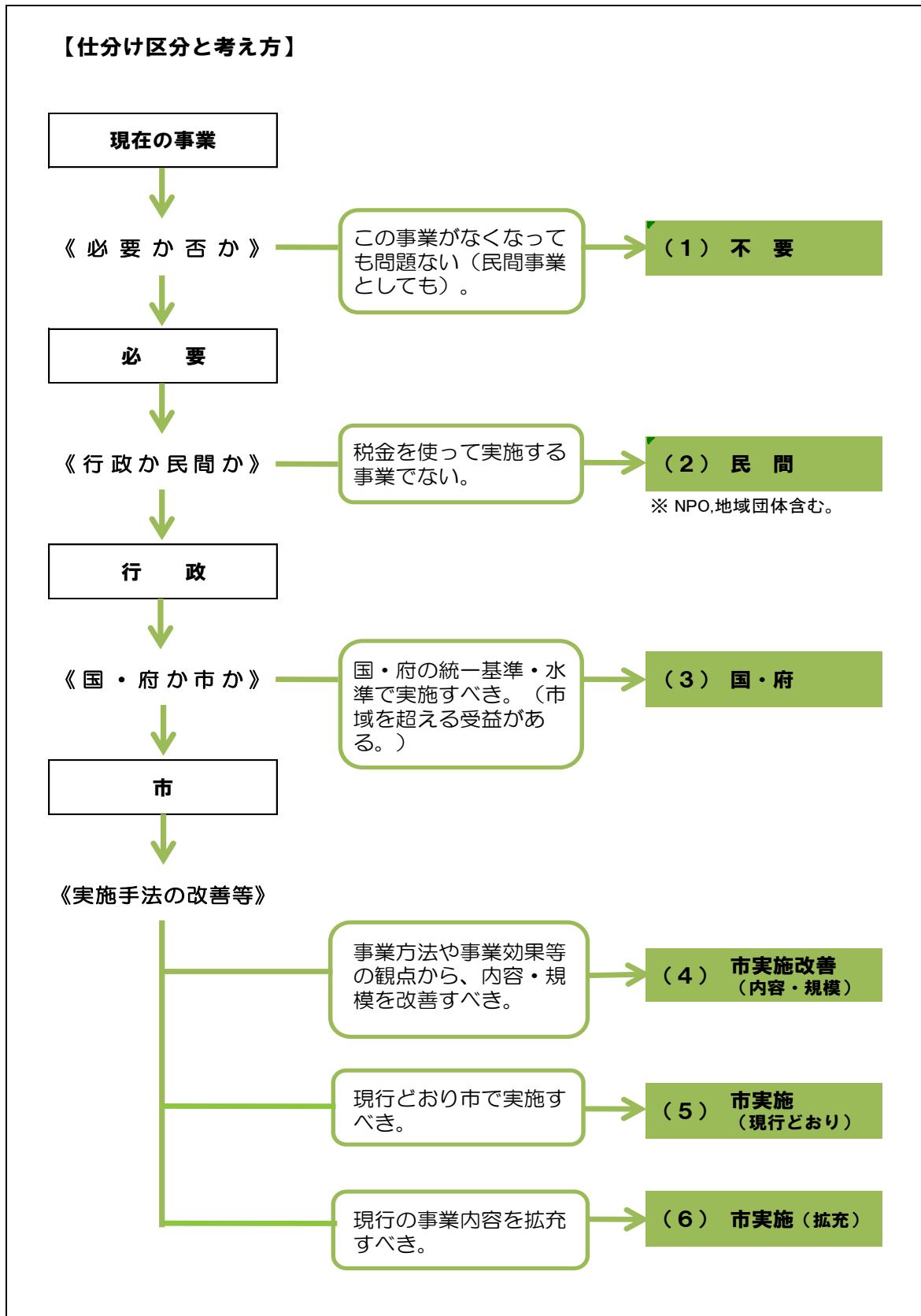
※ 審議の進捗状況により、時間帯が前後する場合があります。

7. 会議の公開：公開・傍聴席50席

8. 仕分け作業の流れ：1事業・約45分



9. 仕分け区分： 各事業について、次の考え方で仕分けの結果を整理



※ 法令の規制等によって現実的には実施主体の変更ができない事業であっても、そもそも論で結論を出す。

■ 仕分け作業シート

平成28年度 木津川市事業仕分け

事業名		記入者氏名	理由等（複数選択可）	理由補足、助言詳細
(1) 不要	① 実施する妥当性がない ② 目的の達成手段が不適当 ③ 既に所期の目的を果たしている ④ 事業効果が低い ⑤ 他の類似事業と重複 ⑥ 公平性に欠けている ⑦ その他（ ）			
(2) 民間	① 行政の役割が終了している ② 民間を圧迫または競合している ③ 民間の方が効果的・効率的 ④ その他（ ）			
民営化の相手方	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体（自治会など） (d) その他（ ）			
(3) 国・府	① 本来、国・府の業務 ② 国・府の方が効果的・効率的 ③ 市で対応することが困難 ④ その他（ ）			
市実施改善（内容・規模）	① 利用者ニーズの再把握が必要 ② 事業内容の抜本的見直しが必要 ③ 数値目標や終期設定が必要 ④ 業務の効率化を図るべき ⑤ 事業規模の縮小が必要 ⑥ 補助額・率を引き下げるべき ⑦ 利用料（受益者負担）の適正化 ⑧ 財源確保を努力すべき ⑨ 民間委託を検討するべき ⑩ その他（ ）			
(5) 市実施（現行どおり）	① 現行どおり進めるべき ② その他（ ）			
(6) 市実施（拡充）	① 利用者等の掘り起こしが必要 ② 事業内容の拡充が必要 ③ 対象者等の拡充が必要 ④ 利用料等を引き下げるべき ⑤ 補助額・率を引き上げるべき ⑥ その他（ ）			

平成28年度事業仕分け（意見募集）

1. 募集期間

平成28年12月19日（月）から平成29年1月18日（水）まで

2. 募集方法

- ①市役所ホームページのメールフォームから送信する。
- ②アンケート用紙に記入し、市役所財政課窓口に持参または郵送する。

3. アンケート用紙

別紙のとおり

4. 意見の取扱い

提出された意見は、事業仕分けの参考資料とする。

5. 委員への配布方法

提出された意見は、募集期間終了後にとりまとめ、郵送する。

平成28年度事業仕分け項目に対する意見募集

別紙

問1から問3までは、当てはまる選択肢に○をつけてください。

問1 あなたの性別を教えてください。

- ①男性 ②女性

問2 あなたの年齢を教えてください。

- ①～20歳 ②21～30歳 ③31～40歳 ④41～50歳 ⑤51～60歳
⑥61～70歳 ⑦71～80歳 ⑧81歳以上～

問3 あなたのお住まいを教えてください。

- ①木津川市在住 ②木津川市外在住

以下より、平成28年度事業仕分け対象項目についての質問です。項目の詳細については、裏面をご覧ください。

問4－(1) 職員労務管理事業費についてのご意見を100文字程度でご記入ください。

(事業の改善点など) ご意見がない場合は、空欄のままにしてください。

問4－(2) 職員研修事業費についてのご意見を100文字程度でご記入ください。

(事業の改善点など) ご意見がない場合は、空欄のままにしてください。

問4－(3) 公園維持管理事業費についてのご意見を100文字程度でご記入ください。

(事業の改善点など) ご意見がない場合は、空欄のままにしてください。

問4－(4) 街路樹等管理事業費についてのご意見を100文字程度でご記入ください。

(事業の改善点など) ご意見がない場合は、空欄のままにしてください。

ご協力ありがとうございました。

平成 28 年度事業仕分け対象項目の詳細

①職員労務管理事業費 平成 27 年度決算額 5,925,848 円（臨時職員賃金等を除く）

平成 27 年度事業の成果

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員の健康管理のための健康診断を実施しました。さらに、特定事業従事者（保育士など）については、業務が身体に与える影響が大きいことから、特殊健康診断を実施しました。また、メンタルヘルス不調による長期病気休務者の復職支援および所属長へのフォローアップを行うことで、職員の心の健康の保持増進、長期休務の再発防止を図るため、復職支援カウンセリング事業を実施しました。

○主な事業費

健康診断委託料：4,501,798 円 健康相談（カウンセリング）委託料：772,440 円

②職員研修事業費 平成 27 年度決算額 2,928,756 円

平成 27 年度事業の成果

職員の地方公務員としての知識と資質向上を図るため、京都府市町村振興協会等が実施する研修への参加や、市独自研修（新規採用職員研修、法制研修、AED 研修、人事評価研修、セキュリティ研修、DV 研修）の実施など、各種研修に積極的に取り組みました。（研修実績 開催回数：延べ 80 プログラム 参加者数：延べ 2,757 人）

また、内閣府が行う「危機事態に迅速・的確に対応できる人材」を育成するための防災スペシャリスト養成研修に職員 1 人が受研しました。

○主な事業費

職員研修委託料：1,207,000 円 研修旅費：1,030,380 円

③公園維持管理事業費 平成 27 年度決算額 130,612,277 円

平成 27 年度事業の成果

快適な生活環境の向上を目指して、市内の地区公園（2 か所）、近隣公園（8 か所）、街区公園（86 箇所）、広場緑地等（44 か所）の維持管理を計画的に実施し、公園利用者の安全確保及び環境整備等を積極的に推進しました。

また、地域コミュニティの場として、より親しみの持てる魅力ある都市公園・緑地施設となるよう、市民による自主的な管理活動を支援するため、補助金を交付しました。

○主な事業費

公園管理委託業務：63,024,480 円 公園維持工事費：56,378,639 円

都市公園・緑地施設等市民自主管理活動交付金：2,200,240 円

④街路樹等管理事業費 平成 27 年度決算額 63,844,713 円

平成 27 年度事業の成果

快適な生活環境の向上を目指し、生活道路を常に良好な状態に保つため、街路などの清掃・除草を実施しました。

○主な事業費

街路樹維持管理工事費：54,786,240 円 街路樹等管理業務委託：4,426,920 円

街路樹管理および清掃管理業務委託：4,542,480 円 害虫駆除（1 件）：48,600 円

木津川市公共施設等総合管理計画（案）に係るパブリックコメント実施結果（提出意見及び市の考え方）

- 公表期間 平成28年12月7日から平成29年1月10日まで
- 計画（案）に対する意見の提出結果 2件（2項目）
- 提出された意見及び市の考え方（なお、提出意見については要約して記載しています。）

No.	計画案での該当場所	項目	ページ	種別	提 出 意 見	市 の 考 え	反映
1	III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に対する基本方針 IV. 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針	意見			今や公共施設は人々が暮らしていくためには、なくではない物になつてゐる。それを維持するためには、それ相応の費用がかかる、効率的、効果的な運営が必要である。しかし、効率性が強調され過ぎると、人口の少ない地域の施設はなくなり、住民にとつては不便になり人口の流出に拍車をかけるようになる。 政府も都市集中を緩和するため、地方創生に力を入れ、人の地方への分散化を進めており、施設整備等の設置および変更を行う上で、それを考慮に入れて実施されるよう願う。	貴重なご意見として伺います。 本計画（案）には、III-2-(3)⑥統合や廃止の推進方針において、「時代のニーズや利用状況等に照らして、必要性が低くなつてゐる公共施設等については、利用者等に十分な説明を行い、調整を図つたうえで、廃止・撤去を進めます」としております。	
2	III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に対する基本方針	提案 ページ	30	2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (3) 実施方針 ②維持管理・修繕・更新等の実施方針	実施方針に「機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進し、ライフサイクルコストの平準化に努めます。」とあるが、建物や設備の機能を適切に保持するに努めたとしても、いつかは限界が訪れ、特に設備においては、更新を検討しなければならない時期が到来することになるのではないか。そういう更新をしなければならない時に、ライフサイクルコスト縮減に寄与する検討を行うことが有効だと考える。 そこで、記載内容を下記のように修正し、更新時の対応についても方針を示すことで、ライフサイクルコストの低減に寄与する方針となるのではないか。	以下とおり文言を修正します。 III-2-(3)②維持管理・修繕・更新等の実施方針 従来、劣化等による故障の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新ができるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進し、設備等の更新が必要と判断したものについては、費用対効果を考慮したうえで、省エネタイプの導入も含め、ライフサイクルコストの縮減や平準化に努めます。	○ (修正後) ライフサイクルコストの平準化に努めることとし、設備等の更新が必要と判断されたものについては、費用対効果を考慮した上で、省エネタイプの導入を検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

公共施設等総合管理計画（案）の市議会への報告結果

- 1 会議名 平成28年第4回定例会 総務文教常任委員会
- 2 開催日 平成28年12月5日（月）
- 3 主な質疑応答の結果

No.	計画案での該当場所 章	計画案での該当場所 項目	質疑等の内容（要旨） ページ	質疑等の回答（要旨） ページ
1	III. 公共施設等の総合的 かつ計画的な管理に關 する基本方針	III. 1 計画期間	28 ページ	地震等の大規模な天災が起こった場合を想定して いるのか。
2	III. 公共施設等の総合的 かつ計画的な管理に關 する基本方針	III. 1 計画期間	28 ページ	本計画を定期的に見直す期間は想定しているのか。
3	I. 計画策定の背景と目 的	I. 2 計画の目的	1 ページ	1. 2 『計画の目的』に記載の「公共施設等の機能 を維持しつつ」のとおり、公共施設等を維持しながら、 その役割を果たすという構えが原則ではないか。 また、本計画は縮小・統廃合だけを目的としていな いとする一方、公共建築物は複合化・集約化し、30 年間で28%縮小することとしているが、今後、市民 の理解を得られるような努力が必要となるが、何か考 えはあるか。
4	III. 公共施設等の総合的 かつ計画的な管理に關 する基本方針	III. 2 (2) 公共施設 等の数量に関する数 値目標の設定	29 ページ	広報きづがわで、何度となく公共施設等の問題をP Rされており、縮減等の課題部分は周知されている が、本計画は統廃合のみではなく、長寿命化等も進め ていくことをアピールできないか。
				本市の公共施設等を取り巻く現状と課題から、公共施設の延床面積を28%縮 減することは、市民の皆様へ丁寧にお知らせしていかなければならないと考えて おります。 本計画策定後の平成29年6月から7月頃に広報きづがわにおいて、長寿命化等 の含めた本計画にかかる特集号の掲載を考えております。